

故 障	故 障 原 因
前車輪タイヤの磨減が激しい	(1) 前車輪の換向が激しい。 (2) 空気圧の不足。 (3) ナックル・ピン及びタイロッド・ピンの磨減。 (4) 内輪(トーイン)の不正。 (5) 車軸の不良。 (6) 上向(キヤスター)の不正。
後車輪に動力が傳達しない	(1) クラッチが滑る。 (2) 変速機歯車及び軸の破損。 (3) 堆進軸、自在接手、車軸等の破損。 (4) 各傳動部のキーの破損。 (5) 後車軸歯車部の損傷。
後車輪タイヤの磨減が激しい	(1) タイヤの空気圧が不足。 (2) 車輪又は車軸の不良。 (3) 差動歯車の破損。 (4) ブレーキの引掛りがある。
リム・カット	(1) タイヤの空気圧不十分。 (2) バンクしたまま走行するとき。 (3) リムの縁に錆を生じている。 (4) 曲路を急速変で旋回せるため。 (5) 荷重の過大なるとき。 (6) タイヤとリムとの寸法の不適當なるものを使用するとき。

228. 自動車故障原因早見 (操縦装置)

故 障	故 障 原 因
ハンドルが重い	(1) 給油不十分。 (2) 各部の調整を締過ぎてている。 (3) 軸受部の締過ぎ又は破損。 (4) 内輪(トーイン)、上開(キャンバー)の不正なるとき。 (5) 差動機の作用が不良。 (6) 車軸に狂いがある。 (7) タイヤの空気圧が不足している。 (8) 操向ハンドル管の不正。
ハンドルに遊びが多過ぎる	(1) 操向歯車の調整ナットが弛んでいる。 (2) 操向連桿の調整ナットが弛んでいる。 (3) 軸受の破損又は弛緩。 (4) 歯車の噛合が不良。 (5) ナックル・ピン及びタイロッドの磨減。 (6) 前車輪の軸受が弛んでいる。 (7) ハンドルの固定栓が弛んでいる。 (8) 操向元腕(ピットマン・アーム)の取付の弛緩。

ブレーキがきかない	(1) ブレーキの調整不良。 (2) ブレーキ・ペダルの調整不良。 (3) ブレーキ表張の磨減。 (4) 作用機構が固く錆付いている。 (5) ブレーキ表張に油類の附着。 (6) ブレーキ胴の破損。 (7) ブレーキ引棒の連結部の弛緩。 (8) ブレーキ・カムの磨減。
ブレーキに軋る音を發する	(1) ブレーキ表張の乾燥又は磨減。 (2) 表張とブレーキ胴との摩擦。 (3) ブレーキ胴の磨減又は溝を生じている。 (4) ブレーキ機構に給油不足。 (5) リベットがブレーキ胴に接觸している。 (6) ブレーキ表張の張替不良。
ブレーキ内に騒音を發する	(1) ブレーキ胴の取付不良。 (2) ブレーキ片のバネの破損。 (3) ブレーキ片が外れてブレーキ胴に接觸している。
ブレーキを弛めても猶作用する	(1) ブレーキの踏代が過少又は不同を生じている。 (2) ブレーキの調整不良。 (3) ブレーキ帯及びブレーキ片の調整不良。 (4) バネの弾力が弱い。 (5) 各軸に發錆している。 (6) ブレーキ機構に他の機構が接觸している。 (7) ブレーキ胴が變形している。
ブレーキが片利する	(1) 表張の磨減に不同がある。 (2) ブレーキ鈎合金の作用が不完全。 (3) バネの弾力が不平均。 (4) ブレーキの調整不良。 (5) タイヤの空気圧が不同。 (6) 路面の状態が各車輪に於て相違している。
ブレーキを掛けると車が振動する	(1) ブレーキ表張が摺りむかわれている。 (2) ブレーキ表張の破損。 (3) ブレーキ胴の損傷。 (4) ブレーキの踏代の不同。 (5) ブレーキ胴の變形。

229. 自動車故障原因早見 (電気装置)

故障	故障原因
蓄電池が充電状態を保持しない	(1) 発電機の発電量が低い。 (2) 発電機の充電自動スイッチ(カットアウト・リレー)の作用が不良。 (3) 停車中に電燈をつけ放しているとき。 (4) 低速運轉の繼續。 (5) 蓄電池の故障, 殊に電線の接續不良又は硫酸化, 極板の反曲, 極板の腐蝕, 作用物質の脱落, 内部短絡, 過熱等。 (6) 晝間より夜間に多く運轉するとき。 (7) 電流使用付属品を多く取付けているとき。 (8) 始動器の使用が多いとき。 (9) 電流の不足又は高過ぎる。
蓄電池の電解液が著しく減る	(1) 電槽の破損による漏電。 (2) 流電率が多過ぎる。 (3) 短絡を生じている。
蓄電池の電流が不足する	(1) 端子(ターミナル)の腐蝕又は取付不良。 (2) 配電線の損傷。 (3) 配電線が細過ぎる。
蓄電池が徐々に放電する	(1) 外部の回線に於て微弱なる短絡を生じている。 (2) 電線が油で浸されている。 (3) 隔離板が破損しかけている。 (4) 沈澱物のため電池内に短絡を生じている。
蓄電池が急激に全放電する	(1) 外部回線に於て激しい短絡を生じている。 (2) 隔離板の反曲。 (3) 電池内に短絡を生じている。
電燈の光度が減る	(1) 蓄電池が放電している。 (2) 端子の弛緩。 (3) スイッチ又は電燈の連結部が汚損しているか或は弛んでいる。 (4) 電球の老衰。
充電自動スイッチの接點の開放及び閉塞不良	接點の開放 (1) 線輪の鐵心と接觸片との隙間が少い時(この隙間は普通 0.01~0.015 吋位) (2) バネの作用が不良。 (3) 接點の磨損。 (4) バネの彈力衰退。 閉塞不良 (1) 線輪の鐵心と接觸片との隙間が過大なとき。 (2) バネの彈力の強過ぎ。 (3) 充電自動スイッチの線輪に開電路を生じている。

発電機の充電量が少い	(1) 配電子の短絡。 (2) 刷子の接觸不良。 (3) 充電自動スイッチの接點の接觸不良。 (4) 整流子に油の附着又は破損。 (5) 発電機, 蓄電池, 充電自動スイッチ等の各電線の連結が不良なるとき。
発電機が焼ける	(1) 絶縁が不完全又は短絡を生じている。 (2) 充電自動スイッチが開いたまま閉塞しない。 (3) 軸受に給油が不足している。
発電機から蓄電池に充電しない	(1) 蓄電池に故障を生じている。 (2) 充電自動スイッチの作用不良。 (3) 端子の取付の弛緩又は腐蝕。 (4) 刷子の接觸不良。 (5) 接地の不完全。 (6) 電流計の線輪の燒損。
点火栓が甚だしく汚損する	(1) 濃厚混合ガスの使用。 (2) 点火時期の調整が遅れすぎている。 (3) チョークの亂用。 (4) 給油過多。 (5) 滑油の吸引を起している。 (6) 不良なる滑油又はガソリンの使用。 (7) スパークが弱い。 (8) 機關の過熱。
磁石発電機点火法に於て火花を生しない	(1) 電機子の二次線輪の燒損。 (2) 斷續器の接點の燒損又は汚れ, 或は隙間の不正。 (3) 斷續器バネの弱り。 (4) 配電器の配電刷子の破損又は接觸不良。 (5) 配電盤の汚れ又は破損。 (6) スイッチの不完全。 (7) 電線の連結が不良。 (8) 蓄電器の故障。 (9) 二次線輪の損傷。 (10) 磁石発電機の取付不良。 (11) 磁石の磁力の衰退。 (12) 接地刷子の破損。
蓄電池点火法に於て火花を生しない	(1) 点火スイッチが入っていない。 (2) スイッチの破損。 (3) 蓄電池の放電。 (4) 点火回路の連結部の弛み又は外れ或は短絡を生じている。 (5) 接點の不正。 (6) 点火線輪又は蓄電器の故障。

故障	故障原因
点火栓に火花を発生しない	(1) 蓄電池の放電。 (2) 蓄電池よりの電線の破損又は取付不良。 (3) 点火スイッチの不良。 (4) 点火栓にカーボン堆積。 (5) 点火隙間の不正。 (6) 断続器接点の焼損又は汚損。 (7) 配電器の接点の焼損。 (8) 点火線輪の短絡又は焼損。 (9) 各電線接続部の破損又は取付の弛緩。 (10) 蓄電器の損傷。 (11) 接地の不完全。
電球の命数が短い	(1) 発電機の充電割合が高過ぎる。 (2) 蓄電池が過度に充電されている。 (3) 蓄電池の破損。 (4) スイッチより蓄電池に至る連結部が汚損しているか或は弛んでいる。
発電機が回転しない	(1) 電機子が短絡している。又回路に開電路がある。 (2) 整流子が汚損している。 (3) 整流子の變形。 (4) 電機子が極片に接触している。 (5) 整流子の雲母が高く突出している。 (6) 刷子バネの弾力が弱い。 (7) 刷子バネが保持器に固着している。 (8) 第三刷子の調整不良。 (9) 界磁が短絡している。 (10) 界磁線輪の焼損。 (11) 発電機軸が曲つている。
始動電動機が回転しない	(1) 蓄電池が放電している。 (2) 蓄電池に故障を生じている。 (3) 刷子和整流子との接触不良。 (4) 蓄電池の端子が錆付いている。 (5) 始動器の短絡又は破損。 (6) 始動ペダルの壓下の不足。 (7) 始動スイッチの接触不良。 (8) 整流子に汚物の附着。 (9) 機關の給油不足。 (10) 電機子が極片と接触している。 (11) 刷子バネの弾力が長退している。 (12) 始動電動機クラッチ(オーバ・ランニング・クラッチ)が滑つている。 (13) 始動小歯車の破損。

230. 自動車修理限度 (その1)

種別	部 名	限度寸法(吋)	備 考
機 關 部	シリンダ内径上下の差(圓錐)	新製 0.001 修理 *0.0025	* 限度寸法は直径1吋に付示す
	シリンダ内径縦横の差(楕圓)	新製 0.001 修理 *0.001	* 同 上
	各シリンダ内径の差	新製 0.001 修理 0.005	
	各シリンダ壓力の差	新製 0.2 疋/疋 ² 修理 0.7 疋/疋 ²	
	ピストンとシリンダ壁との隙間(鑄鐵製)	新製 0.001 修理 0.0025	◎限度は形状材質により多少増減すること。 ◎限度寸法は直径1吋に付示す
	同 (アルミニウム製) 上 普通型	新製 0.0015~0.002 修理 0.003	同 上
	同 (アルミニウム製スピリット・スカート型) 上	新製 0.001 修理 0.0025	同 上
	ピストン・リングとリング溝との隙間	新製 0.001~0.0015 修理 0.0035	◎隙間の寸法は材質によつて増減する。 ◎張りの強さは0.3~0.5 kg
	ピストン・リング切口の隙間	新製 ステップ・カット 0.0023~0.0038 45° カット 0.0017~0.008 修理 ステップ・カット 0.007~0.010 45° カット 0.005~0.008	◎限度は直径1吋に付示す ◎シリンダ直径と共にリング隙間も増加すること ◎限度はシリンダ直径3'~5'のものに付示す
	ピストン・ピンの嵌合(鑄鐵製ピストン)	新製 手で溢く押込むか軽く押込む程度 修理 0.003	
同 (アルミニウム製) 上 ピストン	新製 手で溢く押込む程度 修理 0.0015	ピストンは温めて置くこと(80°C)	
ピストン・ピンと連桿小端の嵌合	新製 1~3 疋 修理 0.002	新製限度は連桿大端を以て動かすに要する力	

種別	部 名	限度寸法(吋)	備 考
機 關	連桿の曲り	新製 0.0005 修理 0.001	ピストンを組立てたものに付測定する
	連桿大端とクランク・ピンの隙間	新製 0.0015 修理 0.006	稍 濫 い 程 度
	連桿大端頭軸方向の遊び	新製 0.006~0.013 修理 0.022	
	クランク・ピン及びクランク主軸の偏耗	新製 0.0005 修理 0.002	
	クランク軸の軸方向の遊び	新製 0.005~0.006 修理 0.015	
	クランク軸と軸受の隙間	新製 0.001~0.002 修理 0.004	濫 い 程 度
	クランク軸の曲り	新製 0.001 修理 0.003	
機 部	カム軸の軸方向の遊び	新製 0.002~0.003 修理 0.007	
	カム軸頸と軸受の隙間	新製 0.001~0.0015 修理 0.005	
	弁桿と弁案内との隙間	新製 0.002~0.003 修理 0.008	弁桿の増寸は直径に於て普通 1/64, 1/32
	弁 座 の 幅	新製 1/16 以上 修理 3/32 以下	弁頭の増寸は通常直径に於て 3/32
	弁とタベットの隙間	吸気弁 0.006 排気弁 0.008	◎機関冷却せる時 ◎正確には各車の指定によること
	タベット同案内との隙間	新製 0.0005~0.002 修理 0.004	
	タベットとローラー(受動子の)の偏耗	新製 0.005~0.001 修理 0.0025	直 徑 に 於 て
	タベットとローラーと同ピンとの隙間	新製 0.001 修理 0.0025	
	弁テコと同軸との隙間	新製 0.0015~0.002 修理 0.006	

機 關	調時歯車磨耗(バツクラッシュ)	新製 0.0015~0.0025 修理 0.005	
	調時鎖の磨耗(たるみ)	新製 3/8 修理 5/8	
	油ポンプ駆動歯車の磨耗(バツクラッシュ)	新製 0.003 修理 0.018	
	油ポンプ歯車の軸方向の隙間	新製 0.001 修理 0.007	
	油ポンプ歯車軸受の隙間	新製 0.001 修理 0.005	
	油ポンプ歯車とポンプ體壁との隙間	新製 0.001 修理 0.006	
	配電器ブレーカーポイントの隙間	新製 0.020~0.0025 修理 0.015 以下 0.030 以上	
機 部	配電器ブレーカーポイントのパネの強さ	新製 0.45~0.55 疋 修理 0.35 疋	
	配電器駆動歯車の磨耗(バツクラッシュ)	新製 0.015 修理 0.005	
ク ラ ッ チ	点火栓の隙間	低壓のもの 0.022~0.028 高壓のもの 0.018~0.022	
	パイロット軸受とクラッチ軸の隙間	新製 0.0005 修理 0.002	
	スライディング・スリーブとクラッチ軸との隙間	新製 0.0015~0.0025 修理 0.007	
	クラッチ板とスプラインの磨耗	新製 1/64 修理 1/16	クラッチ板の圓周にて測りたるバツクラッシュ
	クラッチ・ペダルと床板との隙間	新製 3/4 修理 1/8	

種別	部 名	限度寸法(吋)	備 考	
變速機	變速機齒車の軸方向の遊び	新製 0.002~0.005 修理 0.016		
	齒車スプライン部の磨耗	新製 0.001~0.0015 修理 0.005		
	齒車の磨耗(バックラツシュ)	新製 0.003 修理 0.007		
駆動装置	自在接手スパイダーとブツシュの隙間	新製 0.001 修理 0.007		
	推進軸スプラインの磨耗	新製 0.001~0.0015 修理 0.005		
	差動大齒車と齒車箱壁との隙間	新製 0.001~0.002 修理 0.007		
	差動小齒車とスパイダーとの隙間	新製 0.001~0.002 修理 0.007		
	リング・ギアとピニオン・ギアの遊び(バックラツシュ)	新製 0.002~0.005 修理 0.013		
	差動大齒車と小齒車の隙間	新製 0.006~0.008 修理 0.017		
	後車輪軸受(ボール・ベアリング)の直徑方向の遊び	新製 0.005~0.0015 修理 0.006	軸方向の遊びは0.014以内	
	前輪内輪(トーイン)	高壓タイヤ	3/16 - 3/8	
		低壓タイヤ	1/2 - 1/4	
	操 縦	キング・ピンと同ブツシュの隙間	新製 1/16 修理 1/4	車輪外縁のガタに於て測定する
ブレーキ表張とブレーキ胴の隙間		新製 1/64 修理 3/32		

向 装 置	操向ハンドルの遊び	新製 $\frac{1}{2}$ 修理 $2\frac{1}{2}$	ハンドルのリムに於て測定する
	シャシ・バネのピン	新製 0.001~0.002 修理 0.005	

231. 自動車修理限度 (その2)

種 別	部 名	修理限度(耗)		備 考
		一般検査	その他検査	
シリンダ・ピストン・連桿・クランク軸	シリンダ内径の不同	0.25	0.40	推力受にて測る
	ピストン・リングと同溝との隙間		0.15	
	連桿大端の横の隙間	0.30		
	クランク・ピンの直徑の歪	0.05		
カム軸	主軸直徑の歪	0.05		
	クランク軸前後方向の隙間	0.40		
	クランク軸の曲り	0.10		
	軸直徑の歪	0.05		
弁	軸と同ブツシュとの隙間	0.15		
	軸前後方向の隙間	0.30		
	軸の曲り	0.05		
	弁桿と同案内の隙間	0.20	0.25	
タベツト	弁座の幅	2.50	2.50	
	タベツトと同案内の隙間	0.10	0.10	
	タベツトローラーの偏耗	0.04	0.04	
	タベツトローラーと同ピンとの隙間	0.15	0.15	
變速機	弁テコ軸と同ブツシュとの隙間	0.15	0.15	
	變速機スプライン軸のスプライン幅の隙間	0.20	0.25	
	後退齒車ブツシュと同軸との隙間	0.15		
	變速機スプライン軸の曲り	0.10	0.10	
操 向 機	クラッチ軸の曲り	0.10	0.10	
	キング・ピンと同ブツシュとの隙間	0.15		
	操向齒車箱ブツシュと同軸との隙間	0.15	0.20	
	自在接手	接手ブツシュと同十字との隙間	0.20	0.20
シャシ・バネ	スプライン軸のスプライン幅の隙間	0.30	0.40	
	バネ關係ピンと同ブツシュとの隙間		0.50	
ポンプ	水ポンプ軸の磨耗	0.50		

種 別	部 名	修理限度(耗)		備 考
		一般検査	その他検査	
ボ ン プ	水ポンプ軸と同ブシュとの隙間	0.30	0.30	直徑方向 の磨耗 同 上
	油ポンプ歯車とポンプ蓋との隙間	0.10	0.10	
電 氣 装 置	發電機整流子の偏耗	0.50		
	始動電動機整流子の偏耗	0.50		
そ の 他	球軸受の磨耗	0.15	0.15	
	コロ軸受の磨耗	0.15	0.15	

232. 自動車修理機械工具(機械の部)

No.	品 名	品質型状	No.	品 名	品質型状
1	齒切機械	能力 25 吋以上 能力 1.350 M	21	空氣壓縮機	2 HP
2	スプライン・ブローチ		22	洗滌ポンプ	
3	クランク軸研磨機	3 M	23	電氣熔接機	
4	カム軸研磨機		24	ミシンの重機	
5	ピストン研磨機	3 M	25	天井起重機	
6	旋盤		26	電氣試験機	水 壓 機
7	萬能研磨機	3 M	27	機關動力試験機	
8	フライス盤		28	ブレーキ試験機	
9	形削盤	3 M	29	前照燈試験機	
10	ボール盤		30	燃料ポンプ噴射弁試験機	標 準 型
11	堅削盤	大型 30 鹿 小型 25 鹿	31	弁試験機	筒 易 型
12	シリンダ研磨機		32	研 磨 盤	電 氣 式
13	シリンダレ	大型 30 鹿 小型 25 鹿	33	研 磨 盤	電 氣 式
14	シリンダレ		34	火 床	電 氣 式
15	鉋盤	大型 30 鹿 小型 25 鹿	35	可 變 電 源	電 氣 式
16	鉋盤		36	充 電 器	水銀整流器付のもの 發電機及び配電盤付
17	鉋盤	大型 30 鹿 小型 25 鹿	37	真 空 掃 除 器	
18	鉋盤		38	真 空 掃 除 器	
19	角ノミ盤	大型 30 鹿 小型 25 鹿	39	自 動 昇 降 機	
20	角ノミ盤				

233. 自動車修理機械工具(測定器具の部)

No.	品 名	品 質 型 状
1	スコヤ	臺付 12 吋のもの
2	針金ゲージ	耗寸法のもの
3	スクリュール・ピッチ・ゲージ	メトリック 20 種 1 組のもの
4	隙間ゲージ	吋サイズ 1.3 葉
5	隙間ゲージ	0.04~1.000 吋
6	隙間ゲージ	0.0015~0.015 吋
7	隙間ゲージ	0.004~0.025 吋 各 2 葉宛 8 葉のもの
8	圧力計	ピストン・ワイラーゲージ 0.002~0.015 吋 シリンダ・コンプレッション・ テスター 200 kg
9	圧力計	タイヤ圧力計
10	マイクロメーター	0~25 mm 能力
11	マイクロメーター	25~50 mm
12	マイクロメーター	50~150 mm
13	シリンダ内径測定器	アメス・シリンダ・ゲージ 55~138 m.m
14	点火栓試験機	
15	酸素調整器	8 kg/cm ²
16	空氣清淨壓力調整器	
17	弁バネ・テスター	
18	定規	100×80 1500 mm
19	折尺	鋼製六ツ折 1 米, 吋併用
20	ノギス	10 吋
21	尺	大工用曲尺 直角のもの
22	尺	12 吋 鋼製
23	キヤリパス	内径用 10 吋
24	キヤリパス	外径用 10 吋
25	コンパス	10 吋 鋼製
26	製圖器械	英式 18 品入
27	トースカ	
28	布巻尺	サック付 20 米用
29	T 型定規	製圖用木製 長さ 110 cm
30	一角定規	セルロイト製 205 mm
31	電壓電流計	12 V-130 A
32	コンネクティング・ロッド・ アライナー	
33	ピストン・リング・ゲージ	擴大鏡付
34	比重計	蓄電池電液測定用
35	比重計	ガソリン測定用
36	寒暖計	棒状寒暖計 C 200° 木製ケース入
37	ストップ・ウォッチ	時分秒併用のもの
38	製圖板	1200×750 mm

234. 自動車修理機械工具 (修理工具の部)

No.	品名	品質	形状
1	金敷切	45 kg	
2	ガス溶接	厚物用	
3	ガス溶接	溶接寸法 1~15 mm	
4	ガス切斷	" 1~15 mm	
5	電気	1/4 吋迄のもの	ボデー用
6	"	3/4 吋	シヤシ用
7	胸當錘	1/2 吋	手廻し
8	弁リフター		
9	エンジン・クリーナー		
10	スプレーガン	塗装用	
11	点火栓クリーナー		
12	泥除修理用ツール		
13	車輪抜き		
14	ボルト・クリツパー	24"×3 1/8"	
15	クランク・ツール (ピン用)		
16	ハブ抜き		
17	ジャッキ	油圧式ガレージ・ジャッキ 重量 10 吨	
18	"	スクリュウ・ジャッキ 重量 8 吨	
19	"	" 3~5 吨	
20	クリツボール	大工用	
21	ドリル・スタンド		
22	V型ブロック	150×120×70	
23	トーチランプ	1 立入	
24	墨壺	大工用	
25	チヨナ	"	
26	鋸	金物用 250 mm	
27	蜂の巣砥	50 kg	
28	油研砥	白 8"×2"×1"	
29	弁座リマ・セット	手廻し式	
30	リマ・セット	クリセント式エキスパンデング	
31	砥石	ガラス面取用	
32	片口スパナ	前車軸スパナ口径 50.5 mm	
33	"	" 50.0 mm	
34	"	" 46.0 mm	
35	"	" 42.0 mm	
36	"	後車軸用 69.0 mm	
37	"	" 67.0 mm	
38	"	シヤシ・バネ用 32.5 mm	
38	"	" 30.5 mm	
40	"		
41	箱スパナ	点火栓用	
42	"	(メトリック・ソケット・レンチ・セット)	
42	"	12 角口径約 4~25 mm 18 點入	
43	"	附属品ハンドル, レバー付	
43	"	メトリック 15" ~ 1 9/32"	
44	T型ボックス・レンチ	シリンダ頭締付用	

45	自在スパナ	両口 1/2×15/16"	
46	"	" 3/4×15/16"	
47	"	" 1 1/16×1 1/8"	
48	"	片口 能力 3/4" 迄 長 6"	
49	"	" " 1 11/16" 長 15"	
50	"	" " 24 mm	
51	"	" " 40 mm	
52	スパナ	車輪用口径 30 mm	
53	"	" 27 mm	
54	"	" 21×42 mm	
55	"	ハブ・キャップ 1 1/2 mm	
56	"	" 100×110 mm	
57	"	" 100 mm	
58	"	ハブ取付スパナ口径 104 mm	
59	"	ハブ用スパナ	
60	管	全長 10"	
61	"	" 18"	
62	"	" 24"	
63	鉋	櫛形作里 5 分	
64	"	" 1 寸	
65	"	南京鉋 1 寸 2 分	
66	"	荒 1 寸 8 分	
67	"	仕長 上裏里 2 寸 2 分	
68	"	ダボ作里 2 寸 2 分	
69	"	際鉋 左 寸 2 分	
70	"	" 右 寸 2 分	
71	"	脇取 (中脇)	
72	"	柄付 兩 尺	
73	鋸	" 8 寸	
74	"	挽回鋸 尺	
75	"	道實柄付片 8 寸	
76	"	中 型 31 尺	
77	"	裏丸ノミ (櫻柄) 3 分	
78	ノミ	" 5 分	
79	"	" 7 分	
80	"	" 5 分	
81	"	" 7 分	
82	"	追込ノミ 8 分	
83	"	埋木ノミ (黒圓柄) 8 分	
84	"	本磨櫻柄付等の 2 分	
85	"	" 3 分	
86	"	" 4 分	
87	"	" 5 分	
88	"	" 7 分	
89	"	" 8 分	
90	ネジ切道具	スクリュウ・プレート U. S. A ボンプ	
91	"	ハンドル付 1/16 上り 1/4 3/4 のもの	
92	"	" S. A. E 1/4-1/2 迄のもの	
93	ツールスタンド	" J. E. S 耗 mm 上り 6~24 mm	

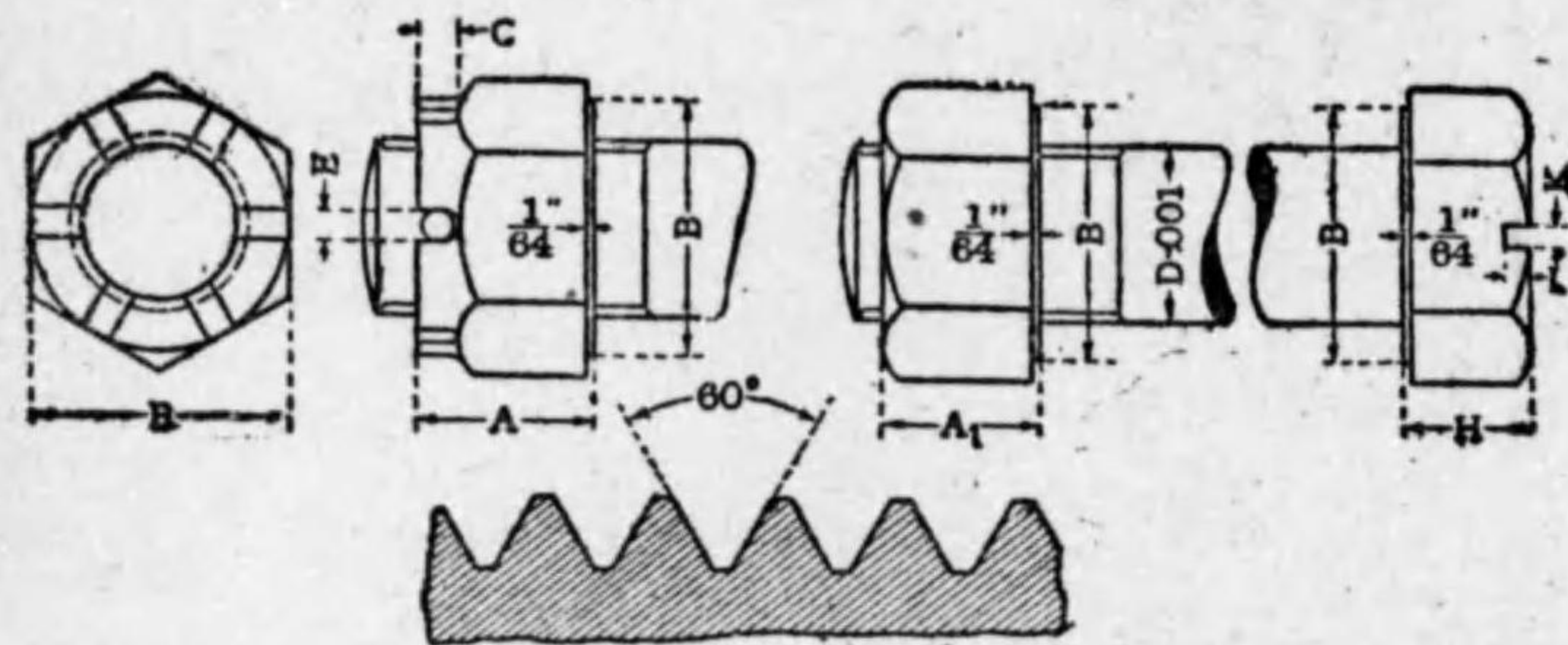
No.	品名	品質	型状
94	ハーブランドカッチングツール		
95	ハンド・ハンマ	1 ボンド	
96	"	1 $\frac{1}{2}$ "	
97	"	3 "	
98	"	12 "	
99	萬力	ピストン用	
100	"	立形 口径 6"	
101	"	箱形 " 6"	
102	木ネジ廻し	先端幅 9 mm	全長 325 mm
103	"	" 7 mm	" 210 mm
104	"	" 5 mm	" 185 mm
105	"	" 3 mm	" 145 mm
106	ヤスリ	角荒目	350 mm
107	"	角中目	300 "
108	"	角細目	250 "
109	"	丸荒目	350 "
110	"	丸中目	300 "
111	"	丸細目	250 "
112	"	半丸荒目	350 "
113	"	半丸中目	300 "
114	"	半丸細目	250 "
115	"	平丸荒目	350 "
116	"	平丸中目	300 "
117	"	平丸細目	250 "
118	"	平一本目	300 "
119	"	組ヤスリ 8本組	
120	ヤスリ目拂	スチール・ブラシ	
121	ヤスリ柄		
122	木柄	径 50 mm	100 mm
123	銅ハンマー	重量 2.25 kg	
124	タイヤ・レバー	厚さ 10 mm	幅 23 mm
125	鍛治用火造箸	平, 丸, サギ, 柄の長さ 400 mm	
126	" 工具	角ヘシ 50 mm	溝ヘシ 13 mm
127	コールドセット	丸ヘシ 13 mm	
128	スクレツパー	平鐵生切用納付タガネ長 180 mm	
129	金切鋏	刃の長 60 mm	全長 250 mm
130	"	全長 300 mm	
131	パンチ	丸形切換用全長 300 mm	
132	半田鑊	サイドカッチングプライヤ	長 203 mm
133	"	角形大形のもの	
134	ボンチ	小物用電熱利用コードプラグ付	
135	"	長 120 mm	チューブラーリベット用
136	打貫	ハンターパンチ全長 140 mm	
137	"	径 25, 28, 50	長 130 mm
138	"	" 65, 73, 10	長 130 mm
139	平タガネ	半徑 $\frac{1}{5}$ ~ $\frac{1}{6}$	長 130 mm
140	エボシタガネ	刃幅 20 mm	長 180 mm
		刃幅 3 mm	長 180 mm

141	ピンポンチ	先径 3 mm	長 150 mm
142	ドリール	H・S $\frac{1}{16}$ ~ $\frac{1}{12}$ $\frac{1}{64}$	上り各種
143	材窟	丁篋	篋
144	材窟	篋	篋
145	金	篋	篋
146	"	篋	篋
147	筋用刷	材毛器	筆
148	ベイント刷	材毛器	筆
149	線引	線引ノズル	3本付
150	線引	筋書用	8厘 3厘
151	線引	文字書用	1分 2分 3分
152	線引	文字書用	1分 2分 3分

235. 自動車修理機械工具 (雑品の部)

No.	品名	品質	型状
1	鹽		ブリキ製
2	梯子	子燈	木製
3	點檢燈		60 W 電球保護装置付コード 20 m
4	洗滌用鐵板製函		1 m 平方 × 深 150 mm
5	洗滌及び掃除用敷板		
6	作業用臺	臺	作業用臺ローラー付
7	分解用臺	臺	
8	分品臺	臺	
9	電熱器		100 V × 200 W コード付
10	皿	秤	5 kg
11	バケツ・ポンプ		
12	高壓給油器		
13	消火器		
14	グリース・ポンプ		
15	ガソリン・スタンド		12000 立 (埋設又は露出式)
19	"		450 立 (移動式のもの)
17	ワイヤロープ		
18	綿ロープ		
19	シヨベル		劍先及び角形
20	ツルハシ		
21	挺		保線工手用
22	携帶電燈		ナシナル型大型
23	プロツク		木製 5寸 × 5寸 × 1尺
24	ゴムホース		内徑 $\frac{3}{4}$ 吋 30 m
25	エンジンラツバ		
26	オイル計量器		銅製口付 2 立入
27	漏斗		
29	メートルグラス		1 立入 目盛付
29	タイヤ修理機		
30	ゴム糊及び綴ゴム		
31	ゴム手袋		

No.	品名	品質	形状
32	鉛板	函	容量 12 立蓄電池電液調合用
33	ゴム長靴	毛	
34	洗刷	毛	長柄長 1.000 m
35	ハタキ	キ	短柄長 515 mm
36	空気ポンプ	キ	羽毛製
37	ピストン	用萬力	
38	ピストン・ヒーティング・		
39	ペン		
40	車軸	臺	
41	自動巻上機	砥石	
42	回転砥石	臺	
43	滑り臺	器	
44	表面試験器		
45	酸素及アセチリン・ガス溶接器		
46	各種試験臺		
47	車體洗滌機		
48	管截斷機		



第 13 圖 ボルト及ナット (S·A·E 標準)

236. ボルト及びナットの寸法 (S·A·E) 吋

D	P	A	A ₁	B	C	E	H	I	K	d
1/4	28	5/32	7/32	7/16	3/32	5/64	3/16	3/32	1/16	1/16
5/16	24	3/16	1/4	1/2	3/32	5/64	15/64	7/64	1/16	1/16
3/8	24	1/8	3/16	9/16	1/8	1/8	3/8	1/8	3/32	3/32
7/16	20	3/16	3/8	5/8	1/8	1/8	21/64	1/8	3/32	3/32
1/2	20	1/2	7/16	3/4	9/16	1/8	3/8	1/8	3/32	3/32

1/8	18	30/64	31/64	7/8	3/16	5/32	27/64	1/8	3/32	1/8
5/8	18	33/64	35/64	15/16	1/4	5/32	15/32	1/8	3/32	1/8
1 1/8	16	49/64	19/32	1	1/4	5/32	33/64	1/8	3/32	1/8
3/4	16	13/16	31/64	1 1/16	1/4	5/32	9/16	1/8	3/32	1/8
7/8	14	33/64	19/64	1 1/4	1/4	5/32	31/64	1/8	3/32	1/8
1	14	1	7/8	1 7/8	1/4	5/32	3/4	1/8	3/32	1/8
1 1/8	12	1 5/8	63/64	1 5/8	5/16	7/32	7/32	7/32	5/32	1/4
1 1/4	12	1 1/4	1 3/8	1 13/16	5/16	7/32	15/32	7/32	5/32	1/4
1 3/8	12	1 3/8	1 3/8	2	3/8	1/4	1 1/2	1/4	3/16	3/8
1 1/2	12	1 1/2	1 5/8	2 3/8	3/8	1/4	1 1/8	1/4	3/16	3/8

D はネジの直径, P はネジ山, A₁ は頭の厚さ, B はナット及び頭の扁平部分の幅, I は頭の溝の深, K は溝の幅, d はコッタ・ピンの直径

237. ボルト及びナットの寸法 (U·S·S) 吋

タップの直径	吋に対するネジ数	頭の幅	孔の直径	タップ・ドリルの径
1/4	20	1/2	.1910	1 3/64
5/16	18	19/32	.2403	15/94
3/8	16	11/16	.2938	19/64
7/16	14	25/32	.3447	23/64
1/2	13	7/8	.4001	13/32
9/16	12	31/32	.4542	15/32
5/8	11	1 1/16	.5069	33/64
3/4	10	1 1/4	.6201	5/8
7/8	9	1 7/16	.7307	47/64
1	8	1 5/8	.8376	27/32
1 1/8	7	1 15/16	.9594	61/64
1 1/4	7	2	1.0644	15/64
1 3/8	6	2 3/16	1.1585	111/64
1 1/2	6	2 3/8	1.2835	119/94
1 3/4	5	2 1/4	1.4902	133/64
2	4 1/2	3 1/8	1.7113	123/64
2 1/4	4 1/2	3 1/2	1.9613	131/32
2 1/2	4	3 7/8	2.1752	2 3/16
2 3/4	4	4 1/4	2.4252	2 7/16
3	3 1/2	4 5/8	2.6288	2 41/94

238. ロック・ワシヤの寸法

断面(A・L)	断面(A・H)	ボルトの直径
1/16"×3/64"	1/16"×1/16"	3/16 吋
5/64"×1/16"	5/64"×5/64"	1/4
1/8"×3/32"	1/8"×1/3"	5/16
1/8"×3/32"	1/8"×1/8"	3/8
11/64"×1/8"	11/64"×11/64"	7/16
11/64"×1/8"	11/64"×11/64"	1/2
13/64"×5/32"	13/64"×13/64"	9/16
13/64"×5/32"	13/64"×13/64"	5/8

239. コツタ・ピンの寸法 (U・S・S ボルト)

ドリルの番號	ピンの長さ		ピンの径
	短手	長手	
48	1/2	5/8	1/16
48	5/8	3/4	1/16
36	3/4	7/8	3/32
36	3/4	1	3/32
36	7/8	1 1/8	3/32
30	1	1 1/4	7/64
30	1 1/8	1 3/8	7/64
30	1 1/4	1 3/8	7/64
28	1 3/8	1 5/8	1/8
21	1 1/2	1 3/4	9/64
21	1 5/8	2	9/64
11	1 3/4	2 1/4	11/64
11	2	2 1/2	11/64
2	2 1/4	2 3/4	13/64
2	2 1/4	3	13/64

240. コツタ・ピンの寸法 (吋) (S・A・E ボルト)

ドリルの番號	ピンの長さ		ピンの径	ボルト或は ピンの径
	短手	長手		
48	1/2	5/8	1/16	1/4
48	5/8	3/4	1/16	5/16
36	5/8	3/4	3/32	3/8
36	5/8	3/32	3/32	7/16
36	3/4	7/8	3/32	1/2
28	7/8	1 1/8	1/8	9/16
28	1	1 1/4	1/8	5/8
				11/16
28	1 1/8	1 3/8	1/8	3/4
28	1 1/4	1 1/2	1/8	7/8
28	1 1/2	1 3/4	1/8	1
11	1 5/8	2	1/64	1 1/8
11	1 3/4	2 1/4	11/64	1 1/4
2	2	2 1/2	13/64	1 3/8
2	2 1/4	2 3/4	13/64	1 1/2

第9編 計算式

241. 馬力の算定法

機関の指示馬力は次の式によつて求める。

四サイクル機関の場合

$$I. H. P = \frac{P \times A \times S}{33000 \times 4} \dots \dots \dots (1)$$

二サイクル機関の場合

$$I. H. P = \frac{P \times A \times S}{3000 \times 2} \dots \dots \dots (2)$$

然しこの式に於ては単シリンダに於ける理論上の馬力であるから、實際に於ける正味馬力は次の式によつて求めねばならない。

$$B. H. P = \frac{P \times A \times S \times N \times E}{33000 \times 4} \dots \dots \dots (3)$$

但し P=平均有効壓力 (1平方吋當り封度)
A=シリンダ面積 (平方吋にて)
S=ピストン速度 (1分間に付き呎)
N=シリンダ數
E=機械效率

この公式中 A と S は次の式によつて求める。

$$A = \frac{n}{4} \times D^2 = \frac{3.1416}{4} \times D^2 = 0.7854 \times D^2$$

但し D=シリンダ直径 (吋)

$$S = 2 \times L \times n$$

但し L=行程 (呎)

$$n = \text{クランク軸 1 分間の回轉數}$$

故に (3) の式は次の式によつて算出する。尙四サイクル機関に於て4で割るのは、四行程に對して1回の爆發行程しかないためで、二サイクル機関であれば2で割る。

$$B. H. P = \frac{P \times 0.7854 \times D^2 \times (2 \times L \times n) \times N \times E}{33000 \times 4} \dots \dots \dots (4)$$

242. 公表馬力

自動車用機関の馬力は英國の王立自動車俱樂部 (R. A. C), 米國の自動車工業會 (S. A. E), 或は米國の自動車商業會議所 (N. A. C. C) に於て制定されている次の公式によつて求めたもので、これを一般に R. A. C 馬力, S. A. E 馬力, 或は N. A. C. C 馬力と稱している。然しこれ等

は名稱を異にするのみで何れも同じ公式を用いて求めた馬力である。我國に於ては昭和5年4月1日よりこの公式によつて馬力を求め、これを警視廳馬力と稱している。

$$\text{R. A. C馬力} = \frac{D^2 \times N}{2.5} \dots\dots\dots (5)$$

D = シリンダ直徑 (吋)
 N = シリンダ數

シリンダ直徑が耗である場合は

$$\text{R. A. C馬力} = \frac{D^2 \times N}{1613} \dots\dots\dots (6)$$

この公式は、1906年英國の王立自動車俱樂部に於て制定されたもので、その算出基礎は次の如くである。

P = 平均有效壓力 = 毎平方吋 90 封度
 $S = 2Ln$ = ビストン速度 = 毎分 1,000 呎
 E = 機械效率 = 75% = 0.75

これを算式にすると

$$\begin{aligned} \text{R. A. C馬力} &= \frac{90 \times 0.75 \times 54 D^2 \times 1000 \times N \times D \times 0.75}{33000 \times 4} \\ &= \frac{90 \times 0.7854 \times 1000 \times 0.75 \times D^2 \times N}{33000 \times 4} = \frac{53014.5 \times D^2 \times N}{132000} \\ &= \frac{D^2 \times N}{132000} = \frac{D^2 \times N}{2.4898} = \frac{D^2 \times N}{2.5} \\ &= \frac{53014.5}{132000} \end{aligned}$$

二サイクル機關の場合は次の式によつて求める。

$$\text{R. A. C馬力} = \frac{D^2 \times N}{2.5} \times 1.5 = \frac{1.5 \times D^2 \times N}{2.5} = \frac{3 \times D^2 \times N}{5} \dots\dots\dots (7)$$

自動車機關の馬力表は 64 参照。

243. 警視廳馬力算定公式

原動機の種類	方	式
内 燃 機 關	四サイクル	$\text{H. P} = \frac{D^2 n}{2.5}$ 又は $\frac{M^2 n}{1613}$
	二サイクル	$\text{H. P} = \frac{1.5 D^2 n}{2.5}$ 又は $\frac{M^2 n}{1075}$
蒸 氣 機 關		$\text{H. P} = \frac{4 D^2 n}{2.5}$
電 動 機		$\text{H. P} = \frac{N}{10}$

備 考	H. P = 警視廳馬力 D = シリンダ内徑 (吋) M = シリンダ内徑 (耗) n = シリンダ數 N = 蓄電池の電槽の數 馬力は小數點以下は切捨とす。
-----	---

244. 制動距離の算定法

走行中の自動車にブレーキをかけた場合、ブレーキをかけた場所より停止位置までの距離を制動距離といい、これは次の式によつて求める。

今假に停車距離を S とし、呎を以て表はすと

$$S = \frac{V^2}{30 \times f} \dots\dots\dots (1)$$

となる。この場合 V = 時速 (呎を以て表はす), f = 摩擦係数であり若し停車距離をメートルで表はし、 m とすれば

$$m = \frac{Vm^2}{25.5 \times f} \dots\dots\dots (2)$$

となり、この場合 V = 時速 (但し呎を以て表はす), f = 摩擦係数である。

何故上の (1) 式及び (2) 式の様になるかと云えば

今 m = 車の重量
 V = 時速 (呎)
 g = 重力
 f = 摩擦係数
 S = 停車距離 (呎)

とすると $\frac{mV^2}{2g}$ が走行中の自動車の勢力 (エネルギー) である。

この $\frac{mV^2}{2g}$ と車を停止させようとする力、即ち (車の重量 m) \times (停車距離 S) \times (摩擦係数 f) が同一になつた場合、始めて車が停止する事になる。

即ち

$$\frac{mV^2}{2g} = f m S \dots\dots\dots (3)$$

となる。

上の (3) 式の内車の重量 m は双方にかかつて居るが、相殺されて

$$\frac{V^2}{2g} = f \times S \dots\dots\dots (4)$$

となる。

(4) 式から

$$S = \frac{V^2}{2g \times f} \dots\dots\dots (5)$$

(5) 式の内 V は哩で表はした時速であるから、それを呎で表はした 1 秒間の速度に換算すると $(1.47 \times V)^2$ となる。

次に g は重力で 32.16 秒呎であるから、(5) 式を換算して

$$S = \frac{(1.47 \times V)^2}{2 \times 32.16 \times f} = \frac{2.16 \times V^2}{64.32 \times f}$$

故に $S = \frac{V^2}{30 \times f}$ となる。

(2) 式も同様にして算出し得るのである。

ブレーキの制動距離表は 72 参照。

245. ブレーキを掛けてからの車の停止時間の算定法

(1) 四輪ブレーキの場合

$$T = \frac{V}{g \times f}$$

この場合 T =ブレーキを掛けてから車の停止時間(秒), V =ブレーキを掛け始めた時の車の速度(時速), g =重力によつて起る加速度(22 哩時), f =摩擦係数

(2) 二輪ブレーキの場合

$$T = \frac{V}{g \times f \times L}$$

T, V, g, f は同前, L は車の総重量が後車軸に加はる重量比(普通 $\frac{3}{5}$)。

246. 自動車の速度算定法

(例) 機関の毎分回轉數 1400 回轉
自動車全體の減速比 4 (減速機の減速比)
後車輪の直徑 30 吋

上記の場合自動車の速度は毎時何哩であるか。但し路面と車輪間の滑りは無いものとする。尙、1 哩は 5280 呎、圓周率は 3.1416 として計算。

(算定法)

この問題では先づ後車輪の毎分回轉數を求め、即ち $1400 \div 4 = 350$
次に後車輪が 1 回轉して轉動する距離は $30 \times 3.1416 = 94.25$ 吋。これを呎に換算すると $94.25 \div 12 = 7.85$ 呎

次に後車輪が 1 分間に 350 回轉をなすから、1 分間に轉動する距離は $7.85 \times 350 = 2745.5$ 呎

故に 1 時間に轉動する距離は

$$2745.5 \times 60 = 164730 \text{ 呎}$$

これを哩に直すと $164730 \div 5280 = 31.2$ 哩

即ち自動車は 1 時間 31.2 哩の速度である。

第 11 編 標準用語

247. 自動車及び機關

標準用語	原語
自動車	Automobile
電気自動車	Electric automobile
ディーゼル自動車	Diesel automobile
ガソリン自動車	Gasoline automobile
蒸気自動車	Steam automobile
木炭自動車	Charcoal automobile
薪自動車	Firewood automobile
ガス自動車	Gas automobile
アセチレンガス自動車	Acetylene gas automobile
石炭自動車	Coal automobile
乗用自動車	Passenger car
乗貨自動車	Motor bus
配物自動車	Truck car
特殊自動車	Delivery waggon
スタータ	Special car
牽引自動車	Stator
附随自動車	Tractor
無限軌道式牽引車	Trailer
消防自動車	Caterpillar tractor
消防梯子自動車	Fire engine
競走用自動車	Ladder fire engine
地均し自動車	Racer
石油運搬自動車	Road roller
塔水自動車	Oil tank automobile
起重機自動車	Motor tower waggon
工放送自動車	Water tank automobile
救急自動車	Auto-crane car
水陸兩用自動車	Service car
普通型自動車	Broadcasting automobile
小架線式乗合自動車	Jeep
附隨車式乗合自動車	First aid automobile
自動車	Water and land automobile
側車付自動車	Coffin car
自動三輪車	Common car
豆自動車	Small sized car
原動機	Trolley bus
	Trailer bus
	Motor cycle
	Auto bicycle
	Motor cycle combination
	Motor tricycle
	Baby motor
	Prime mover

標準用語	原語
水力原動機	Hydraulic motor
電力原動機	Electric motor
熱原動機	Heat engine
燃素ガ	External combustion engine
燃素ガ	Internal combustion engine
燃素ガ	Gas engine
燃素ガ	Town gas engine
燃素ガ	Producer gas engine
燃素ガ	Oil engine
燃素ガ	Crude oil engine
燃素ガ	Kerosene engine
燃素ガ	Gasoline engine
燃素ガ	Four stroke cycle engine
燃素ガ	Two stroke cycle engine
燃素ガ	Constant volume cycle engine
燃素ガ	Constant pressure cycle engine
燃素ガ	Engine
燃素ガ	Vertical type engine
燃素ガ	Vtype engine
燃素ガ	Horiyontal type engine
燃素ガ	Series type engine
燃素ガ	Opposed type engine
燃素ガ	Radial type engine
燃素ガ	Offset engine
燃素ガ	Air cooling system
燃素ガ	Water cooling system
燃素ガ	Thermo siphon circulation
燃素ガ	Pressure circulation
燃素ガ	Single cylinder
燃素ガ	Two cylinder
燃素ガ	Multiple cylinder
燃素ガ	Monobloc casting type
燃素ガ	Block casting type
燃素ガ	Single cylinder type
燃素ガ	Detachable head type
燃素ガ	T head type
燃素ガ	L head type
燃素ガ	I head type
燃素ガ	Thermal efficiency
燃素ガ	Working volume
燃素ガ	Piston displacement
燃素ガ	Cylinder volume
燃素ガ	Clearance volume
燃素ガ	Stroke
燃素ガ	Upper dead point
燃素ガ	Lower dead point
燃素ガ	Bore
燃素ガ	Dead point
燃素ガ	Compression ratio
燃素ガ	Horse power

標準用語	原語
指力馬力	Indicated horse power
正公馬力	Brake horse power
燃シ	Nominal horse power
第シ	Metropolitan police board horse power
シ	Combustion chamber
シ	Cylinder
シ	First cylinder
シ	Cylinder block
シ	Cylinder head
シ	Cylinder head cover
シ	Cylinder wall
シ	Cylinder cooling flange
シ	Cylinder head gasket
シ	Cylinder head bolt
シ	Cylinder head nut
シ	Water outlet port
シ	Cylinder sleeve
シ	Compression cock
シ	Inlet port
シ	Exhaust port
シ	Water jacket
シ	Engine foot
シ	Piston
シ	Piston head
シ	Piston body
シ	Piston skirt
シ	Piston boss
シ	Piston pin
シ	Piston ring
シ	Piston ring groove
シ	Piston pin lock screw
シ	Piston pin snap ring
シ	Compression ring
シ	Oil ring
シ	Flat head type piston
シ	Convex head type piston
シ	Concave head type piston
シ	Piston speed
シ	Concentric type piston ring
シ	Eccentric type piston ring
シ	Diagonal cut
シ	Stepped type cut
シ	Straight cut
シ	Standard size
シ	Over size
シ	Under size
シ	Piston ring oil hole
シ	Connecting rod
シ	B'g end
シ	Small end
シ	Connecting rod bearing
シ	Back metal

標準用語	原語
連桿軸受シム	Connecting rod bearing shim
連桿小端ブシ	Small end bush
ピストン・ピン止ボルト	Piston pin lock bolt
油連撮	Oil dipper
連桿抑	Connecting rod bearing cap
連桿頭	Connecting rod bearing head
クランク軸	Crank shaft
組立クランク軸	Build up crank shaft
釣合付クランク軸	Counter balance crank shaft
単一クランク軸	Single throw crank shaft
二連クランク軸	Two throw crank shaft
多クランク軸	Multiple throw crank shaft
クランク・ピン	Crank pin
クランク腕	Crank arm
クランク主軸	Crank journal
クランク軸受	Crank bearing
釣合軸油孔	Balance weight
クランク軸油孔	Crank shaft oil hole
クランク軸油孔	Crank shaft flange
クランク軸油孔	Damper
クランク軸油孔	Starting handle
クランク軸油孔	Crank shaft starting ratchet
クランク軸油孔	Crank shaft starting pin
クランク軸油孔	Starting handle ratchet
クランク軸油孔	Starting handle pin
クランク軸油孔	Fly wheel
クランク軸油孔	Fly wheel gear
クランク軸油孔	Fly wheel housing
クランク軸油孔	Fly wheel bolt
クランク軸油孔	Fly wheel mark
クランク軸油孔	Fly wheel pointer
クランク軸油孔	Fly wheel housing peep hole
クランク軸油孔	Crank case
クランク軸油孔	Fly-wheel housing peep hole cover
クランク軸油孔	Crank shaft bearing
クランク軸油孔	Crank shaft bearing cap
クランク軸油孔	Crank shaft bearing shim
クランク軸油孔	Crank shaft bearing metal
クランク軸油孔	Babbit metal
クランク軸油孔	Crank shaft bearing oil hole
クランク軸油孔	Crank shaft bearing oil groove
クランク軸油孔	Peep hole
クランク軸油孔	Breather pipe
クランク軸油孔	Breather pipe cap
クランク軸油孔	Oil filler
クランク軸油孔	Oil filler cap
クランク軸油孔	Oil filler pipe
クランク軸油孔	Oil filter
クランク軸油孔	Oil strainer
クランク軸油孔	Oil strainer screen

標準用語	原語
油油油	Oil gauge hole
油油油	Oil pan
油油油	Oil well
油油油	Oil trough
油油油	Screen
油油油	Oil pan baffle plate
油油油	Oil pan packing
油油油	Oil drain cock
油油油	Oil drain plug
油油油	Cam shaft
油油油	Cam
油油油	Exhaust cam
油油油	Inlet cam
油油油	Fuel pump cam
油油油	Cam shaft bearing
油油油	Timing gear
油油油	Timing gear case
油油油	Cam shaft gear
油油油	Timing idler gear
油油油	Cam shaft oil pump gear
油油油	Cam shaft distributor gear
油油油	Generator gear
油油油	Magneto gear
油油油	Water pump gear
油油油	Oil retainer
油油油	Oil retainer ring
油油油	Timing chain
油油油	Timing chain case
油油油	Silent chain
油油油	Sprocket gear
油油油	Roller chain
油油油	Valve
油油油	Inlet valve
油油油	Exhaust valve
油油油	Poppet valve
油油油	Sliding valve
油油油	Sleeve valve
油油油	Valve face
油油油	Valve head
油油油	Valve stem
油油油	Valve end
油油油	Valve chamber
油油油	Valve chamber cover
油油油	Valve chamber cover packing
油油油	Valve stem guide
油油油	Valve spring
油油油	Valve spring seat
油油油	Valve spring cover
油油油	Valve spring cap
油油油	Valve spring retainer
油油油	Tappet
油油油	Tappet guide

標準用語	原語
クラッチ板	Clutch pressure plate
クラッチバネ	Clutch spring
クラッチ軸	Clutch shaft
クラッチ軸先軸受	Clutch pilot bearing
クラッチ軸コネ	Clutch release lever
クラッチコネバネ	Clutch release lever spring
クラッチ切りサヤ	Clutch release sleeve
クラッチ推戻軸受	Clutch release bearing
切りサヤ戻バネ	Release sleeve return spring
クラッチ二股軸	Clutch release yoke
クラッチ二股コネ	Clutch release yoke shaft
クラッチ二股テ	Clutch release yoke lever
又頭	Crevice
又頭桿	Crevice pin
又一方	Free wheel
真空クラッチ	Vacuum clutch
変速機	Transmission
手動変速機	Hand control
自動変速機	Automatic control
遠動変速機	Remote control
変速機室蓋	Transmission reduction ratio
変速機油抜	Transmission case
変速機油機	Transmission case cover
変速機油機	Transmission oil drain plug
変速機油機	Transmission shaft
変速機油機	Main shaft
変速機油機	Ball guide form
変速機油機	Counter shaft
変速機油機	Reverse idler gear shaft
変速機油機	Transmission gear
変速機油機	Main drive gear
変速機油機	Main shaft gear
変速機油機	First speed main shaft gear
変速機油機	Second speed main shaft gear
変速機油機	Third speed main shaft gear
変速機油機	Fourth speed main shaft gear
変速機油機	Clutch gear
変速機油機	Counter shaft gear
変速機油機	Reverse counter shaft gear
変速機油機	Reverse idler gear
変速機油機	Power take off gear
変速機油機	Constant mesh type
変速機油機	Synchro mesh type
変速機油機	Free wheeling type
変速機油機	Transmission bearing
変速機油機	Main shaft pilot bearing
変速機油機	Shift fork
変速機油機	Gate guide form
変速機油機	Shift fork shaft
変速機油機	Shift fork shaft lock

標準用語	原語
後退二又軸	Reverse shift fork
後退二又軸	Reverse shift fork shaft
後退二又軸	Change lever
後退二又軸	Gear shift lever
後退二又軸	Gear shift lever holder
後退二又軸	Gear shift lever reverse lock
後退二又軸	Gear shift lever pinch
後退二又軸	Reverse ratch rod
後退二又軸	Reverse ratchet
後退二又軸	Neutral position
後退二又軸	First speed position
後退二又軸	Second speed position
後退二又軸	Third speed position
後退二又軸	Reverse position

249. 駆動装置

標準用語	原語
駆動装置	Driving system
推進軸	Propeller shaft
推進軸	Front wheel propeller shaft
推進軸	Universal joint
推進軸	Rear wheel propeller shaft
推進軸	Torque tube
推進軸	Flexible joint
推進軸	Ball joint
推進軸	Universal joint yoke
推進軸	Slip joint
推進軸	Spider
推進軸	Final drive
推進軸	Final drive pinion
推進軸	Final driven gear
推進軸	Single reduction
推進軸	Double reduction
推進軸	Gear ratio
推進軸	Drive reduction ratio
推進軸	All reduction ratio
推進軸	Chain drive system
推進軸	Shaft drive system
推進軸	Front wheel driving system
推進軸	Rear wheel driving system
推進軸	Rear four wheel driving system
推進軸	Differential
推進軸	Differential case
推進軸	Differential case bolt
推進軸	Differential side bearing
推進軸	Differential pinion
推進軸	Differential pinion shaft
推進軸	Differential side gear

標準用語	原語
	Frame
車縦溝管箱右左補橫前後X發發始放車バ前ス前バ前後フ前發發發發發泥泥發發前前照燈ウカ力發運運ス線線緩緩車死活	Side member
	Channel form
	Pipe form
	Box form
縱強	Right side member
橫	Left side member
機動	Stiffner
案	Cross member
支	Front cross member
支	Rear cross member
支	X type cross member
支	Engine sub-frame
支	Engine support
支	Starting handle guide
支	Radiator stay
支	Body bracket
支	Spring hanger
支	Front spring front hanger
支	Step bracket
支	Front spring rear hanger
支	Bumper
支	Front bumper
支	Rear bumper
支	Hook
支	Apron
支	Bonnet
支	Bonnet upper plate
支	Bonnet side plate
支	Engine under cover
支	Engine side cover
支	Fender
支	Fender support
支	Bonnet catch
支	Bonnet rest
支	Head light stay
支	Head light stay tie rod
支	Cowl
支	Cowl breather port
支	Dash board
支	Toe board
支	Floor board
支	Step
支	Spare tire carrier
支	Spare tire clip
支	Buffer
支	Buffer spring
支	Axle
支	Dead axle
支	Live axle

標準用語	原語
浮全半四後中前後後後減減後驅後控後ト驅バト控ト挾握ル獨前膝前前操操支操操前前輪連桿接球抑バ受輪輪輪輪	Floating axle
	Full floating axle
	Semi floating axle
	Three quarter floating axle
	Rear axle
	Middle axle
	Front axle
	Rear axle housing
	Rear axle right housing
	Rear axle left housing
	Differential housing
	Differential housing cover
	Rear spring seat
	Axle shaft
	Rear wheel bearing
	Radius rod
	Rear axle stiffner rod
	Torque rod
	Drive system
	Hotchkiss drive
	Torque tube drive
	Radius rod drive
	Torque rod drive
	Elliot type
	Reverli elliot type
	Lemoine type
	Independent suspension
	Front spring seat
	Knee action wheel
	Steering knuckle
	Steering knuckle arm
	Steering arm
	Pitman arm
	Spindle arm
	King pin
	Spindle
	King pin thrust bearing
	King pin bush
	Tie rod
	Tie rod end
	Tie rod joint ball
	Tie rod joint ball seat
	Tie rod joint ball retainer
	Tie rod joint spring
	Front wheel inner bearing
	Front wheel outer bearing
	Inner race
	Outer race
	Wheel
	Wooden wheel
	Wire wheel
	Disc wheel

標準用語	原語
鑄造車輪	Cast wheel
前後車輪	Front wheel
スリ外深引直取速割組固車前後車リタ無空布絲高低滑踏遮バ胴	Rear wheel
ボ	Spoke
造車	Rim
造車	Felloe
造車	Drop-center rim
造車	Clincher rim
造車	Straight rim
造車	Demountable rim
造車	Quick detachable rim
造車	Quick detachable demountable rim
造車	Split rim
造車	Sectional rim
造車	Locking rim
造車	Wheel hub
造車	Front wheel hub
造車	Rear wheel hub
造車	Wheel hub cap
造車	Rim clamp
造車	Tire
造車	Solid tire
造車	Pneumatic tire
造車	Fabric tire
造車	Cord tire
造車	High pressure tire
造車	Balloon tire
造車	Non-skid tire
造車	Tread
造車	Breaker strip
造車	Packing
造車	Carcass
造車	Bead
造車	Tube
造車	Tire flap
造車	Air valve
造車	Valve inside
造車	Valve cap
造車	Dust cap
造車	Camber
造車	Caster
造車	Toe-in
造車	King pin angle
造車	Back gauge
造車	Anti-skid tire

250. 操縦装置

標準用語	原語
操縦装置	Control system
操縦装置	Steering system
操縦装置	Steering wheel
操縦装置	Horn button
操縦装置	Steering main shaft
操縦装置	Steering column
操縦装置	Steering column bracket
操縦装置	Steering column bracket retainer
操縦装置	Steering gear case
操縦装置	Steering gear case cover
操縦装置	Steering gear case retainer
操縦装置	Steering gear
操縦装置	Worm and worm wheel type
操縦装置	Worm and sector type
操縦装置	Screw and half nut type
操縦装置	Cam and lever type
操縦装置	Pitman arm shaft
操縦装置	Eccentric adjusting sleeve
操縦装置	Steering adjusting screw
操縦装置	Drag link
操縦装置	Drag link joint
操縦装置	Accelerating system
操縦装置	Accelerator pedal
操縦装置	Accelerator pedal bracket
操縦装置	Foot rest
操縦装置	Accelerator shaft
操縦装置	Accelerator shaft arm
操縦装置	Accelerator shaft retainer
操縦装置	Throttle lever
操縦装置	Spark lever
操縦装置	Throttle button
操縦装置	Choke button
操縦装置	Flexible tube
操縦装置	Accelerator joint rod
操縦装置	Return spring
操縦装置	Clutch pedal
操縦装置	Clutch pedal arm
操縦装置	Clutch pedal shaft
操縦装置	Clutch pedal adjusting arm
操縦装置	Clutch pedal lock nut
操縦装置	Clutch pedal yoke joint
操縦装置	Brake pedal
操縦装置	Brake pedal arm
操縦装置	Brake pedal lock bolt
操縦装置	Brake pedal lock nut
操縦装置	Brake
操縦装置	Mechanical brake

標準用語	原語
鋼索ブレーキ	Cable brake
鐵棒ブレーキ	Iron rod brake
油體ブレーキ	Oil brake
液體ブレーキ	Hydraulic brake
空氣ブレーキ	Air brake
真空ブレーキ	Vacuum brake
電氣ブレーキ	Electric brake
擴張ブレーキ	Expanding brake
縮ブレーキ	Internal brake
推進軸ブレーキ	Contracting brake
車輪ブレーキ	External brake
一系統ブレーキ	Propeller shaft brake
二系統ブレーキ	Wheel brake
手足ブレーキ	One system brake
補助器付ブレーキ	Two system brake
機關ブレーキ	Hand brake
手側ブレーキ	Foot brake
手側ブレーキ	Servo brake
手側ブレーキ	Engin brake
手側ブレーキ	Hand brake lever
手側ブレーキ	Side brake
手側ブレーキ	Hand brake lever holder
手側ブレーキ	Hand brake lever hook
手側ブレーキ	Hand brake lever hook pinch
手側ブレーキ	Hand brake lever hook rod
手側ブレーキ	Hand brake lever hook ratchet
手側ブレーキ	Hand brake lever ratchet sector
手側ブレーキ	Hand brake lever shaft
推進軸ブレーキ	Center brake
軸ブレーキ	Center brake drum
ブレーキ	Brake band
ブレーキ	Brake band adjusting screw
ブレーキ	Brake band return spring
ブレーキ	Brake rod
ブレーキ	Brake pull rod
ブレーキ	Brake push rod
ブレーキ	Brake cross shaft
ブレーキ	Brake cross shaft arm
ブレーキ	Brake equalizer
ブレーキ	Brake drum
ブレーキ	Brake shoe
ブレーキ	Brake block
ブレーキ	Brake lining
ブレーキ	Brake shoe anchor pin
ブレーキ	Brake cam
親シリンダ	Master cylinder
親シリンダ	Master cylinder retainer
親シリンダ	Master cylinder piston
親シリンダ	Master cylinder piston cup
親シリンダ	Master cylinder valve

親シリンダ出口弁	Master cylinder outlet valve
親シリンダ入口弁	Master cylinder inlet valve
親シリンダ蓋	Master cylinder cover
親シリンダ・ピストン棒	Master cylinder piston push rod
親シリンダ・ピストン調整棒	Master cylinder piston rod crevice
ブレーキ油管	Brake oil pipe
ブレーキ・ホース	Brake hose
車輪シリンダ	Wheel cylinder
車輪シリンダ・ホース接手	Wheel cylinder hose joint
油管ホース接手	Oil pipe hose joint
空氣抜き弁	Breeder
空氣抜き弁	Breeder valve
空氣抜き弁	Breeder plug

251. 懸架装置

標準用語	原語
懸架装置	Over hang system
シヤシ・バネ	Chass's spring
葉バネ	Leaf spring
巻バネ	Coil spring
棒バネ	Tortion bar
向バネ	Transverse spring
向バネ	Parallel spring
圓型バネ	Elliptic spring
楕圓型バネ	Semi elliptic spring
四分の三楕圓型バネ	Three quarter elliptic spring
四分の一楕圓型バネ	Quarter elliptic spring
片持バネ	Cantilever spring
上乗バネ	Overslung spring
下乗バネ	Underslung spring
前バネ	Front spring
後バネ	Rear spring
補助バネ	Auxiliary spring
補助バネ	Auxiliary spring bracket
親心バネ	Main leaf
親心バネ	Center bolt
親心バネ	Spring eye
親心バネ	Spring clip
Uボルト	U bolt
Uボルト	U bolt pad
Uボルト	Spring bracket
Uボルト	Spring pin
Uボルト	Spring shackle
Uボルト	Shackle pin
Uボルト	Shock absorber

252. 附屬裝置

標準用語	原語
附屬裝置	Accessory system
附屬計器	Accessory
油壓計	Instrument panel
燃速計	Ammeter
速度計	Volt meter
速度計	Oil pressure gauge
速度計	Gasoline gauge
速度計	Fuel gauge
速度計	Speed meter
速度計	Speed meter flexible tube
速度計	Speed meter inner tube
速度計	Speed meter drive gear
速度計	Speed meter driven gear
速度計	Heat indicator
速度計	Combination gauge
速度計	Window shield wiper
速度計	Window cleaner wiper
速度計	Window cleaner handle
速度計	Window cleaner arm
速度計	Direction indicator
速度計	Direction indicator switch
速度計	Back mirror
速度計	Taxi meter
速度計	Air horn
速度計	Electric horn
速度計	Splash guard
速度計	Tire chain
速度計	Radiator cover
速度計	Attachment
速度計	Thermometer
速度計	Tool vesel
速度計	Jack

253. 電氣裝置

標準用語	原語
電氣裝置	Electric system
磁石	Magnetism
蹄形磁石	Magnet
永久磁石	Bar magnet
磁針	Horse shoe magnet
磁石	Magnet needle
磁石	Permanent magnet
磁石	Electric magnet
磁石	Magnetic pole

線場應氣氣位	Magnetic line of force
流氣氣壓	Magnetic field
導導導氣壓	Magnetic induction
トムアトト	Positive electricity
光地路則則體置池池池	Negative electricity
池池池	Electric potential
池池池	Electric current
池池池	Direct current (D. C)
池池池	Aiternating current (A. C)
池池池	Electric pressure
池池池	Electro magnetic induction
池池池	Self induction
池池池	Matual induction
池池池	Electricity
池池池	Voltage
池池池	Volt
池池池	Ohm
池池池	Ampere
池池池	Watt
池池池	Kilo-watt
池池池	Candle power
池池池	Earth
池池池	Circuit
池池池	Right hand rule
池池池	Left hand rule
池池池	Non-conductor
池池池	Electrification system
池池池	Cell
池池池	Primary cell
池池池	Secondary cell
池池池	Series connection
池池池	Parallel connection
池池池	Series parallel connection
池池池	Battery
池池池	Battery out case
池池池	Strage battery
池池池	Accumulator
池池池	Battery case
池池池	Cell cover
池池池	Terminal
池池池	Positive terminal
池池池	Negative terminal
池池池	Connector
池池池	Air vent
池池池	Vent plug
池池池	Positive plate
池池池	Positive pole
池池池	Negative plate
池池池	Negative pole
池池池	Separator
池池池	Battery cord
池池池	Earth line

標準用語	原語
複式重	Double spark plug
點點	Dual ignition system
火火	Double ignition system
栓法	Coil
法輪	Cord
線線	Lighting system
置燈	Head light
ト鏡	Socket
ネム	Reflector
スえ	Reflector spring
燈燈	Rim
燈ス	Glass
スス	Glass retainer
え燈	Side light
燈ス	Tail light
スス	Stop light
え燈	Colourless glass
燈ス	Red glass
スス	Orange glass
え燈	Tail light bracket
燈ス	Pilot light
スス	Dash light
え燈	Room light
燈ス	Step light
スス	Spot light
え燈	Inspection light
燈ス	Bulb
スス	Fuse
え燈	Enclose fuse
燈ス	Fuse box
スス	Fuse clip
え燈	Circuit breaker
燈ス	Combination switch
スス	Head light exchange switch
え燈	Combination wire
燈ス	Arrow head
スス	Filament
え燈	Starting system
燈ス	Hand starting
スス	Electric starting
え燈	Kick starting
燈ス	Starting motor
スス	Electric starter
え燈	Bendix type
燈ス	Sliding gear type
スス	Starting motor bearing retainer
え燈	Starting motor brush cover
燈ス	Starting motor commutator cover
スス	Armature core
え燈	Armature coil

標準用語	原語
心輪子器	Field core
ネ車チ	Field coil
チン	Brush
機機	Brush holder
機機	Brush spring
機機	Bendix gear
機機	Over running clutch
機機	Starting switch
機機	Starting button
機機	Motor
機機	Series motor
機機	Shunt motor
機機	Compound motor
機機	Differential compound motor
機機	Cumulative compound motor
機機	Single wiring type
機機	Double wiring type

254. 車體及び各部共通語

標準用語	原語
ロードスター	Roadster
スポーツ・ロードスター	Sport roadster
フェートン	Phaeton
スポーツ・アンド・イン	Sport and imperial phaeton
ベリヤル・フェートン	Touring car
ツーリング・カー	Coupe
ク	Sport coupe
スポーツ・クーペ	Convertible coupe
コンバーティブル・クーペ	Coach
コ	Sedan
セ	Landau
ランドレ・セダン	Landulet sedan
イムベリヤル・セダン	Imperial sedan
タウン・カー	Town car
コンバーティブル・セダン	Convertible sedan
貸切	Hire
流し	Taxi
流組	Stream line form
	Assembly
	Pair
	Set
軸平	Bearing
球	Plain bearing
コ	Ball bearing
直	Roller bearing
圓	Straight roller bearing
	Taper roller bearing

標準用語	原語
受軸	Flexible roller bearing
受軸	Thrust bearing
受軸	Radial bearing
車軸	Bush
車軸	Gear
車軸	Bevel gear
車軸	Spiral gear
車軸	Spiralbevel gear
車軸	Helical gear
車軸	Worm
車軸	Worm gear
ト	Stud
ト	Tap bolt
ト	Lock nut
ト	Washer
ト	Spring washer
ト	Screw
ト	Locking screw
ト	Cotter pin
ト	Split pin
ト	Woodruff key
ト	Gasket
ト	Nipple
ト	Packing
ト	Spur gear
ト	Bracket
ト	Union nut
ト	Rivet
ト	Cleaning hole
ト	Crack
ト	Revolution
ト	Racing
ト	Full load
ト	Allowable load
ト	Over load
ト	Over heat
ト	Overhaul
ト	Efficiency
ト	Energy
ト	Acceleration
ト	Inertia
ト	Circulation
ト	Circulating water
ト	Combustion
ト	Expansion
ト	Suction
ト	Back lash
ト	Diameter
ト	Radius
ト	Center
ト	Actual size
ト	Unit

第 11 編 外國自動車諸元

255. スチュードベーカー (1947年)

要 項	6 G 型 (乗用車)	14 A 型 (乗用車)
ホ イ ー ル ・ ベ ー ス	11 ² / ₄ 吋 (2.84 米)	119 吋 (3.02 米)
車 の 全 長	161 ³ / ₄ 吋 (4.87 米)	203 ⁷ / ₈ 吋 (5.18 米)
車 軸 間 隔	56 ¹ / ₄ 吋 (1.43 米)	55 吋 (1.4 米)
後 軸 間 隔	54 吋 (1.37 米)	54 吋 (1.37 米)
機 油	5.50 × 15	6.50 × 15
機 油 量	6 シリンダ L 型	6 シリンダ L 型
ボ 行	3 吋 (76.2 耗)	3 ⁵ / ₁₆ 吋 (84.1 耗)
排 気	4 吋 (101.6 耗)	4 ³ / ₁₆ 吋 (110 耗)
S. A. E 馬 力	2780 cc	3700 cc
最 高 制 動 馬 力	21.6 HP	26.33 HP
最 大 自 動 油 類	毎分 4000 回轉デ 80 HP	毎分 3600 回轉デ 94 HP
油 類 清 潔	6.5	6.5
電 氣 装 置	ア リ	ア リ
蓄 電 池	ナ シ	ア リ
燃 料 化 装	4	4
冷 却 水	カ ー タ ー	ス ト ロ ン バ ー グ
減 速	オ ー ト ラ イ ト	オ ー ト ラ イ ト
ク ー ラ ー	ウ イ ラ ー ド 100 ア ム ベ ア	ウ イ ラ ー ド 100 ア ム ベ ア
ブ レ ー キ ン	4.73 立	5.68 立
	17 ガ ロ ン	17 ガ ロ ン
	10 コ ー ト (9.5 立)	13 コ ー ト (12.3 立)
	半 浮 動 軸	半 浮 動 軸
	4.1	4.09
	徑 8 吋	徑 9 ¹ / ₄ 吋
	4 輪 油 壓 式	4 輪 油 壓 式
	徑 9 吋 (22.85 種)	徑 11 吋 (27.94 種)

256. ハドソン (1946年)

機 關	要 項
	6 シリンダ型
	L 型 102 馬力 (400 回轉にて)
	壓縮比 6.5:1
	ボア 3 吋
	行程 5 吋
	總排氣量 212 立方吋
	8 シリンダ型
	L 型 128 馬力 (420 回轉にて)
	壓縮比 6.5:1
	ボア 3 吋

構造	要 項
機 關	行程 $4\frac{1}{2}$ 吋 總排氣量 254 立方吋 クランク軸は型鍛造回轉補整型で耐久青銅製クランク軸受を使用し、連桿も型鍛造。
潤滑装置	オイル供給冷却式高級デュオ・フローシステム 大型ポンプ オイル容量は 6 シリンダ $4\frac{1}{2}$ クォート (4.14 立), 8 シリンダ 6.4 立
氣化装置	下向通風式で逆火防止装置, 吸氣消音器, 空氣清淨器, 自動調整チョーク及び自動溫度調整器を裝備
電氣装置	自動點火時期調整装置及び耐水配電器, 電壓自動調整通風型發電機付 始動電動機のスィッチは指壓型で計器板に裝備 蓄電池 6 はシリンダ型は極板 17 枚 96 アムペア, 8 シリンダ型は極板 19 枚 108 アムペア
冷却装置	水溫調節器 (サーモスタット) 付溫度調整式 放熱器は遠心細管式, 6 枚羽根供給水ポンプ付 冷却水容量は 6 シリンダ型は 13 クォート (11.96 立), 8 シリンダ型は 18 クォート (16.56 立)
クラッチ	フロイドクツション (流體緩衝) 特許コルク挿入遮熱型單板式で, 6 シリンダ型は 9 吋, 8 シリンダ型は 10 吋
變速機	等速齒合ヘリカル無音齒車 前進三段後退 1 段 變速テコ (操向ハンドルに取付), 特價品にはハドソン, ドライブマスターを裝備
自在接手 後車軸	2 個の潤滑型ニードル・ベアリング付ユニバーサル 半浮動式クロム・モリブデン・ギア及びギヤフト, バンザヨウ型ハウジング 標準齒車比スーパー・シックス及びコモドール・シックス (ドライブ・マスター付) $4\frac{5}{9}:1$ スーパー・エイト及びコモドール・エイト $4\frac{1}{9}:1$
シャシ・パ ネ及び車枠	X型車枠前部懸架 (フロント・サスペンション) シリコン・マンガン・コイル・スプリング付獨立懸架装置, 高容量低壓搖止, ハドソン特許オートボイズ前車輪調整装置付, 後部シャシ・パネ 60 吋半橢圓型パネ, 泥除ゴム付自動調整パネ吊手及び後部シャシ・パネの前端にはゴム挿入し, レイテアル車體横振れ防止装置付
操向装置	ウォームとコロ式改良型 齒車比は 6 シリンダ型 $18.2:1$, 8 シリンダ型 $18.4:1$
車輪及びタ イヤ	スチールバランス・ドロップセンター型でトレッド 前 56 吋 $\frac{5}{16}$, 後 59 吋 $\frac{1}{2}$. タイヤ寸法はスーパー 6 及び 8 型は 6.00×16 特價品 6.5×15 コモドール 6 及び 8 型は 6.50×15 特價品は 7.00×15

制動装置	二重安全型油壓式, 補助機械式ブレーキは足ブレーキの作動による自動作動式, 駐車ブレーキ・テコはカウルの下に裝備 ブレーキ筒直徑は 6 シリンダ型 10 吋, 深さ $1\frac{3}{4}$ 吋, 8 シリンダ型 11 吋, 深さ $1\frac{3}{4}$ 吋
車 體	ホイール・ベース 121 吋, 全長 $207\frac{3}{8}$ 吋 全鋼製二重箱桁構造 計器板は横材に取付, 車體及び泥除は防錆
電 燈	シールド・ビーム型足動光線調節スィッチ付 特價品は 2 個の泥除ランプ及び尾燈が方向指示器となる。

第12編 現行道路交通法令

1. 道路交通取締法 昭和二十二年十一月八日法律第百三十號

目次
第一章 總則
第二章 車馬及び軌道車
第三章 雜則
第四章 罰則
附則
道路交通取締法

第一章 總則

第一條 この法律は、道路における危険防止及びその他の交通の安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律における用語の意義は、次の通りとする。

道路とは、道路法による道路、自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路をいう。

車馬とは、牛馬及び諸車をいう。牛馬とは、交通運輸に使役する家畜をいい、諸車とは、人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいう。但し、そりは、これを諸車とみなす。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。

軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならない。

第四條 歩道と車道の區別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その區別に従つて通行しなければならない。但し、學生生徒の隊列、葬列その他の行列は、車道を通行することができる。

歩道及び車道の意義並びに歩道又は車道の通行の區分及び横斷について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、命令の定めるところにより、信號機、道路標識若しくは區畫線の表示又は警察官吏の指示に従わなければならない。

信號機、道路標識及び區畫線の意義、設置及び管理について必要な事項は命令でこれを定める。

第六條 都道府縣知事（東京都にあつては警管總監以下同じ。）は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

警察官吏は、危険防止のため緊急の必要があるときは、一時道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第二章 車馬及び軌道車

第七條 車馬又は軌道車の操縦者は、無謀な操縦をしてはならない。

前項において無謀な操縦とは、左の各號の一に該當する行爲をいう。

一 構造及び装置における重大な故障その他の事由により安全に操縦できない車馬を操縦すること。

二 法令に定められた運轉の資格を持たないで諸車又は軌道車を運轉すること。

三 前號の外、酒に酔いその他正常な運轉ができない虞があるにもかかわらず、諸車又は軌道車を運轉すること。

四 たずな、ハンドルその他の装置による安全な操縦に必要な操作を怠つて車馬又は軌道車を操縦すること。

五 法令に定められた最高速度の制限を超え又は他の交通に對し不當に迷惑を及ぼすような方法で、諸車又は軌道車を運轉すること。

警察官吏は、前項第一號乃至第三號に該當する行爲のあつた場合において、危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その車馬又は軌道車の操縦を停止することができる。

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速變の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速變と方法で、操縦しなければならない。

前項の外、車馬の操縦上遵守すべき事項については、命令でこれを定める。

第九條 自動車は、都道府縣知事の運轉免許を受け、且つ、運轉免許證を

携帯している者でなければ、これを運轉してはならない。

都道府縣知事は、定期又は臨時に運轉免許證についての検査を行うことができる。

都道府縣知事は、運轉免許を受けた者が不具廢疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、運轉免許を取り消し若しくは停止し、又は必要な處分をすることができる。

第一項の規定による運轉免許及び前項の規定による運轉免許の取消又は停止の効力は、全都道府縣に及ぶ。

運轉免許を受けた者は、重ねて同種の運轉免許を受けることができない。

第一項の規定による運轉免許に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十條 自動車の最高速度は、命令でこれを定める。

都道府縣知事は、道路、區域又は時間を限り、前項の規定による命令に定める最高速度の範圍内で、最高速度の制限を定めることができる。

都道府縣知事は、消防自動車、救急自動車その他主務大臣の定める自動車（以下緊急自動車という。）について、第一項の規定による命令の定める最高速度を超えて、最高速度の制限を定めることができる。

都道府縣知事は、自動車道で運轉する自動車について、第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができる。

第十一條 道路を通行する車馬には、命令の定めるところにより、燈火をつけなければならない。

第十二條 車馬は、他の交通を妨害する虞のある場合においては、併進し又は後退し若しくは轉回してはならない。

第十三條 道路における車馬の追従又は追越について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、道路の左側によつて徐行しなければならない。

車馬は、右折しようとするときは、交さ點の中心の外側を回つて徐行しなければならない。

第十五條 車馬は、鐵道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならない。但し、信號機

の表示、警察官又は信號人の指示その他の事由により安全であることを確認したときは、この限りでない。

第十六條 車馬及び軌道車相互の間の通行についての順位は、左の各號の順序とする。

一 緊急自動車

二 緊急自動車以外の自動車及び軌道車

三 自動車以外の車馬

車馬又は軌道車は、前項に定める先順位の自動車又は軌道車に進路を譲らなければならない。

緊急自動車の塗色、警音器、燈火等について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 順位と同じ車馬又は軌道車が、交通整理の行われていない交さ點に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條 車馬又は軌道車は、狭い道路から廣い道路に入ろうとするときは、前二條の規定にかかわらず、一時停車するか又は徐行して、廣い道路に在る車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前項の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條 交さ點の附近において、緊急自動車接近して來たときは、軌道車は、交さ點を遙けて一時停車し、又、車馬緊急自動車を除く。は、交さ點を避け左側によつて一時停車し、これに進路を譲らなければならない。

緊急自動車は、停止の表示のある交さ點においても、特に緊急を要する場合に限り、交通の安全に注意して徐行して通過することができる。

第二十條 車馬又は軌道車の徐行すべき場合について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一條 停車又は駐車を禁止する場所その他停車又は駐車の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

都道府縣知事は、駐車の時間又は場所について必要な制限を定めることができる。

第二十二條 車馬の操縦者は、發進、左折、右折、徐行、停止若しくは後退をしようとするとき、又は後方の車馬に追い越させようとするとき

は、手、方向指示器その他の方法で合圖をしなければならない。

前項の合圖について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十三條 諸車の乗車、積載又はけん引の制限について必要な事項は、命令でこれを定める。

警察官吏は、諸車の乗車、積載又はけん引について危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その運轉を停止することができる。

第三章 雑 則

第二十四條 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壞があつた場合においては、車馬の操縦者又は乗務員その他の従業者は、命令の定めるところにより、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。

前項の場合においては、同項に掲げる者以外の者で当該車馬に乗っているものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずるのを妨げてはならない。

第二十五條 道路において交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行爲で命令で定めるものは、これをしてはならない。

第二十六條 左の各號の一に該当する者は、命令の定めるところにより、警察署長の許可を受けなければならない。

- 一 道路において工事又は作業をしようとする者
- 二 道路に碑表、廣告板、飾塔等を設置しようとする者
- 三 道路に露店、屋臺店等を出そうとする者
- 四 道路において都道府縣知事の定める行爲をしようとする者

警察署長は、前項の許可に關し、危険防止及びその他の交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

警察署長は、沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場合においては、その占有者に對し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることができる。

第四章 罰 則

第二十七條 みだりに信號機を操作し、若しくは道路標識を移轉し、又は信號機、道路標識若しくは區畫線を損壞して道路における交通の危険を生ぜしめた者は、これを三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

みだりに信號機若しくは道路標識に類似し又はその効果を妨げるよう

な工作物を設置した者は、これを六箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第二十八條 左の各號の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

- 一 第七條第一項、第九條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者
- 二 第二十三條第二項又は第二十六條第二項若しくは第三項の規定による處分に違反した者

第二十九條 左の各號の一に該当する者は、これを千圓以下の罰金又は料料に處する。

- 一 第八條第一項、第九條第五項、第十一條、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五條又は第二十六條第一項の規定に違反した者
- 二 第五條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第二項、第十七條、第十八條第一項又は第十九條第一項の規定の違反となるような行爲をした者
- 三 第三條又は第四條第一項の規定の違反となるような行爲をした車馬の操縦者
- 四 第六條又は第二十一條第二項の規定に基く禁止又は制限に違反した者

第三十條 第四條第二項、第八條第二項、第九條第六項、第十三條、第二十條、第二十一條第一項又は第二十三條第一項の規定に基く命令には、千圓以下の罰金又は料料の罰則を設けることができる。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による處分に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑又は料料刑を科する。

附 則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを旅行する。

左に掲げる命令は、これを廢止する。

道路取締令

自動車取締令

形像取締規則

道路取締令及び自動車取締令は、この法律施行前になした行爲に關する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その效力を有する。

2. 道路交通取締令 昭和二十二年十二月十三日内務省令第四十號

目次
第一章 總則
第二章 止行者
第三章 車馬及び軌道車
第四章 自動車の運轉免許
第五章 雜則
第六章 罰則
附則
道路交通取締令

第一章 總則

第一條 道路交通取締法及びこの省令における用語の意義は、次の通りとする。

歩道とは、歩行者（小兒車を含む。以下同じ。）の通行の用に供するため區畫された道路の部分をいう。

車道とは、車馬の通行の用に供するため區畫された道路の部分をいう。

横斷歩道とは、歩行者の車道の横斷の用に供するため區畫された車道部分の部分をいう。

信號機とは、人、機械又は電氣により操作され、道路の交通に關し、「進め」、「止れ」又は「注意」の信號を表示する装置をいう。

道路標識とは、道路の交通に關し、警戒、禁止、制限、指示又は案内を表示する標識をいう。

區畫線とは、歩道、車道、横斷歩道、停止線、安全地帯、駐車場等を區畫する道路上の敷石、柵等による線をいう。

駐車とは、客待、荷待、故障等のため車馬を繼續的に停止することをいい。停車とは、駐車以外の場合において車馬又は軌道車を停止することをいう。車馬を停止し操縦者がその車馬を去る場合は、これを駐車と

みなす。

第二條 信號機を設置し、これを管理する者は、都道府縣知事（東京都にあつては警視總監以下同じ。）又はその委任を受けた者に限る。但し、鐵道又は軌道に附屬する信號機は、別に定めるところによる。

第三條 信號は、これに直面する交通に對し、左の意味を表示する。

一 「進め」

進行を開始し又は繼續すること。

二 「止れ」

歩行者に對しては新に道路を横斷することを禁止すること、車馬又は軌道車に對しては新に交さ點に入ることを禁止すること。

三 「注意」

歩行者に對しては新に道路を横斷することを禁止すること、車馬又は軌道車に對しては新に交さ點に入ることを禁止すること。

道路を横斷している歩行者に對しては速かに横斷を終ること、交さ點に入っている車馬又は軌道車に對しては速かに交さ點外に出ること。

車馬は左折しようとするときは、「進め」で歩行者の交通の安全に注意して左折し、右折しようとするときは、「進め」で交さ點の中心外側まで進行し、右折する方向が「進め」になるのを待つて右折しなければならない。

警察官吏の手信號は、左の意味を有する。

一 手を水平に擧げた場合は、これに平行する交通に對する「進め」、それ以外の交通に對する「止れ」

二 手を頭上において交さしこれを下げた場合は「注意」

信號機の燈火は、左の意味を有する。

一 青色は「進め」

二 赤色は「止れ」

三 黄色は「注意」

四 青色の矢印

車馬に對し矢印の方向に「進め」

五 黄色の矢印

軌道車に對し矢印の方向に「進め」

六 黄色の點滅

他の交通に注意して「進め」

七 赤色の點滅

歩行者に対しては他の交通に注意して「進め」、車馬又は軌道車に対しては交差点に入る前に一時停止し、他の交通に注意して「進め」

第四條 道路標識又は區畫線を設置し、これを管理する者は、都道府縣知事又はその委任を受けた者に限る。但し、道路法による道路に關する道路標識又は區畫線については、道路の管理者又は都道府縣知事とする。

第五條 道路交通取締法第十條第二項、第四項、第二十一條第二項又はこの省令第二十一條、第二十七條乃至第二十九條の規定に基き都府縣知事が必要な制限又は指定を行うときは、道路標識又は區畫線によつて適當な表示をしなければならない。

第六條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、信號機、道路標識若しくは區畫線の表示又は警察官吏の指示に従わなければならない。

警察官吏は、特別の必要があるときは、信號機、道路標識又は區畫線の表示と異なる指示をすることができる。この場合は、歩行者、車馬又は軌道車は警察官吏の指示に従わなければならない。

第七條 歩道と車道の區別のない道路においては、歩行者は道路の左側端を、車馬は第十二條の規定に従つてその右側を通行しなければならない。

第二章 歩行者

第八條 歩道と車道の區別のある道路においては、歩行者は、道路の右側の歩道を通行することができるが、その歩道の左側によらなければならない。

第九條 歩行者は、横斷する場合の外、車道に入つてはならない。

第十條 歩行者が車道を横斷するときは、横斷するときは横斷歩道の設備のある場所の附近においては、その横斷歩道によつて車道を横斷しなければならない。

前項以外の場所においては、交通の安全を確認してから、最短距離を選んで車道を横斷しなければならない。

第十一條 歩行者は、諸車又は軌道車の直前又は直後を横斷してはならない。

第三章 車馬及び軌道車

第十二條 速度の速い車馬は、道路の中央部の左側を、速度の遅い車馬は、更にその左側を通行しなければならない。

第十三條 車馬は、斜に道路を横斷してはならない。

第十四條 車馬は、歩道を横斷してはならない。但し、歩道に特別の設備のあるとき又は止むを得ないときは、歩行者の交通の安全に注意し徐行して横斷することができる。

第十五條 車馬は、安全地帯を通行してはならない。

第十六條 自動車の運轉者は、夜間、自動車又はそのけん引する車につき、法令に定められた前照燈、その他の燈火をつけなければならない。但し故障の自動車をけん引する場合は、その前照燈及び故障の燈火については、この限りでない。

前項の場合において他の自動車と行違ふときは、前照燈の光度を減じ若しくはその照射方向を下向とし又は前照燈を一時消して車幅燈をつけなければならない。

自動車又はそのけん引する車以外の諸車の運轉者は、夜間、都道府縣知事の定めるところにより、前照燈、尾燈その他の燈火をつけなければならない。但し、都道府縣知事は、當該諸車が反射鏡を備えた場合においては、これを尾燈その他の燈火をつけたものとみなすことができる。

第十七條 自動車の運轉者は、左の事項を遵守しなければならない。

一 運轉中喫煙しないこと。

二 みだりに警音器を鳴らし若しくは著しい騒音を出させ、又悪息若しくは有害なガス又は煙を多量に發散させないこと。

第十八條 自動車の最高速度は、左の制限による。

一 乗車定員八人以下の乗用自動車は、晝間は毎時六十キロメートル、夜間は毎時五十キロメートル

二 その他の自動車は、晝間は毎時四十キロメートル、夜間は毎時三十五キロメートル

三 小型自動車の第四種に屬する自動車は、前各號の規定にかかわらず、毎時二十五キロメートル

他の車をけん引する自動車の最高速度は、左の制限による。

一 そのけん引する車に制動装置のあるもの又は總重量二千キログラム以下の車をその三倍以上の總重量の自動車でけん引するものは、晝間

は毎時四十キロメートル、夜間は毎時三十五キロメートル

二 その他のものは、毎時二十五キロメートル

第十九條 消防自動車、警備自動車、救急自動車又は公共應急作業自動車にして都道府縣知事の指定したものを緊急自動車とする。

緊急自動車の車體の塗色は、消防自動車については赤、それ以外の緊急自動車については白とする。

緊急自動車には、サイレン又は警鐘及び晝間百五十メートルの前方から見得る光度を有する赤色燈一箇以上を備えなければならない。

緊急自動車が運轉中前項の規定による聲音器を鳴らさず又は赤色燈をつけないうきは、道路交通取締法の適用については、これを緊急自動車以外の自動車とみなす。

緊急自動車以外の諸車は、第二項又は第三項に規定する塗色、警鐘器又は燈火に類似したものをを用いてはならない。但し、郵便車の塗色又は火薬類を運搬する諸車の赤色燈については、この限りでない。

第二十條 車馬又は軌道車が他の車馬又は軌道車に追従するときは、交通の安全のため必要な距離を保たなければならない。

第二十一條 緊急自動車以外の自動車は、交差点、曲角、急坂路又は都道府縣知事の定める場所においては、他の自動車又は軌道車を追い越してはならない。

第二十二條 前方にある車馬を他の車馬が追い越そうとするときは、止むを得ない場合の外、後者は前者の右側を通行しなければならない。

前項の場合、後者は聲音器を鳴らし又は掛聲その他の合圖をして、前者に警戒し交通の安全を確認してから追い越さなければならない。

前項の合圖があつた場合は、後者の進路を妨げてはならない。

第二十三條 車馬が軌道車を追い越そうとするときは、軌道車の右側を通行しなければならない。止むを得ず、軌道車の右側を通行するときは、反対の方向の交通を見究わめてから、交通の安全に注意して徐行しなければならない。

第二十四條 車馬が乗用者の乗降のため停留中の軌道車の左側を通行しようとするときは、その後方で一時停車し、軌道車の發進を待つて進行しなければならない。但し、安全地帯があるとき又は軌道車の左側に車馬と一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行すること

ができる。

第二十五條 車馬は、止むを得ない場合の外、軌道敷内を通行してはならない。

軌道車の前方にある車馬は、軌道車から合圖があれば、直ちに軌道敷外に出なければならない。

第二十六條 車馬又は軌道車は、見透しのきかない交差点もしくは坂の頂上附近、曲角、横斷歩道又は雑踏の場所を通行するときは、聲音器を鳴らし又は掛聲その他の合圖をして徐行しなければならない。

第二十七條 車馬又は軌道車は、急坂路、屈曲の場所又は都道府縣知事の定める場所を通行するときは、徐行しなければならない。

第二十八條 車馬は、左の場所においては、法令の規定、交通上の表示、指示又は危険防止のため一時停車する場合の外、停車し又は駐車してはならない。

- 一 交差点、トンネル、橋、横斷歩道又は陸橋の下
- 二 交差点又は曲角より五メートル以内
- 三 安全地帯の左側及びその両端より十メートル以内
- 四 軌道車停留場又は乗合自動車停留場より十メートル以内
- 五 都道府縣知事の定める場所

第二十九條 車馬は、左の場所においては、止むを得ない場合の外、駐車してはならない。

- 一 消防關係官公署、消防機具置場又は消防用貯水池の直前及びその両端より三メートル以内
- 二 消火栓より十メートル以内
- 三 火災報知機より三メートル以内
- 四 官公署、百貨店等の多數人の出入する出入口の直前及びその両端より三メートル以内
- 五 都道府縣知事の定める場所

前項第四號の建物及びその出入口は、都道府縣知事がこれを定める。

前項の出入口に停車する車馬は、速かに乗用者の乗降又は貨物の積卸を終わり、その後に着する車馬に場所を謀らなければならない。

第三十條 停車又は駐車は、他の交通を妨害しないように、道路の左側端に接し、交通の方向に向けて行わなければならない。但し、止むを得な

い場合又は道路標識、區劃線の表示若しくは警察官吏の指示に従うときは、この限りでない。

一方交通路においては、車馬は左右いずれの側にも停車し又は駐車することができるが、一方の側に駐車している車馬があるときは、それと反対の側に駐車することができない。

第三十一條 夜間、駐車場以外の道路において駐車するときは、自動車又はそのけん引する車には、法令に定められた尾燈その他の燈火をつけなければならない。但し、故障の自動車をけん引する場合は、その故障の燈火については、この限りでない。

前項の場合、自動車又はそのけん引する車以外の諸車には、都道府縣知事の定めるところにより、尾燈をつけなければならない。但し、都道府縣知事は、当該諸車が反射鏡を備えた場合においては、これを尾燈につけたものとみなすことができる。

第三十二條 操縦者が駐車して車馬を去るときは、自動車にあつてその機關を止め、制動装置を施し、牛馬にあつてはその放逸を防ぐに充分なつなぎ止めを施す等車馬が停止の状態を保つに必要な措置を講じなければならない。

第三十三條 諸車が左折し、右折し、徐行し、停止し又は後方の車馬に追い越させようとするときの手の合圖は、左の方法による。

一 左折しようとするとき

左手を開き、左方車體外に水平に出す。又は右手を開き、右方車體外に擧げる。

二 右折しようとするとき

右手を開き、右方車體外に水平に出す。又は左手を開き、左方車體外に擧げる。

三 徐行しようとするとき

右手又は左手を開き、車體外斜下に出す。

四 停止しようとするとき

右手又は左手を握り、車體外斜下に出す。

五 後方の車馬に追い越させようとするとき

右手又は左手を開き、車體外水平に出し、前後に動かす。

第三十四條 自動車又はそのけん引する車が徐行し又は停止しようとする

ときは、法令に定められた制動燈をつけなければならない。但し、故障の自動車をけん引する場合は、その故障の制動燈については、この限りでない。

第三十五條 諸車の使用主又は運轉者は、運轉者の視野を妨げ車輛番號若しくは尾燈を隠べし又は車輛の安定を失わせるような乗車をさせ又は積載をしてはならない。

諸車の使用主又は運轉者は、乗車又は積載のために設備された場所以外に乗車をさせ又は積載をしてはならない。

第三十六條 自動車又はそのけん引する車の使用主又は運轉者は、車輛の長さ（普通自動車及び特殊自動車にあつては後方一メートル、けん引自動車により被けん引車をけん引する場合は、けん引自動車の前方又は被けん引車の後方一メートル）幅、高さ地上三・五メートル（小型自動車にあつては高さ地上二メートル）を超えて積載をしてはならない。

自動車又はそのけん引車の使用主又は運轉者は車輛検査證に記載した乗車定員又は最大積載量を超えて乗車をさせ又は積載をしてはならない。但し、貨物自動車につきその貨物の積卸に必要な人員の乗車は、この限りでない。

第三十七條 左の荷車の使用主又は運轉者は、車輛の重量を合せ、左の制限を超えて積載してはならない。

一 牛馬車 四輪車にあつては二千キログラム、その他にあつては千五百キログラム

二 大車 七百五十キログラム

前項の荷車の使用主又は運轉者は、荷臺より、長さ〇・六メートル、幅〇・三メートル、高さ二メートルを超えて積載をしてはならない。

都道府縣知事は、道路の状況又は車輛の構造装置により 前各項の制限と異なる制限を定めることができる。

第三十八條 前二條の規定による制限を超える貨物が分割できない場合は出發地警察署長の許可を受け積載をすることができる。

緊急止むを得ない需用がある場合においては、第三十六條第二項の規定にかかわらず、出發地警察署長の許可を受け貨物自動車を一時乗用に使用することができる。

出發地警察署長は、前各項の許可に際し、夜間、長さ又は幅の制限を

超えて積載をする場合は、貨物の突端に白色の標燈をつけさせる等必要な措置を命ずることができる。

第三十九條 自動車により他の車をけん引する場合、その使用主又は運轉者は、左の制限に従わなければならない。

- 一 けん引装置その他車のけん引に適する構造を有する自動車によつて被けん引に適する構造を有する車をけん引すること。
- 二 三臺以上の車をけん引しないこと。
- 三 自動車とそのけん引する車とを連結した全長は、二十五メートル以内とすること。

一定の道路又は区域を限り特別の用途に使用するもので都道府知事の許可を受けた場合は、前項第二號又は第三號の規定を、自動操向装置を有する場合は、前項第二號の規定を適用しない。

第四十條 回送車又は故障の自動車をけん引する場合は、前條第一項第一號の規定を適用しない。

ロープ、鎖、鋼紡等により前項の車をけん引する場合は、その使用主又は運轉者は、連結部の中央に三十センチメートル平方以上の白色旗又は白布を掲げなければならない。

第四章 自動車の運轉免許

第四十一條 運轉免許を分けて、普通免許、特殊免許、小型免許及び假運轉免許の四種とする。

普通免許、特殊免許を受けた者は、別表第一に定めるところにより、特殊種類の自動車、假運轉免許を受けた者は、指定を受けた自動車を運轉することができる。

自動車の種類は、別表第二の通りとする。

第四十二條 普通免許、特殊免許又は小型免許を受けようとする者は、その主たる運轉地を管轄する都道府知事に申請しなければならない。

前項の免許は、試験に合格し、且つ、左の各號の一に該当しない者にこれを與える。

- 一 普通免許及び特殊免許については十八歳未満の者、小型免許については十六歳未満の者
- 二 精神病患者、つんぼ、おし又はめくら
- 三 運轉免許の取消を受け一年を経過しない者

四 都道府知事が不適當と認める者

第四十三條 前條の試験は、別表第三に定めるところにより、左の事項についてこれを行う。

- 一 自動車の運轉技能
- 二 自動車及び道路の交通に関する取締法令
- 三 自動車の構造及び取扱方法の要旨

第四十四條 前條の試験は、左の各號により、その全部又は一部を省略することができる。

- 一 都道府知事の指定した自動車練習所の發行する證明書を有する者については、前條各號の試験を省略する。
- 二 修業年限三年以上の工業學校又はこれと同等以上の學校の機械科卒業者であつて在學中自動車に関する學科を修得した者については、前條第三號の試験を省略する。
- 三 外國の行政廳の與えた運轉免許を有する者については、前條第一號及び第三號の試験を省略する。

都道府知事が自動車の運轉に關し支障なしと認めた者については、前條の試験の全部又は一部を省略することができる。

第四十五條 第四十二條第二項各號の一に該当せず、且つ、外國の行政廳が與えた運轉免許を有する短期間滞在者は、都道府知事に假運轉免許を申請することができる。

前項の申請があつたときは、都道府知事は、自動車を指定し、三月以内において期間を限り、假運轉免許を與えることができる。

第四十六條 都道府知事が運轉免許を與えたときは、別記様式の運轉免許證を交付する。

第四十七條 普通免許、特殊免許又は小型免許を受けた者がその本籍、住所、氏名又は主たる運轉地を變更したときは、十日以内に主たる運轉地を管轄する都道府知事（主たる運轉地の變更については後の主たる運轉地を管轄する都道府知事）に届け出で、運轉免許證にその旨記入を受けなければならない。

第四十八條 普通免許、特殊免許又は小型免許を受けた者が、その免許を受けたときから五年毎に、その期間經過後三月以内に、主たる運轉地を管轄する都道府知事に運轉免許證を提出して検査を受けなければ、そ

の運転免許は、効力を失う。

第四十九條 運転免許を受けた者が第四十二條第二項第二號に該当するに至つたときは、主たる運転地を管轄する都道府縣知事（假運転免許にあつては、これを與えた都道府縣知事以下同じ。）は、運転免許を取り消し又は停止しなければならない。

運転免許を受けた者が左の各號の一に該当するときは、主たる運転地を管轄する都道府縣知事は、運転免許を取り消し又は停止することができる。

一 故意又は過失により、自動車によつて人を殺傷し又は物を損壞したとき

二 第四十二條第二項第四號に該当するに至つたとき

三 自動車及び道路の交通に関する取締法令に違反したとき

第五十條 前條第二項の規定により、運転免許を停止した場合において、必要があると認めるときは、都道府縣知事は、その停止處分を受けた者に對し、停止期間内において適當な期間を定め、その指定する場所において、自動車の運転に關し必要な事項の講習を受けることを命ずることができる。

第五十一條 運転免許證を滅失し又は破損したときは、主たる運転地を管轄する都道府縣知事にその再交付を申請することができる。

第五十二條 左の各號の一に該当するときは、遅滞なく運転免許證（第三號の場合にあつては後の運転免許證、第四號の場合にあつては舊運転免許證、第五號の場合にあつては少型免許證の第一種又は第四種）を主たる運転地を管轄する都道府縣知事に返納しなければならない。

一 運転免許を受けた者が自動車の運転を廢止し又は假運転免許の有効期間が満了したとき

二 運転免許を受けた者がその取消又は停止を受けたとき

三 運転免許を受けた者が重ねて同種の運転免許を受けたとき

四 運転免許證の再交付を受けた者が舊運転免許證を所持するとき

五 普通免許證又は特殊免許證（第一種）の交付を受けた者が小型免許證（第一種）を所持するとき、又は普通免許證、特殊免許證若しくは小型免許證（第四種を除く。）の交付を受けた者が小型免許證（第四種）を所持するとき。

運転免許の停止期間が満了したときは、運転免許證を本人に還付する。

運転免許を受けた者が死亡し又は行方不明となつたときは、その同居の親族又は雇用主が第一項の手續をしなければならない。

第五章 雜 則

第五十三條 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壞があつた場合においては、車馬の操縦者は、直ちに被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。但し、警察官吏が現場にいるときは、その指示に従わなければならない。

前項の車馬の操縦者は、同項の措置を終え、本人、雇用主、車馬の使用主の住所、氏名（法人にあつてはその名稱及び事務所所在地）及び自動車の運転者にあつては車輛番號を警察官吏に申告し、警察官吏が現場にいないときは、これを被害者又はその同伴者に通告しなければ、車馬の操縦を繼續することができない。

緊急自動車、郵便自動車又は乗合自動車の運転者は、乗務員その他の従業者に前各項の措置を講じさせて自動車の運転を繼續することができる。

第二項後段又は前項の規定に従い警察官吏に必要な申告をしないで車馬の操縦を繼續した場合においては、車馬の操縦者は、遅滞なく前各項の事實を警察官吏に申告しなければならない。

第五十四條 道路において、左の行爲をしてはならない。

一 寝そべり、酔いつぶれてふらつくこと。

二 煙火、空氣銃等をもてあそび又は投石、投球等の危険な行爲をすること。

三 進行中の諸車又は軌道車の車體外に乗り又はつかまること。

四 進行中の諸車又は軌道車に飛び乗り又はこれから飛び降りること。

五 乗馬の練習又は諸車の運転の練習をすること。但し、乗馬の練習又は自動車以外の諸車の運転の練習については、交通が希疎で危険の虞のない道路においては、この限りでない。

六 兒童、幼兒に遊戯をさせ又は保護者なしで幼兒を歩行させること。但し、車馬の通行しない道路においては、この限りでない。

七 飛散、漏出、轉落、刺傷等の危険を防止するために必要な措置を講じないで物を運搬すること。

八 縣道府縣知事の定める行爲

第五十五條 道路交通取締法第二十六條第一項の許可を受けようとする者は、目的、方法、期間及び區域又は場所を具し、所轄警察署長にこれを申請しなければならない。

都道府縣知事は、申請すべき事項及び警察署長につき、前項の規定にかかわらず、必要な規定を定めることができる。

第五十六條 道路交通取締法第二十六條第一項に該當する者が同時に他の法令に基き道路の管理者の許可を要する場合は、前條の警察署長に對する許可の申請を省略することができる。但し、道路交通取締法第二十六條第二項の規定による警察署長の権限を妨げない。

前項の許可の申請があつたときは、道路の管理者は前條の警察署長に協議しなければならない。

第六章 罰 則

第五十七條 左の各號の一に該當する者は、これを千圓以下の罰金又は料に處する。

一 第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十六條、第三十七條第一項第二項、第三十九條第一項、第四十條第二項、又は第五十二條第一項の規定に違反した者

二 第九條乃至第十一條、第十三條乃至第十五條、第二十條乃至第二十八條、第二十九條第一項第三項、第三十條又は第三十四條の規定の違反となるような行爲をした者

三 第三十七條第三項の規定に基く都道府縣知事の制限又は第三十八條第三項の規定に基く警察署長の處分に違反した者

第五十八條 第四十七條の規定に違反した者は、これを五百圓以下の罰金又は料に處する。

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第三十五條、第三十六條、第三十七條第一項第二項、第三十九條第一項又は第四十條第二項の規定に違反し又は第三十七條第三項の規定に基く都道府縣知事の制限若しくは第三十八條第三項の規定に基く警察署長の處分に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の刑を科する。

附 則

この省令は、道路交通取締法施行の日から、これを施行する。

この省令施行の際現に自動車取締令による普通免許、特殊免許、又は假運轉免許を有する者は、第三項又は第五項の場合を除き、この省令により、それぞれ普通免許、特殊免許又は假運轉免許を受けた者とみなす。

この省令施行の際現に自動車取締令による特殊自動車でこの省令により普通自動車に屬することになる種類の自動車に關する特殊免許を有する者は、なお、引續き當該種類の自動車及び小型自動車の第一種及び第四種に屬する自動車を運轉することができる。

前二項の規定に該當する者は、自動車取締令により交付された運轉免許證又は假運轉免許證を、なお、引續き使用することができる。

この省令施行の際現に自動車取締令による特殊自動車でこの省令により小型自動車に屬することになる種類の自動車に關する特殊免許を有する者又は自動車取締令による小型免許を有する者は、この省令施行の日から六月以内は、この省令により小型免許を受けた者とみなす。

前項の規定に該當する者は、同項の期間内は、自動車取締令により交付された運轉免許證を、なお、引續き使用することができる。

前項の者は、同項の期間内に限り、この省令の規定にかかわらず、その主たる運轉地を管轄する都道府縣知事に同項の運轉免許證を提出し、その運轉免許に相當する種類のこの省令による小型免許を申請することができる。

第二項、第三項又は第五項の運轉免許を有する者がこの省令第四十八條の規定により運轉免許證の検査を受けようとするときは、その期間の計算については、自動車取締令により運轉免許を受けたときから、これを起算する。

この省令施行の際現に自動車取締令第四十二條の規定による内務大臣の指定を受けている者は、この省令第四十四條の規定による都道府縣知事の指定を受けた自動車練習所とみなす。

別表第一

普通自動車	普通自動車 (第一種, 第四種)
	特殊自動車 (第一種, 第四種)
	特殊自動車 (第二種, 第四種)
	特殊自動車 (第三種, 第四種)
特殊免許	小型自動車 (第一種, 第四種)
	小型自動車 (第二種, 第四種)
	小型自動車 (第三種, 第四種)
	小型自動車 (第四種)

別表第二

普通自動車	前二輪により操向し、主として人又は貨物を運搬する構造の自動車中小型自動車以外のもの	第一種	けん引自動車 専ら他の車をけん引する構造の自動車又は人若しくは貨物を運搬する構造を有するけん引自動車。常に他の車をけん引することとを目的とするけん引自動車。但し、けん引装置を有し、以下ラムダ二キログラム以下の車をけん引するその三倍以上の重量の自動車を除く。	第一種	けん引自動車 専ら他の車をけん引する構造の自動車又は人若しくは貨物を運搬する構造を有するけん引自動車。常に他の車をけん引することとを目的とするけん引自動車。但し、けん引装置を有し、以下ラムダ二キログラム以下の車をけん引するその三倍以上の重量の自動車を除く。
	特殊自動車	第二種	ロードローラーの類 ロードローラー、グレーダー、ブルドーザー、耕作用自動車等又は貨物を運搬する構造を有せず、専ら特殊作業を行う構造の自動車	第二種	ロードローラーの類 ロードローラー、グレーダー、ブルドーザー、耕作用自動車等又は貨物を運搬する構造を有せず、専ら特殊作業を行う構造の自動車
		第三種	その他の特殊自動車 前各種に属しないもの	第三種	その他の特殊自動車 前各種に属しないもの
		第一種	四輪車の類 前二輪に四輪車 よりなる四輪車	第一種	四輪車の類 前二輪に四輪車 よりなる四輪車
			内燃機関をとするもの		内燃機関をとするもの
			電動機をとするもの		電動機をとするもの
			気筒容積の合計		気筒容積の合計
			四行程式		四行程式
			二行程式		二行程式
			ガソリン機関		ガソリン機関
			ディーゼル機関		ディーゼル機関
			千立方センチメートル		千立方センチメートル
			千八百立方センチメートル		千八百立方センチメートル
			千立方センチメートル		千立方センチメートル
			千二百立方センチメートル		千二百立方センチメートル
			一時間定格出力十二キロワット		一時間定格出力十二キロワット
			長さ		長さ
			幅		幅
			高さ		高さ

原動機及
自動車幅、
長さ、高さ
の制限も
下の制
別の

型車
小動
自

第一種	第二種	第三種	第四種
三輪車の類 前より自動 車、後部自 動車の類	三輪車の類 前より自動 車、後部自 動車の類	二輪車の類 前より自動 車、側動ス タの類に 属しないもの	軽二輪車の類 前より自動 車、側動ス タの類に 属しないもの
内燃機を とするもの	内燃機を とするもの	内燃機を とするもの	内燃機を とするもの
電動機と するもの	電動機と するもの	電動機と するもの	電動機と するもの
気筒容積の 合計	気筒容積の 合計	気筒容積の 合計	気筒容積の 合計
四行程式	四行程式	四行程式	四行程式
千五百立方 センチメートル	千五百立方 センチメートル	千五百立方 センチメートル	百五十立方 センチメートル
二行程式	二行程式	二行程式	二行程式
千立方センチ メートル	千立方センチ メートル	千立方センチ メートル	百立方センチ メートル
四・三 メートル	四・三 メートル	四・三 メートル	二・八〇・九 メートル
一時間定格出力八キロワット	一時間定格出力八キロワット	一時間定格出力六キロワット	一時間定格出力一・二キロワット

別表第三

運轉免許を有するとき	運轉免許を有するとき			
	普通免許	特殊免許	小型免許	小型免許
1, 2, 3	1	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2, 3
1, 2, 3	—	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2, 3
1, 2, 3	1	—	1	1
1, 2, 3	1	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2, 2
1, 2, 3	—	1	1	1
1, 2, 3	1	1	—	1
1, 2, 3	1	1	1	—
2, 3	—	—	—	—

備考

1. 欄内数字は、第四十三條各號の数字とする。
2. 第四十三條第二號又は第三號の試験は、特殊免許（第二種）又は小型免許を受けようとする者については、口述とすることができる。

3. 特殊免許（第二種）又は小型免許を受けた者が一年以上實地に運転を経験し他の運転免許を受けようとするときは、第四十三條第二號又は第三條の試験を省略することができる。

別記様式

(普通免許證, 特殊免許證, 小型免許證) (手帳型)

<p>←12センチメートル→</p> <p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">自動車運転免許證 (免許)</p>	<p>(表紙裏面)</p> <p>第 號</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>都 道 府 縣 印</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p>
---	---

(一 頁)

<p>寫 眞</p>	<p>押出 スタンプ</p> <p>年 月 日</p> <p>撮影</p>
------------	---

(二 頁)

主 た る 連 轉 地	届出年月日	都道府 縣 印

(三 頁)

本 籍		
住 所		
住 所 の 異 動	異 動	都道府縣印

(四 頁)

免 許 事 項	
免 許 種 類	
檢 査 提 出 期 限	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(五~十頁)

備 考	

(裏表紙内側)

注 意 事 項

備 考

1. 表紙は、黒色の革、布又はレザー製、金又は黄文字入とし、(免許)の中には「普通」「特殊」「小型」の文字を入れること。
2. 寫眞は脱帽、正面、半身像、名刺版とすること。
3. 用紙は、洋紙とし、普通免許證は淺黄色、特殊免許證は桃色、小型免許證は藤色のものを用いること。

(假運転免許證) (折たたみ式)

12 センチ メートル (表)		↑ 8 センチ メートル ↓	(裏)	
第 號 自動車運転免許證 (假運転免許) 都道都縣團			交 付	
本籍又は国籍 居住又は 滞在地 氏 名 年月日生			有 効 期 間	
寫 眞 年月日 撮影		指 定 自 動 車		外國の行 政廳にお いて與え た運転免 許證
				備 考
				注 意 事 項

備 考

1. 寫眞は、脱帽、正面、半身像、名刺版とすること。
2. 用紙は、白色洋紙とすること。

3. 道路交通取締規則

昭和二十二年十二月二十七日
警視廳告示第三十六號

目	次
第一章	總 則
第二章	諸 車
第三章	運轉免許試験
第四章	運轉免許證
第五章	雜 則
	附 則

第一章 總 則

第一條 道路交通取締法(以下法という。)及び道路交通取締令(以下令という。)に定める車馬、軌道車の交通並びに道路使用について必要な制限、自動車の運轉免許及びこれらについての申請、届出、手續は、同法令によるの外、この規則によらなければならない。

第二條 法、令又はこの規則による申請又は届出は、別段の規定があるものの外、警視總監になされなければならない。但し、第十九條に定めるものは、住所地(警視廳管内に住所を持たない者を除く)所轄警察署長を経なければならない。

第二章 諸 車

第三條 市街地又は人家の並んだ場所では、令第十八條第一項第一號の自動車の最高速度は毎時四十キロメートル、その他の自動車の最高速度は毎時三十二キロメートルとする。

緊急自動車の最高速度は 毎時八十キロメートルとする。

令第十八條の自動車は、速度制限の表示のある場合においては、これに従わなければならない。

第四條 自動車又はそのけん引する車以外の諸車の操縦者は、夜間前面を照すに充分な燈火及び赤色の尾燈をつけなければならない。但し、尾燈は赤色の反射鏡を備えつけて、これに代えることができる。

第五條 前條の諸車は、夜間、駐車場以外の道路に駐車するときは、赤色の尾燈をつけなければならない。但し、赤色の反射鏡を備えつけて、これに代えることができる。

第六條 車馬又は軌道車は、令第二十七條の規定による外、左の場所を通

行するときは、徐行しなければならない。

- 一 学校、病院、児童遊園地の附近
- 二 交通の雑踏する場所又は危険な場所
- 三 公園、トンネル

第七條 令第三十八條第一項の規定によつて、出發地警察署長の許可を受けようとする者は、別記第一號様式の申請書二通を提出しなければならない。

前項により、許可を受けたときは、運搬中、操縦者は、その許可證を携帯しなければならない。

第三章 運轉免許試験

第八條 令第四十二條の規定によつて運轉免許を受けようとする者は、別記第二號様式の申請書に戸籍抄本（申請前六ヶ月以内に作成したもの）及び寫眞一葉（申請前六ヶ月以内に撮影した名刺版脱帽正面半身無臺紙のものであつてその裏面に撮影年月日を記載したもの以下同じ。）を添えて申請しなければならない。

令第四十四條第一項各號の規定に該當する者は、前項の申請書に自動車練習所の發行する證明書、卒業證書の寫を添えなければならない。

令第四十四條第一項第一號に該當する者にあつては、在學中自動車に關する學科を修得した旨の證明書を添付することを要する。

現に運轉免許を有する者で、異種の運轉免許を受けようとする者は、現に有する運轉免許證を添えて、戸籍抄本に代えることができる。

第九條 令第四十五條第一項の規定によつて、假運轉免許を受けようとする者は、別記第三號様式の申請書に寫眞二葉及び現に有する運轉免許證を添えて申請しなければならない。

第十條 令第四十二條第二項第一號乃至第三號に規定する者の外、左の各號の一に該當する者には、運轉免許證を與えない。

- 一 免許申請若しくは受験に際して不正を行い又は免許を受けないで自動車を運轉し發覺した日から六ヶ月以上經過しない者
- 二 赤、黄、青の見分けができない者又は困難な者
- 三 眼鏡を使用しても、五メートルの距離で萬國式視力表七段以下の見分けができない者又は困難な者
- 四 發作的に精神又は身體に異狀を來たし、その病狀が自動車を運轉す

るに適しないと認めた者

- 五 四肢の運動が不完全で自動車を運轉するに適しないと認めた者
- 六 前各號の外、性能又は身體に著しい缺陷があつて、自動車を運轉するに適しないと認めた者

第十一條 申請若しくは試験に際して不正を行い又は合格後免許證交付前に自動車を運轉したときは、その試験を無効とする。

免許を與えた後前項に該當することが發覺したときは、その免許を無効とし、その免許證を返納させる。

第十二條 令第四十三條（別表）及び令第四十四條の規定により左の試験を省略する。

- 一 令第四十四條第一項第一號の規定による警視總監の指定は、甲種指定乙種指定の二種とし、甲種指定を受けたものの證明書を有する者にあつては、自動車の運轉技能（以下實地試験という。）自動車及び道路の交通に關する取締法令（以下法規試験という。）自動車の構造及び取扱方法の要旨（以下構造試験という。）乙種指定を受けた自動車練習所の證明書を有する者にあつては、實地試験、構造試験。但し前記の證明書を受けた後一年以上を經過した者に對しては、實地試験を行う。
- 二 同條第一項第二號に規定する者については構造試験
- 三 同條第一項第三號に規定する者については實地試験及び構造試験
- 四 小型免許（第四種を除く）を受けた者が一年以上實地運轉を経験し、他の運轉免許を受けようとするときは、法規試験及び構造試験
- 五 令第四十三條別表の定めるところにより特殊免許（第二種）又は小型免許（第四種）を受けようとする者については法規試験、構造試験はこれを口述とする。

第十三條 實地試験は警視總監の定める場所において實地に自動車を運轉させてこれを行う。

第十四條 法規試験は、主して左の法令中で運轉者として必要な事項についてこれを行う。

- 一 道路交通取締法（法律）
- 二 道路交通取締令（内務省令）
- 三 道路標識令（内務省令）
- 四 交通整理の信號方法（告示）

五 道路運送法第八章（法律）

六 道路運送法施行令（政令）

七 車輛規則（運輸省令）

八 法及び令に基いて警視總監の規定した事項（この告示）

第十五條 構造試験は、自動車の操向、制動その他重要な装置の取扱についてこれを行う。

第十六條 實地試験に合格した者でなければ構造試験又は法規試験を受けることができない。實地試験に合格した者及び第十二條の規定によつて實地試験を省略された者で構造試験、法規試験に合格しない者は、再試験を受けることができる。

第十七條 指定された試験の日時に出席しない者は、不合格とする。

己むを得ない事由によつて試験施行までに指定の日時に受験することができない旨を届出た者に対しては、試験施行の日時を変更することができる。

第十八條 試験の成績及び再試験の日時は、その試験場でこれを發表する。

● 第四章 運轉免許證

第十九條 令第四十七條による本籍、住所、氏名の變更届は、別記第四號様式によつてしなければならない。

第二十條 主たる運轉地を警視廳管内に変更した者は、別記第五號様式による届書二通及び寫眞一葉に運轉免許證を添えて届出なければならない。

第二十一條 令第四十八條の規定によつて運轉免許證の検査を受けようとする者は、別記第六號様式に運轉免許證を添えて提出しなければならない。

第二十二條 令第五十一條の規定によつて運轉免許證の再交付を受けようとする者は、別記第七號様式の申請書に寫眞二葉を添えて申請しなければならない。

第二十三條 令第五十二條の規定による運轉免許證又は假運轉免許證を返納する者は、別記第八號様式の届書に運轉免許證又は假運轉免許證を添えて提出しなければならない。

第五章 雜 則

第二十四條 道路において左の行爲をしてはならない。

一 冬期氷結の虞があるとき、道路に水をまくこと。

二 道路に、みだりに物件を放置し若しくはどろ土、どろ水をまき又はごみを棄てること。

三 二輪自轉車に二人以上乗車すること。

第二十五條 法第二十六條に規定する外、左の行爲をしようとするときは、その目的、方法、期間、區域又は場所を具して所轄警察署長（第三號乃至第六號の場合は出發地警察署長）の許可を受けなければならない。

一 工事のため、道路に、竹、木、土、石その他の材料を置き、又は掛出、板圍、なわ張、足代、支柱等を設けようとするとき。

二 祭禮等の場合、道路に、だし、踊屋臺、旗、のぼり等を出そうとするとき。

三 道路で、競技その他の催物をするとき。

四 廣告、宣傳のため、車馬又は軌道車を裝飾し又は旗、のぼり、看板、あんどん等を用い通行しようとするとき。

五 特異な裝飾又は數人連行、樂器を鳴らし通行しようとするとき。

六 廣告、宣傳のため、諸車に擴聲器を取りつけ放送し通行するとき。

七 道路において商品だな、ごみ箱等を置き又は標旗、標燈、看板、日除、雨除を突き出そうとするとき。但し標旗、標燈、看板、日除、雨除の類を、路面上に、二・四二メートル以上の高さで〇・六一メートル以内で構造装置上危険の虞のないようなものは、この限りでない。

八 道路で寄附金を募集し、又は物品を販賣若しくは交付しようとするとき。

九 前各號の外、交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような方法で道路を使用し又は通行しようとするとき。

附 則

この告示は、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

この告示施行の際、現に東京都内に表示され又は設置されている道路標識、區劃線等は、令第五條の規定に基いてそれぞれ表示したものとみなす。

この告示施行の際、現に警視總監によつて指定されている自動車練習所は、この規則によつて乙種指定として指定されたものとみなす。

この告示施行の際、現に道路取締令、交通取締規則、自動車取締令、

自動車取締令施行細則、自動車運轉免許試験規則、形像取締規則等によつて法、令及びこの告示に該當する事項について警察署長に申請、届出中のもの又は警察署長より許可を受けたものは法、令及びこの告示によつてそれぞれ申請、届出又は許可を受けたものとみなす。

令附則第五項によつて小型免許證の交付を受けようとする者は、現に有する運轉免許證並びに寫眞二葉を添え、別記第二號様式に準じて申請しなければならない。

警察署長 殿

昭和 年 月 日
右御許可下さるよう申請致します。

住 所
氏 名

生 年 月 日

備 考	運 搬 日 時 至自	運 搬 經 路 目出 過地的地	制 限 を 超 過 す る 範 圍	運 搬 方 法	運 搬 品 目	車 の 用 途
			人員 定員 外名	重量 制限 外	重量 制限 内	重量 制限 超過 寸法
	年 年 月 月 日 日 午 午 時 時		高 巾 長 左 右 後 前 米 米 米 糧 糧 糧 糧 糧 全長 米 糧			車 輛 番 號 第
						號

第一號様式 (第七條の規定によるもの)
制限外物件(人)運搬許可申請

第二號様式 (第八條の規定によるもの)

寫眞 同 上
假貼付 同上
自動車運轉免許申請書

受 験 免 許 の 種 類			
自 動 車 の 種 類			
現 に 有 す る 運 轉 免 許 證 の 種 類 、 香 號 、 交 付 年 月 日	種 類	免 許 番 號	交 付 年 月 日
運 轉 經 歴			
運 轉 免 許 申 請 者	本 籍 又 は 國 籍		
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		

右自動車運轉免許を受けたいので寫眞二葉及び戸籍抄本を添えて申請致します。

昭和 年 月 日 氏 名 印
警視總監 殿

第三號様式 (第九條の規定によるもの)

寫眞 同 上
假貼付 同上
自動車假運轉免許申請書

現 に 有 す る 運 轉 免 許 證 の 種 類 及 び 有 効 期 間			
運 轉 し よ う と す る 自 動 車 の 種 類 及 び 車 輛 番 號			
申 請 者	本 籍 又 は 國 籍		
	居 所 又 は 滞 在 地		
	氏 名		
	生 年 月 日		

右自動車假運轉免許を受けたいので寫眞二葉及び運轉免許證を添えて申請致します。

昭和 年 月 日 氏 名 印
警視總監 殿

第四號様式 (第十九條の規定によるもの)

自動車運転者「」届

- 一、免許證の種類及び免許番號
- 二、届出の要旨

右の通りですから免許證訂正下さるよう届出致します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

警視總監 殿

第五號様式 (第二十條の規定によるもの)

寫眞
假貼付

自動車運転者運転地變更届

- 一、本籍、住所、氏名、年令
- 一、免許證の種類、免許證の番號

交付 年 月 日

- 一、舊運転地
- 一、新運転地

右の通り自動車運転地變更しましたから寫眞二葉及び免許證を添えて届出致します。

昭和 年 月 日

氏 名 印

警視總監 殿

第六號様式 (第二十一條の規定によるもの)

自動車運転免許證検査申請書

- 一、免許種類、免許證番號
- 一、交付年月日

右免許證の検査を願いたく免許證を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

警視總監 殿

第七號様式 (第二十二條の規定によるもの)

寫眞
假貼付

自動車「」免許證再交付申請

- 一、免許證の種類、免許證番號

- 一、再交付申請の事由

右の通りですから「」免許證再交付下さるよう寫眞二葉添えて申請致します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

警視總監 殿

第八號様式 (第二十三條の規定によるもの)

自動車「」免許證返納届

- 一、免許證の種類及び免許證番號

- 一、返納の事由

右の通りですから自動車「」免許證返納致したく免許證を添えて届出致します。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

警視總監 殿

4. 道路標識令

昭和十七年五月十三日
内務省令第二十四號

第一條 道路交通ノ保全又ハ便利ヲ圖ル爲必要アルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ道路標識ヲ設置スベシ

第二條 道路標識ヲ分チテ左ノ五種トス

- 一 警戒標識
- 二 禁止標識
- 三 制限標識
- 四 指導標識
- 五 案内標識

第三條 警戒標識ハ道路ノ屈曲部、交叉點其ノ他交通上警戒ヲ必要トスル箇所ノ手前五十米乃至百米ノ地點ニ於テ道路ノ方向ニ面シ左側路端（車道歩道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側トス以下同ジ）ニ之ヲ設置スベシ

第四條 禁止標識ハ通行止ヲ標示スル必要アル場合ニ在リテハ禁止箇所ノ前面中央又ハ道路ノ方向ニ面シ左側路端ニ、自動車降禁止又ハ駐車禁止ヲ標示スル必要アル場合ニ在リテハ禁止箇所ノ見易キ地點ニ之ヲ設置スベシ

第五條 制限標識ハ諸車ノ通行ニ關シ重量又ハ速度ノ制限ヲ標示スル必要アル箇所ノ前面ニ於テ道路ノ方向ニ面シ左側路端ニ之ヲ設置スベシ

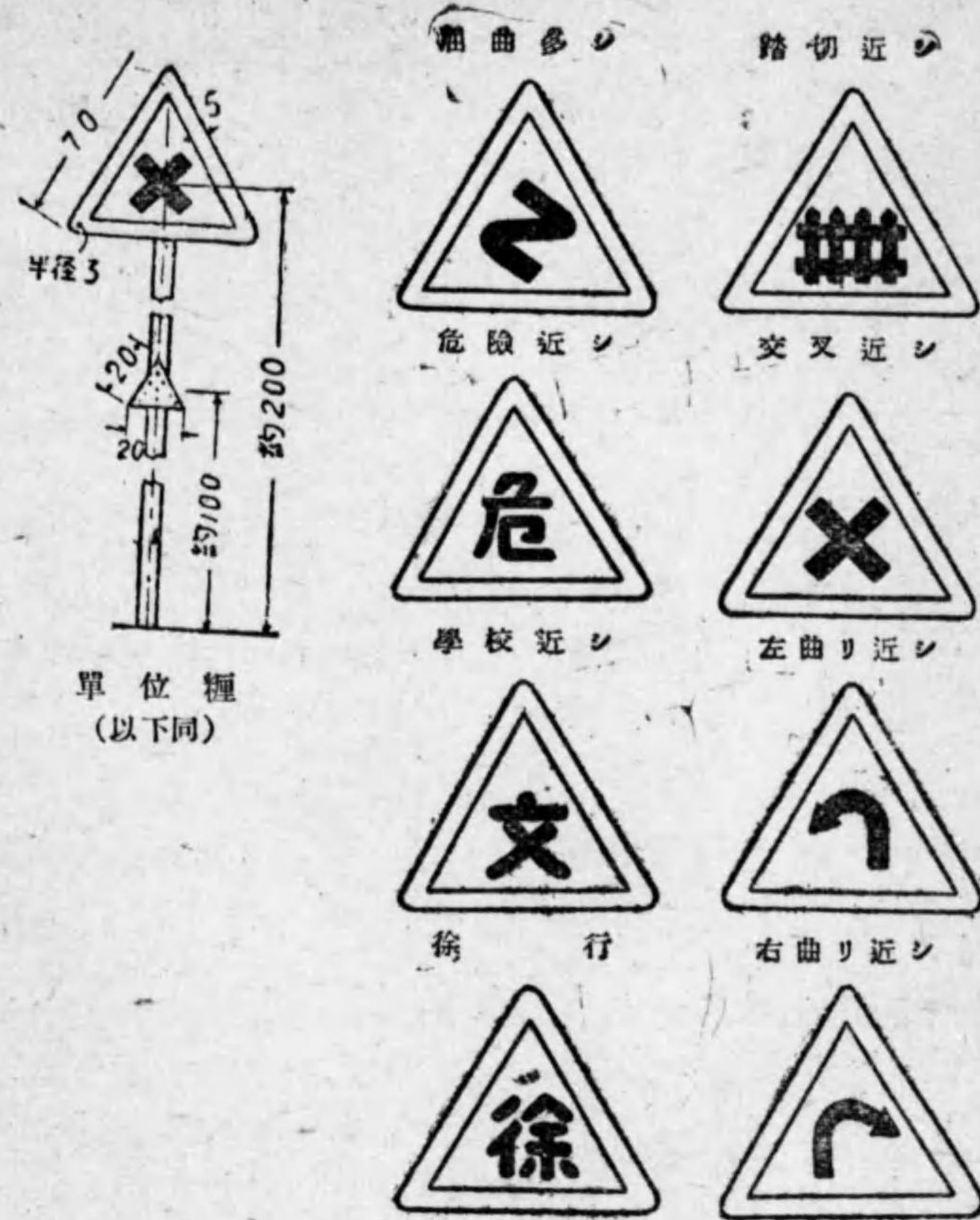
第六條 指導標識ハ横斷歩道、自動車駐車場、一方交通其ノ他交通上指導ヲ必要トスル箇所ノ見易キ地點ニ之ヲ設置スベシ

第七條 案内標識ハ道路ノ種類、方向又ハ距離等ヲ標示スル必要アル道路分岐點其ノ他ノ箇所ニ於テ道路ニ面シ見易キ地點ニ之ヲ設置スベシ

第八條 道路標識ヲ設置スル場合ニ於テハ別記様式ニ依ルベシ

別記様式

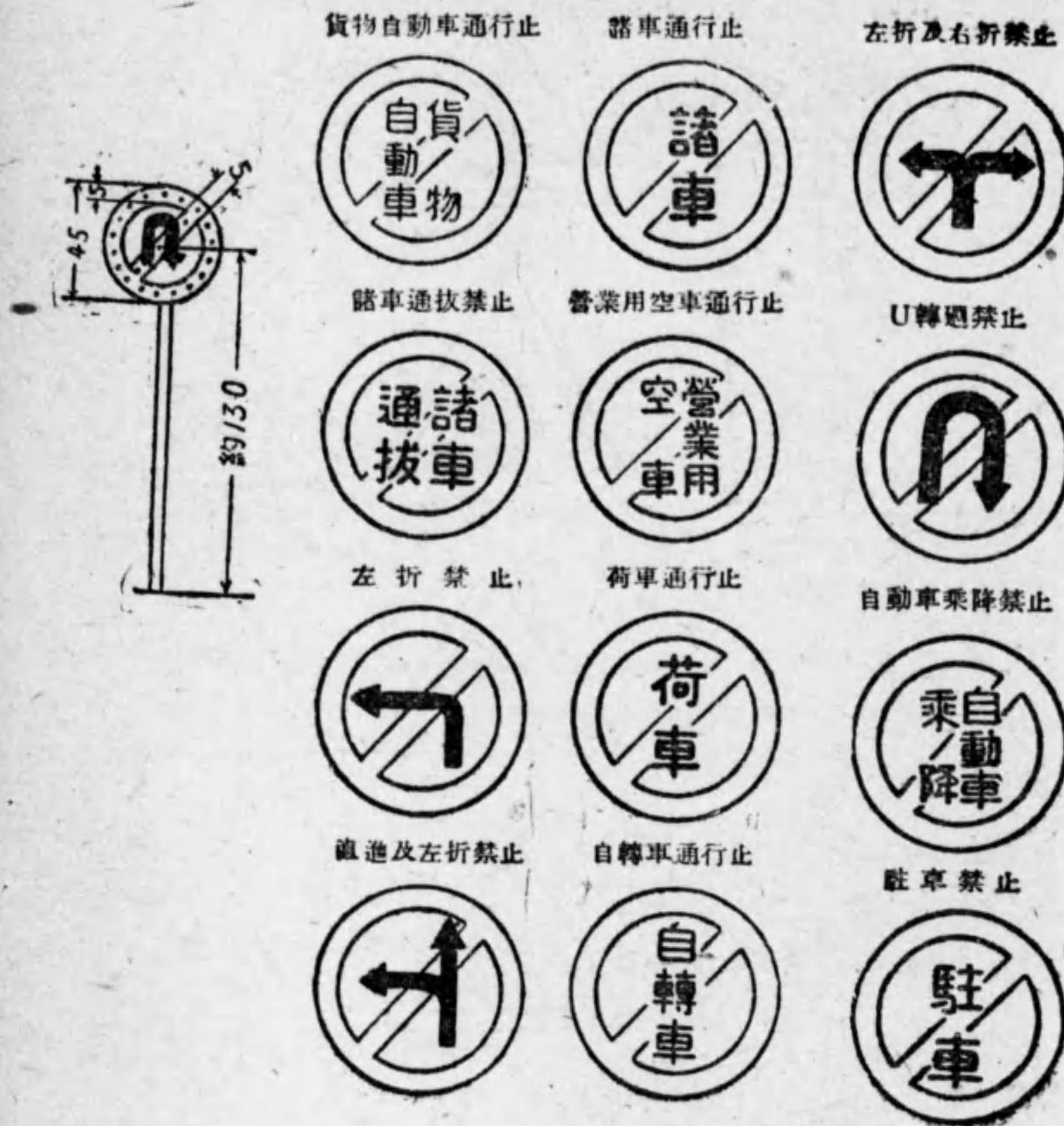
1 警戒標識



備考

- 1 色彩ハ縁赤色、記號及文字黒色、地（表裏共）及柱白色トス
- 2 反射釘ハ赤色ニ反射スルモノトス
- 3 圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ使用シ得ザルモノトス

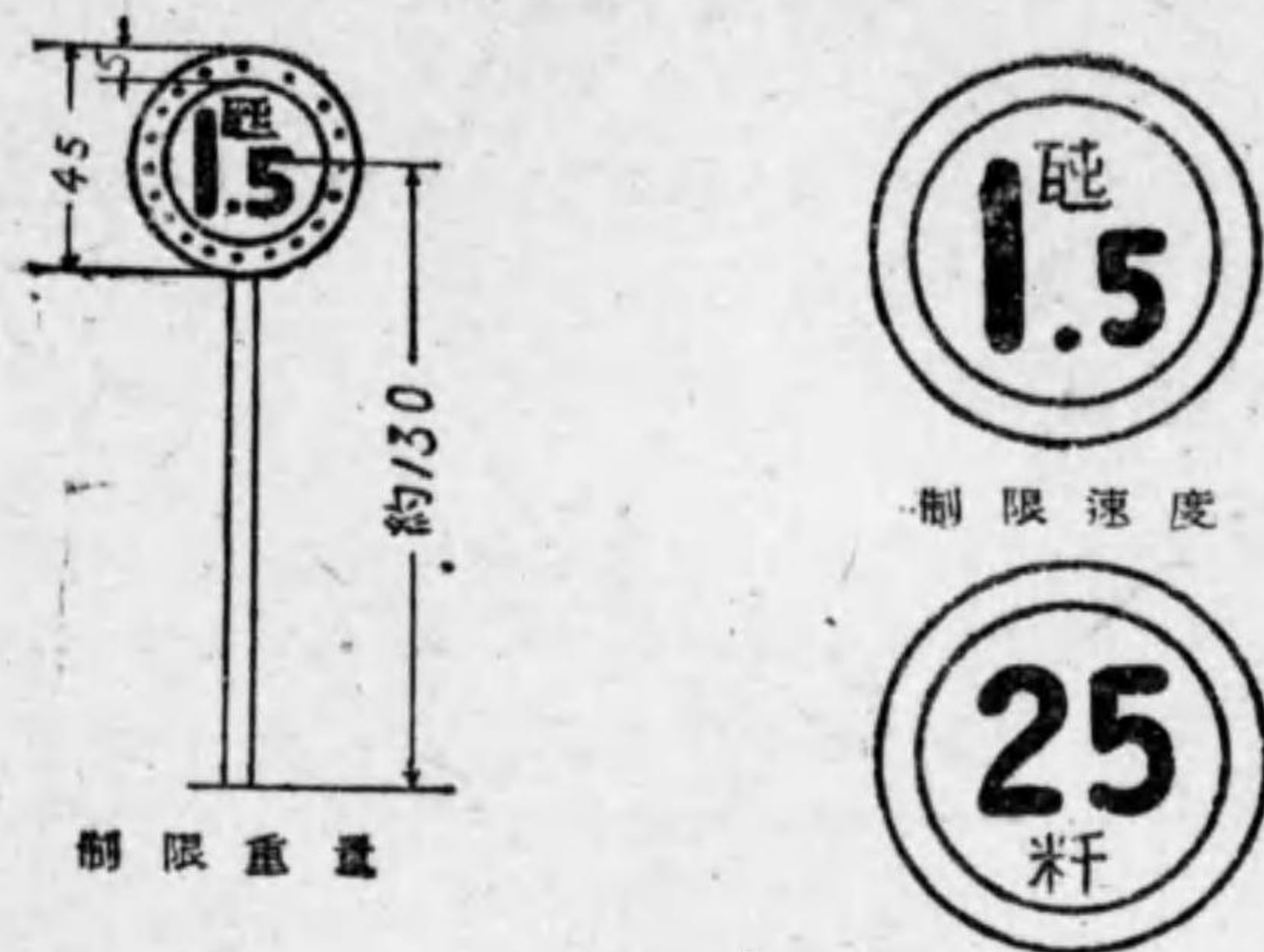
2 禁止標識



備考

- 1 色彩ハ縁赤色、記號及文字黒色、地（表裏共）及柱白色トス
- 2 反射釦ハ赤色ニ反射スルモノトス
- 3 圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ必要トスル場合ニ於テハ本記載例ニ準ジ作成シ得ルモノトス

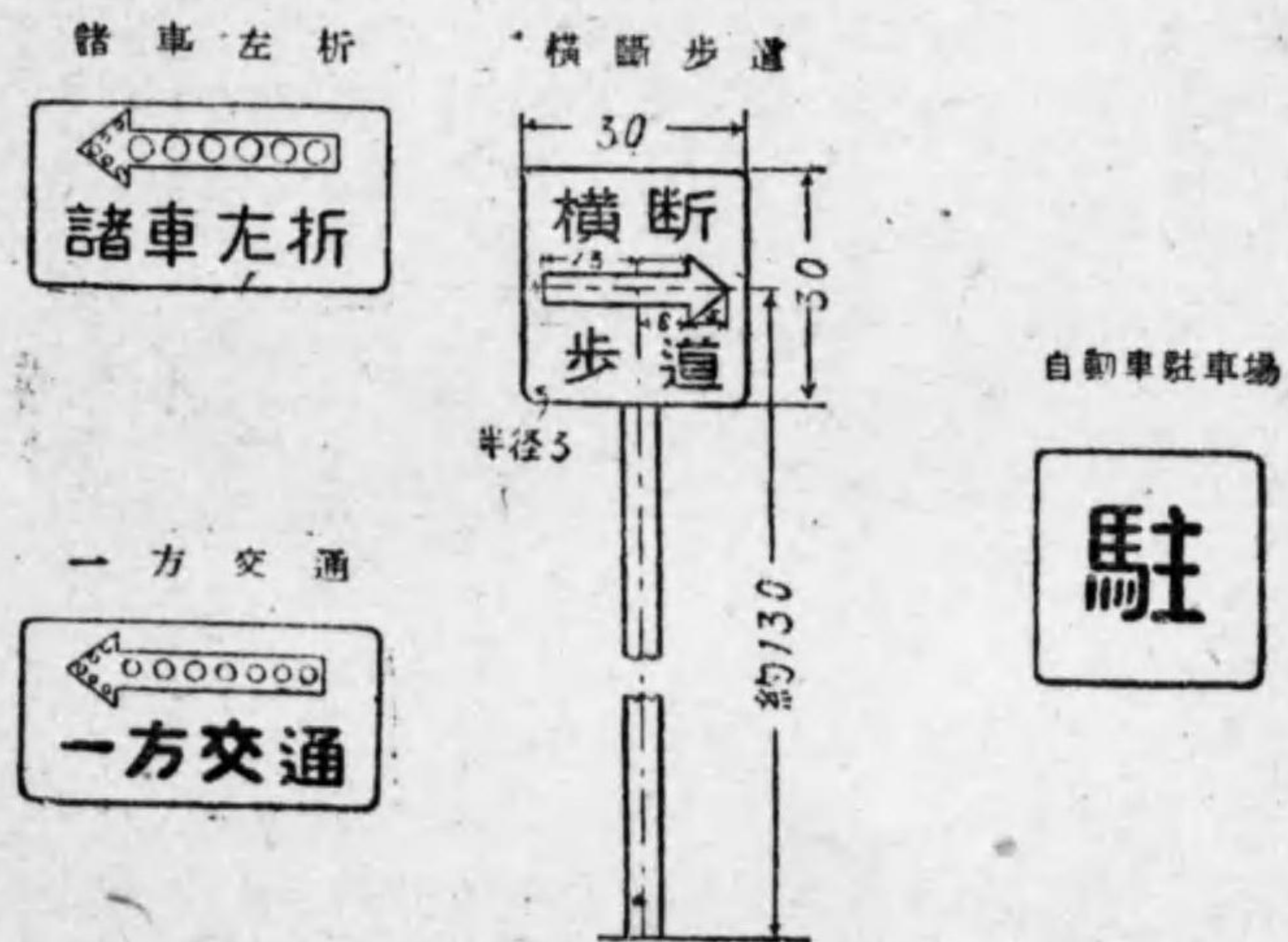
3 制限標識



備考

- 1 色彩ハ縁赤色、文字黒色、地（表裏共）及柱白色トス
- 2 反射釦ハ赤色ニ反射スルモノトス

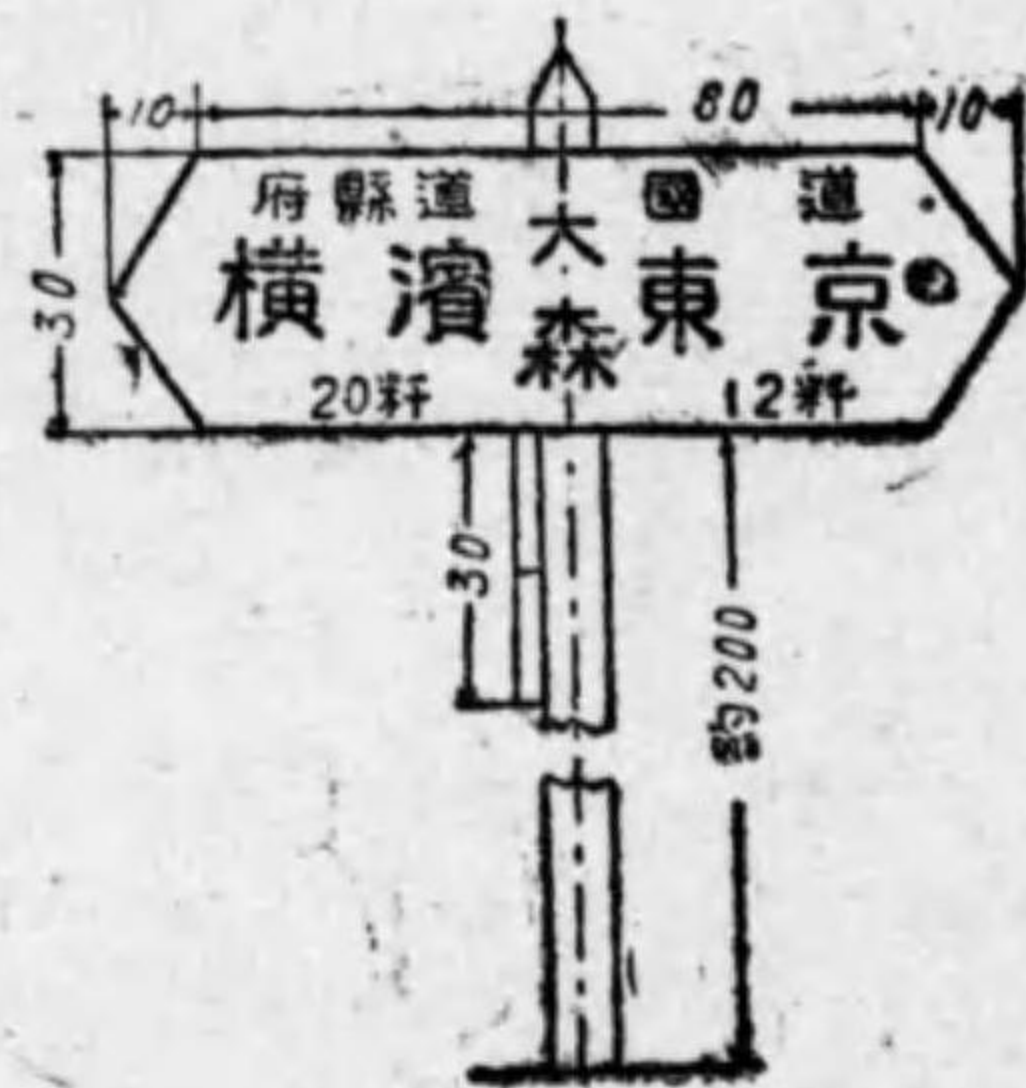
4 指導標識



備考

- 1 色彩ハ記號及文字（横斷歩道及駐車場ニ關スルモノニ在リテハ兩面共）綠色、圓（表裏共）及柱白色トス
- 2 反射釘ハ綠色ニ反射スルモノトス
- 3 圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ必要トスル場合ニ於テハ本記載例ニ準ジ作成シ得ルモノトス

5 案内標識



備考

- 1 色彩ハ文字（兩面共）黑色、地（兩面共）及白柱白色トス

6 書體



5. 交通整理の信號方法

昭和二十二年十二月二十七日
警視廳告示第三七號

一 一方の交通に對し一般に「止れ」の信號をなす場合
 兩手を肩と水平に擧げ若しくは燈器を左右に振つたときは、警察官吏の前方及び後方から來る一般の交通に對して「止れ」を示す。

二 一方の交通に對して一般に「止れ」の信號をなすの外、進行方向にある右方（又は左方）から來る特定の交通を特に促進させる必要がある場合

前號の信號の外、右方（又は左方）にある特定のものに顔を正面に向けて注目し、右手又は左手を掌を内にして前膊を上方直角に曲げ、これを左右に動かすときは、警察官吏の前方及び後方から來る一般の交通に對して「止れ」を示すの外、特に注目して合圖をなしたるものには「進め」（促進）を示す。

三 一方の交通に對し一般に「止れ」の信號をなすの外、進行方向にある右方（又は左方）から來る特定の交通に對して特に「止れ」の信號をなす場合

第一號の信號の外、右方（又は左方）にある特定の交通に顔を正面に向けて注目し、右手又は左手を掌を外にして前膊を上方直角に擧げたときは、警察官吏の前方及び後方から來る一般の交通に對して「止れ」を示すの外、特に注目して手を擧げたものに對して「止れ」を示す。

四 進行方向を轉換する場合

第一號の動作を止め、手を頭上において交さし、若しくは燈器を持つた手を上方垂直に擧げたときは、道路を横斷している歩行者に對しては速やかに横斷を終ること、交さ點に入つてゐる直進車馬又は軌道車に對しては速やかに交さ點外に出ることを、右折車馬に對しては交さ點の中心の外側の位置で停止することを示し、又その他の交通に對しては「止れ」を示す。

次に方向を換えて第一號の動作に移つたときは、新たな進行の開かれたことを示す。

五 電車の分岐軌道ある場合

前號の動作をした後、電車に顔を正面に向けて注目しながら右手（又は左手）をもつて頭上で圓を畫いたときは左折又は右折の電車に對して

進行を示す。

附 則

この告示は昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

6. 道路運送法

昭和二十二年十二月十六日
法律第九十一號

目	次
第一章	總 則
第二章	監 理
第三章	自動車運送事業
第四章	軽車輛運送事業
第五章	自動車道及び自動車道事業
第六章	國營自動車運送事業及び國營自動車道事業
第七章	自家用自動車の使用
第八章	車 輛
第九章	罰 則
附	則

第一章 總 則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な發達並びに車輛の整備及び使用の適正化を圖り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

(定 義)

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車輛運送事業をいい、自動車運送事業とは、他人需用に應じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい、軽車輛運送事業とは、他人の需用に應じ軽車輛を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。

この法律で、車輛とは、自動車及び軽車輛をいい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、軽車輛とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する

場所をいう。

この法律で自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で 自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路（一般自動車道）及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路（専用自動車道）をいう。

第二章 監 理 (行 政 廳)

第三條 行政廳は、この法律の規定するところに従い、道路運送に關し、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

第四條 この法律中主務大臣とあるのは、自動車道事業に關しては運輸大臣及び内務大臣、その他に關してはこの法律に別段の定めある場合を除いて、運輸大臣とする。

この法律において行政官廳の職權に屬させた事項の一部で都府縣の區域内又は政令の定める道内の區域内におけるものを掌理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監理事務所を置く。

前項の道路運送監理事務所中特定の道路運送監理事務所は、前項に規定する事項の外、政令の定めるところにより、この法律において行政官廳の職權に屬させた事項の一部で一定の區域内における一以上の都府縣の區域又は二以上の前項に規定する政令の定める道内の區域にわたるものその他の事項を掌理することができる。

前二項に規定するものの外、道路運送監理事務所に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

この法律に規定する主務大臣の職權の一部は、政令の定めるところより、左の各號の區分に従い、各々その號に定める下級の行政廳に委任することができる。

- 一 第三章及び第七章に規定する職權については道路運送監理事務所長
- 二 第五章に規定する職權については道路運送監理事務所長及び都道府縣知事

第四章、第五章及び第八章に規定する行政廳は、政令の定める場合を除いて、左の各號に定める區分による。

- 一 貨物輕車輛運送事業に関する事項及び自動車に関する第八章に規定する事項については道路運送監理事務所長
- 二 旅客輕車輛運送事業に関する事項及び旅客輕車輛に関する第八章に規定する事項については都の區の長又は市町村長
- 三 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に関する事項については都道府縣知事

(免許等の條件)

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。

前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを變更することができる。

(調査及び臨檢検査)

第六條 當該行政廳は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車輛を所有し、若しくは使用する者、自動車道事業者又はこれらの者の組織する團體に、事業又は又輛の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

當該行政廳は、必要があると認めるときは、當該官吏員に事業場その他の場所に臨檢し、事業若しくは車輛の所有若しくは使用の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、當該官吏員は、その身分を示す證票を携帯しなければならない。

(車輛検査官)

第七條 當該行政廳は、所部の官吏員の中から車輛検査官を命じ、第八章の規定による職權の行使を補助させることができる。

車輛検査官は、必要があると認めるときは、車庫その他車輛の所在すると認める場所に臨檢し、車輛を検査し、又は質問をすることができる。

前項の場合には、車輛検査官は、その身分を示す證票を携帯しなければならない。

(道路運送委員會)

第八條 この法律の適正な運用を圖るため、道路運送委員會を置く。

道路運送委員會は、中央道路運送委員會及び地方道路運送委員會とし、地方道路運送委員會は、第四條第三項に規定する一定區域ごとにこれを置く。

中央道路運送委員會は、委員九人を以て、地方道路運送委員會は、委員若干人を以てこれを組織する。

道路運送委員會に委員の互選による委員長を置く。

中央道路運送委員會の委員は、地方道路運送委員會の委員長を以てこれに充て、地方道路運送委員會の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣總理大臣が、これを命ずる。

前項の各都道府縣知事の推薦すべき人員は、都府縣にあつては二人、北海道にあつては若干人とする。

官吏又は吏員であつた者は、その退職後一年間は道路運送委員會の委員となることができない。

道路運送委員會の委員の任期は、三年とし、補缺委員の任期は、前任者の殘任期間とする。但し、再任されることを妨げない。

道路運送委員會の委員は、在職中道路運送委員會の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

道路運送委員會の委員が現に經營中の道路運送事業につき著しい經濟的な利害關係を有し、又は道路運送事業に關し他の者と競争的若しくは對立的立場にあると認められる場合において、當該道路運送委員會においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣總理大臣が、これを解任する。

道路運送委員會の委員が心身の故障のため職務を執ることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に對し不正の行爲をしたと認められる場合において、當該道路運送委員會においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは運輸大臣の申出により、内閣總理大臣が、これを解任する。

道路運送委員會の報酬及び旅費については、命令でこれを定める。

行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員會の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

- 一 この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正
- 二 自動車運送事業の免許に関する基準の設定及び變更
- 三 自動車運送事業の免許

四 自動車運送事業の停止及び免許の取消

五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

道路運送委員會は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に建議をすることができる。

道路運送委員會は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる。

道路運送委員會は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する團體又は學識經驗のある者に必要な調査を囑託することができる。

道路運送委員會は、第十三項の規定による職務を行うには、事件關係人又は參考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴しなければならない。

この法律に規定するものの外、道路運送委員會の組織、運用その他道路運送委員會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(訴 願)

第九條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する事項につき行政廳のした處分に不服のある者は、訴願をすることができる。

第三章 自動車運送事業

(自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)

- (一) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (二) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (三) 一般積合貨物自動車運送事業
- (四) 一般貸切貨物自動車運送事業

二 特定自動車運送事業(特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業)

- (一) 特定乗合旅客自動車運送事業
- (二) 特定貸切旅客自動車運送事業
- (三) 特定積合貨物自動車運送事業
- (四) 特定貸切貨物自動車運送事業

(免 許)

第十一條 自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許は、前條に掲げる種類ごとに、これを受けなければならない。

(免 許 基 準)

第十二條 主務大臣は、自動車運送事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならない。

主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならない。

一 事業を經營しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を經過しないものであるとき。

二 事業を經營しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を經過しないものであるとき。

三 事業を經營しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 事業を經營しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三號の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を經營しようとする者の資力信用が不十分なため事業の確實な經營が著しく困難であると認められるとき。

六 當該事業の經營に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附隨運送)

第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附隨して物品を運送することができる。

(運賃及び料金)

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送約款)

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及び運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

(運送条件及び運送約款の公示)

第十六條 運賃、料金その他の運送条件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

(運輸開始)

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

専用自動車道を開始して自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

(公共の福祉に反する行爲の禁止)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計畫に定める自動車の運行を怠り、不當な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行爲をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行爲があるときは、自動車運送事業者に對し、當該行爲の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることができる。

(運送引受義務)

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

- 一 當該運送に關し旅客又は荷送人から特別な負擔を求められたとき。
- 二 當該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。
- 四 前各號に掲げる場合を除いて、命令の定める正當な事由のあるとき。

(物品運送の順序)

第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければなら

ない。但し、正當な事由があるときは、この限りでない。

(事業計畫等の變更)

第二十一條 自動車運送事業者は、事業計畫、運送約款又は専用自動車道の工事方法を變更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十二條 運輸及び會計自動車運送事業に自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に關し必要な事項及び經理の合理化、帳簿書類の整理保存その他會計に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(運輸に關する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは小運送業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを變更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計畫、運賃、料金その他の運送条件、運送約款又は専用自動車道の工事方法を變更すること。
- 二 他の運送事業者又は小運送業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に關する協定をすること。
- 三 旅客又は物品の運送に關する損害につき保險に付すること。
- 四 前各號に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二號の場合において、その實施方法又は各事業者が收得し、若しくは負擔すべき金額につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服ある者は、他の事業者に對し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第二十五條 第二十三條の認可を受けて行ふ正當な行爲及び前條第一項(他の運送事業者又は小運送業者との連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定に關する部分に限る。)の規定による命令によつて行ふ正當な行

爲には、昭昭二十二年法律第五十四號の規定を適用しない。

(運送に関する命令)

第二十六條 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができる。

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

(名義の利用、事業及び車輛の貸借並びに事業の管理の受委託)

第二十七條 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を經營するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業は、これを貸借してはならない。

自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。

経項の管理の委託及び受託に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する會社の合併又は解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは總社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する會社の合併があつたときは、合併後存続する會社又は合併に因り設立された會社は、免許に基く權利義務を承繼する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相續人は、免許に基く權利義務を承繼する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。

(地方公共團體の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業區域が東京都の區の存する区域内又は政令の定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一

條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第一項、第二項若しくは第五項の規定による處分をするには、都知事又は當該市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の各號の一に該當するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基く命令若しく處分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。
- 二 許可又は認可を受けた事項を故なく實施しないとき。
- 三 前二號の場合を除いて、公共の福祉に反する行爲をしたとき。
- 四 事業經營の不確實又は資産状態の著しい不良その他の事由に因り事業を繼續するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第十七條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。
- 二 第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
- 三 第十七條第二項の規定による申請に對し不認可の處分を受けたとき。
- 四 事業の廢止を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(事業計畫に關する部分を除く。)、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。

特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廢止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。この場合において、免許は、事業の廢止の届出があつた時にその効力を失う。

第四章 輕車輛運送事業

(事業に關する届出)

第三十三條 輕車輛運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を具して行政廳に届け出なければならない。事業計畫を變更しようとするときも同様とする。

第三十四條 輕車輛運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳に届け出なければならない。

一 他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを變更したとき。

二 事業を謀り受けたとき。

三 會社の合併又は解散があつたとき。

四 相續に因る事業の承繼があつたとき。

五 事業を休止し、又は廢止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五條 輕車輛運送事業者が公共の福祉に反する行爲をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第三十六條 輕車輛運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と讀み替えるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しな

なければならない。

前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に關する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、豫め土地の占有者にその通知をしなければならない。

第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならない。

前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。

第三項の規定による補償について協議が調わないときは、行政廳は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければ、その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車事業者は、命令の定める正當な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計畫及び工事方法の變更)

第四十四條 自動車道事業者は、事業計畫又は一般自動車道の工事方法を變更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(自動車道の構造、評備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造、設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業改善の命令)

第四十六條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計畫又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を變更すること。
- 二 一般自動車道又はその附屬物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第三十九條第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
- 二 第三十九條第一項の規定による申請に対し不認可の處分を受けたとき。
- 三 事業の廢止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第四十八條 自動車道事業には、第十六條(運送條件に関する部分に限る。)第二十二條會計に関する部分に限る。)、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。

(自動車道に接續する道路等の造設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接續し、若しくは接近し、又はこれを横斷して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鐵道、軌道、索道等を造設しようとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の前合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の供用又は變更を命ずることができる。

前二項の場合において、その實施方法及び費用の負擔につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業

(事業の經營)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車道事業を經營しようとする

るときは、當該官廳は、主務大臣に協議をしなければならない。

國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(會計に関する部分に限る。)、第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項、第三十七條乃至第四十二條、第四十四條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第十六條の規定の準用に関する部分を除く。)の規定を適用しない。

(補償)

第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を繼續することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになったときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。殘存路線のみにつき事業を續續することができなくなつたときも同様とする。

第七章 自家用自動車の使用

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下自家用自動車という。)は、對價を得てこれを運送の用に供してはならない。

自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、對價を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の處分)

第五十三條 主務大臣は、自家用自動車(命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。)の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章 車 輛

(車輛の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する輕車輛(以下旅客輕車輛という。)は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。

行政廳は、前項の検査の結果車輛が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車輛検査證を交付し、且つ、車輛番號を指定

しなければならない。

第一項に規定する車輛は、命令の定めるところにより、車輛検査證を備え付け、且つ指定された車輛番號を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車輛検査證及び車輛番號の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

車輛検査證の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(車輛の整備)

第五十五條 自動車及び旅客輕車輛については、命令の定める整備をしなければならない。

行政廳は、前項に規定する車輛が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができる。

行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に當該車輛の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車輛検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車輛番號の指定を取り消すことができる。

(自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、當該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。

行政官廳は、前項の登録を申請した者が當該自動車の眞正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録證を交付しなければならない。

自動車を運轉するには、當該自動車の自動車登録證を携帯しなければならない。

本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録證の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰 則

第五十七條 第十一條又は第三十七條の規定に違反して事業を經營した者は、これを一萬圓以下の罰金に處する。第二十七條第一項又は第二項(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者も同様とする。

第五十八條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金を處する。

一 第二十八條第一項(第四十八條において準用する場合を含む。)の認可を受けないで事業を譲り渡し、又は譲り受けた者

二 第三十條(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定による停止の處分に違反した者

三 第四十二條又は第五十六條第一項の規定に違反した者

第五十九條 左の各號の一に該當する者は、これを三千圓以下の罰金、拘留又は科料に處する。

一 第五條の規定により附した條件又はその條件に基いてした處分に違反した者

二 第六條第一項の規定による屈出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の屈出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第二十八條第五項(第四十八條において準用する場合を含む。)、(第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十四條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十六條(第三十六條において準用する場合を含む。)、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による處分に違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて發する命令に違反した者

七 第五十六條第三項の規定に違反した者

第六十條 左の各號の一に該當する者は、これを三箇月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

一 第五十四條第三項の規定に違反した者

二 第五十五條第三項の規定による處分に違反した者

過失に因り前項第一號の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に處する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車輛に關し、第五十七條乃至前條（第五十九條第七號を除く。）の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 自動車道若しくはその標識を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に處する。前項の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉覆させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に處する。

前項の罪を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に處し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に處する。

第一項の未遂罪は、これを罰する。

第六十四條 第六十二條の罪を犯し因つて自動車を轉覆させ、又は破壊した者も前條の例による。

第六十五條 過失に因り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百圓以下の罰金に處する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第六十六條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の罰金に處する。

- 一 乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者
- 二 乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十七條 道路運送事業者及び自動車道事業者は、左の各號の一に該當するときは、これを三千圓以下の科料に處する。

- 一 第十六條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。
- 二 第二十二條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十五條の規定に基いて發する命令により許可を受くべき事項をこれを受けないでしたとき。

三 第二十二條（第四十八條において準用する場合を含む。）又は第四十

五條の規定に基いて發する命令による屈出若しくは報告を怠り、又は虚偽の屈出若しくは報告をしたとき。

四 第三十四條の規定に違反したとき。

則 附

第一條 第一條乃至第三條、第四條第二項乃至第四項及び第六項（第八章に關する部分に限る。）第六條（車輛の所有及び使用に關する部分に限る。）第七條、第九條、第五十四條乃至第五十六條、第五十九條第二號第三號第六號第七號、第六十條、第六十一條、附則第三條第一項（昭和八年内務省令第二十三號自動車取締令に關する部分に限る。）並びに第四條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運賃及び料金に關する法令の立案、制定及び改正についての第八條第十三項第一號の施行の期日は、物價統制令が效力を失う日の翌日とする。

前二項の規定により施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九條中第十四條の規定による處分に關する部分の施行の期日は、物價統制令が效力を失う日の翌日とする。

第二條 自動車交通事業法は、これを廢止する。

第三條 舊法、舊法に基いて發する命令又は昭和八年内務省令第二十三號自動車取締令によりした處分、手續その他の行爲は、この法律中これに相當する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の際現に輕車輛運送事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内に、同條の規定による屈出をすれば足りる。

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財團並びに同條の規定施行前にした行爲に對する罰則の適用については、舊法は、同條の規定施行後でも、なおその效力を有する。

第六條 陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。

第一條中「旅客自動車運輸事業」を「路線ヲ定ムル一般乗合旅客自動

車運送事業」に改める。

第九條中「自動車交通事業法」を「道路運送法」に改める。

第七條 國有鐵道事業特別會計法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三號中「旅客自動車運輸事業又は事業區間を定める貨物」を削る。

第八條 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「，貿易組合聯合會，自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」を「及貿易組合聯合會」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合會，」を削り，同條第三項及び第四項中「，貿易組合聯合會又ハ自動車運送事業組合聯合會」を「又ハ貿易組合聯合會」に改める。

第七條第一項中「，貿易組合聯合會，自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」を「又ハ貿易組合聯合會」に改める。

第二十七條第一項但書中「，貿易組合及自動車運送事業組合」を「及貿易組合」に改める。

第二十八條第一項第六號及び第二十九條第一項第三號中「，自動車運送事業組合，自動車運送事業組合聯合會」を削る。

第九條 登録税法第十七條第七號中「自動車運送事業組合，自動車運送事業組合聯合會，」及び「自動車交通事業法，」を削る。

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會の課税については，なお従前の例による。

第十條 第八條の規定施行後最初にその地位に就く道路運送委員會の委員の任期は，政令の定めるところにより，これを二年未滿に短縮することができる。

7. 道路運送法施行令 (抄録) 昭和二十二年十二月二十九日 政令第三百二十號

道路運送法施行令

第一章 施行期日

第一條 道路運送法第八條の規定は，昭和二十三年一月二十日から，これを施行する。

第二章 道路運送監理事務所

第二條 道路運送監理事務所は，運輸大臣の管理に屬し，左の事務を掌理

する。

一 道路運送法第四條の規定によりその權限に屬する事項

二 從來鐵道局及び運輸省官制第十七條の規定により設置された鐵道局自動車事務所の所掌に屬した道路運送事業，道路運送の用に供する機械器具及び臨時物資需給調整法に基く指定生産資材等の割當に關する事項

第三條第四條削除

第五條 道路運送監理事務所の名稱，位置及び管轄區域は，別表第一の通りとする。

特定道路運送監理事務所及び道路運送法第四條第三項に規定する一定の區域は，別表第二の通りとする。

第六條以下第二十三條削除

別表第一

名稱	位置	管轄區域	名稱	位置	管轄區域
東京道路運送監理事務所	東京都	東京都	福井道路運送監理事務所	福井市	福井縣
神奈川道路運送監理事務所	横濱市	神奈川縣	大阪道路運送監理事務所	大阪市	大阪府
千葉道路運送監理事務所	千葉市	千葉縣	京都道路運送監理事務所	京都市	京都府
茨城道路運送監理事務所	水戸市	茨城縣	滋賀道路運送監理事務所	大津市	滋賀縣
栃木道路運送監理事務所	宇都宮市	栃木縣	三重道路運送監理事務所	津市	三重縣
群馬道路運送監理事務所	前橋市	群馬縣	奈良道路運送監理事務所	奈良市	奈良縣
埼玉道路運送監理事務所	浦和市	埼玉縣	和歌山道路運送監理事務所	和歌山市	和歌山縣
愛知道路運送監理事務所	名古屋市	愛知縣	兵庫道路運送監理事務所	神戸市	兵庫縣
静岡道路運送監理事務所	静岡市	静岡縣	鳥取道路運送監理事務所	鳥取市	鳥取縣
山梨道路運送監理事務所	甲府市	山梨縣	島根道路運送監理事務所	松江市	島根縣
岐阜道路運送監理事務所	岐阜市	岐阜縣	廣島道路運送監理事務所	廣島市	廣島縣
富山道路運送監理事務所	富山市	富山縣	岡山道路運送監理事務所	岡山市	岡山縣
石川道路運送監理事務所	金澤市	石川縣	山口道路運送監理事務所	山口市	山口縣

香川道路運送監理事務所	高松市	香川縣	山形道路運送監理事務所	山形市	山形縣
愛媛道路運送監理事務所	松山市	愛媛縣	秋田道路運送監理事務所	秋田市	秋田縣
高知道路運送監理事務所	高知市	高知縣	宮城道路運送監理事務所	仙台市	宮城縣
徳島道路運送監理事務所	徳島市	徳島縣	福島道路運送監理事務所	福島市	福島縣
福岡道路運送監理事務所	福岡市	福岡縣	岩手道路運送監理事務所	盛岡市	岩手縣
佐賀道路運送監理事務所	佐賀市	佐賀縣	青森道路運送監理事務所	青森市	青森縣
長崎道路運送監理事務所	長崎市	長崎縣	札幌道路運送監理事務所	札幌市	石狩, 後志, 空知各支廳管内
熊本道路運送監理事務所	熊本市	熊本縣	函館道路運送監理事務所	函館市	渡島, 檜山各支廳管内
鹿兒島道路運送監理事務所	鹿兒島市	鹿兒島縣	室蘭道路運送監理事務所	室蘭市	胆振, 日高各支廳管内
宮崎道路運送監理事務所	宮崎市	宮崎縣	帶廣道路運送監理事務所	帶廣市	十勝支廳管内
大分道路運送監理事務所	大分市	大分縣	釧路道路運送監理事務所	釧路市	釧路國, 根室各支廳管内
新潟道路運送監理事務所	新潟市	新潟縣	北見道路運送監理事務所	北見市	網走支廳管内
長野道路運送監理事務所	長野市	長野縣	旭川道路運送監理事務所	旭川市	上川, 宗谷, 留萌各支廳管内

別表第二

特定道路運送監理事務所	區 域
東京道路運送監理事務所	東京都, 神奈川縣, 千葉縣, 茨城縣, 栃木縣, 群馬縣, 埼玉縣
愛知道路運送監理事務所	愛知縣, 靜岡縣, 山梨縣, 岐阜縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣
大阪道路運送監理事務所	大阪府, 京都府, 滋賀縣, 三重縣, 奈良縣, 和歌山縣, 兵庫縣, 鳥取縣, 島根縣
廣島道路運送監理事務所	廣島縣, 岡山縣, 山口縣
香川道路運送監理事務所	香川縣, 愛媛縣, 高知縣, 徳島縣
福岡道路運送監理事務所	福岡縣, 佐賀縣, 長崎縣, 熊本縣, 鹿兒島縣, 宮崎縣, 大分縣
新潟道路運送監理事務所	新潟縣, 長野縣, 山形縣, 秋田縣
宮城道路運送監理事務所	宮城縣, 福島縣, 岩手縣, 青森縣
札幌道路運送監理事務所	石狩, 後志, 空知, 渡島, 檜山, 胆振, 日高, 十勝, 釧路國, 根室, 網走, 上川, 宗谷, 留萌各支廳管内

8. 車輛規則

昭和二十二年十二月二十九日
運輸省令第三十六號

目 次

第一章 總 則

第二章 自 動 車

第一節 構造, 裝置及び性能

第二節 檢 査

第三節 整 備

第四節 登 録

第三章 事業用旅客輕車輛

附 則

車 輛 規 則

第一章 總 則

(この省令の適用)

第一條 車輛の検査, 整備及び登録については, 道路運送法の規定による外, この省令の定めるところによる。

(定 義)

第二條 この省令で特殊自動車とは, 六輪を超える自動車, 無限軌道を有する自動車, 蒸氣機關を用いる自動車, 「けん引自動車」, 「被けん引自動車」その他運輸大臣の指定する自動車をいう。

この省令で車輛重量とは, 車輛が運行に必要な裝備をした状態における重量をいい, 車輛總重量とは, 車輛重量, 最大積輕量及び五十五疋に乘車定員を乗じた重量の總和をいう。

(車輛の範圍)

第三條 道路運送法第二條第二項の車には「そり」を含み, 架線又は軌條により運行する車輛を含まない。

自動車により「けん引」する車輛は, 自動車とする。

(規定の適用除外)

第四條 左の各號に掲げる車輛には, 道路運送法第八章の規定は, これを適用しない。

一 左に掲げる自動車

(1) 二行程式の發動機を用いる自動車でその氣筒容積百立方糎未満のもの、四行程式の發動機を用いる自動車でその氣筒容積百五十立方糎未満のもの又は電動機を用いる自動車でその定格出力七百五十ワット未満の自動車

(2) ロードローラー、ブルドーザー、農耕作業用自動車その他運輸大臣の指定する特殊自動車

二 小兒車、二輪自動車その他運輸大臣の指定する旅客輕車輛
(車輛の基本原則)

第五條 車輛は、「堅ろう」で使用に充分耐えるものでなければならない。車輛の構造及び装置は、操作に便宜で作業能率の向上に適するものでなければならない。

車輛の各種装置の性能は、確實で運轉の支障とならないよう保持されなければならない。

第二章 自動車

第一節 構造、装置及び性能

(寸法及び重量)

第六條 自動車は、長さ十二米、幅二・五米、高さ三・五米、車輛總重量二十噸を超えてはならない。但し、特に運輸大臣の許可を受けたものは、この限りでない。

(安定性)

第七條 自動車の操向車輪にかかる車輛重量及び車輛總重量の割合は、各々その二割以上でなければならない。但し、側車附二輪自動車にあつては、側車の車輪にかかる車輛重量及び車輛總重量の割合は、各々その三分の一以上でなければならない。

前項の場合における車輛總重量の操向車輪又は側車の車輪にかかる割合の算定については、乗務員は、定位置にあるものとし、旅客又は積荷の重量は、客室の床面又は荷臺に平均にかかるものとして計算する。

自動車は、空車の場合において、これを左右に三十五度まで傾けても轉覆しないものでなければならない。但し、側車附二輪自動車にあつては、この傾斜角度は、これを二十五度とする。

道路運送監理事務所長(以下事務所長という。)は、自動車の速度その他使用地の情況等により、運轉上の危険がないと認めるときは、当該自

動車につき、前項本文の傾斜角度を緩和することができる。

(制動装置)

第八條 自動車には、左の條件を具備した制動装置を備えなければならない。

一 獨立に作用する二系統以上の制動装置を備えること。但し、制動力の傳達に流體壓力を用いる自動車を除いて、車輛總重量四噸未満の自動車(「被けん引自動車」を除く。)、最高時速二十糎未満の自動車又は車輛總重量二噸以上の「被けん引自動車」にあつてはこれを一系統とし、車輛總重量二噸未満の「被けん引自動車」又は「低速重量運搬被けん引自動車」にあつてはこれを省略しても妨げない。

二 制動装置(二系統以上の制動装置を備える場合にあつてはうち一系統)は、後車軸の左右の車輪を制動すること。

三 制動装置は、すべて左右の車輪に對して平等に作用する構造とすること。

四 制動装置(二系以上の制動装置を備える場合にあつては主制動装置)は乾燥した平坦な路面で最高時速八十糎以上の自動車にあつては時速五十糎のとき二十二米、最高時速三十五糎以上八十糎未満の自動車にあつては時速三十五糎のとき十四米、最高時速三十五糎未満の自動車にあつては時速二十五糎のとき十米で停止できる性能を有すること。

五 制動装置(二系統以上の制動装置を備える場合にあつてはうち一系統)は、運轉者が車内に居ないとき自動車を停止状態に保持することのできる構造とすること。

「被けん引自動車」の制動装置は、「けん引自動車」の運轉席から操作できる構造としなければならない。但し、制動するため乗務員を乗車させる場合はこの限りでない。

(最小廻轉半徑)

第九條 自動車の最小廻轉半徑は、最外側の車輪の「わだち」について測定し、十二米以内でなければならない。

事務所長は、特に申請があつた場合において相當の事由があると認めるときは、特定の自動車を限つて前項の最小廻轉半徑に關する制限を緩和することができる。

(タイヤその他の接地部の構造及び性能)

第十條 自動車のタイヤ、無限軌道その他の接地部は、道路を破損しない構造及び性能を有しなければならない。

(接 地 壓)

第十一條 自動車の接地壓については、左の制限に従わなければならない。

- 一 空気入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ二十五耗以上の固形ゴムタイヤを有する自動車の接地壓は、タイヤの接地部幅一徑當り百五十疋を超えないこと。
- 二 前號に規定するタイヤ以外のタイヤを有する自動車及びタイヤ又は無限軌道のいずれをも有しない自動車の接地壓は、タイヤ又はその他の接地部の幅一徑當り五十疋を超えないこと。
- 三 無限軌道を有する自動車の接地壓は、無限軌道の接地面積一平方徑當り三疋を超えないこと。

前項の接地壓は、車輛總重量で算定する。

(騒音、惡臭その他の防止)

第十二條 自動車は、運轉に際して甚しい騒音を發し 又は惡臭ある若しくは有害なガス又は煤煙を多量に發散しない構造とし、且つ、排出ガス、煤煙、雨水の類の車室内に侵入しない構造としなければならない。

(前 照 燈)

第十三條 自動車には、左の條件を具備した前照燈を備えなければならない。

- 一 自動車の前面の兩側に各一箇を備えること。但し、二輪自動車及び三輪自動車にあつてはこれを一箇とし「被けん引自動車」にあつてはこれを省略しても妨げない。
- 二 五十米の前方にある交通上の障害物を明瞭に認めることができる光度を有すること。但し、最高時速二十耗未満の自動車にあつては、この光度は、十五米で測定するものとする。
- 三 照射光線は、自動車の進行する方向を正射し、その主要光線は、前方二十五米で地上一・二米を超えないこと。
- 四 減光装置又は照射光線の方向を下向とする装置を有すること。

(番號燈、尾燈及び制動燈)

第十四條 自動車の後面には、夜間二十米の距離において後面の車輛番號を明瞭に認めることのできる白色の番號燈、相當の光度を有する赤色の

尾燈及び制動装置（二系統以上の制動装置を備える場合にあつては主制動装置）の操作を表示する赤色又は橙色の制動燈を備えなければならない。

番號燈は、運轉席から消燈することのできない構造としなければならない。

二輪自動車、三輪自動車及び最高時速二十耗未満の自動車にあつては、制動燈は、これを省略することができる。

(車 幅 燈)

第十五條 側車附二輪自動車には、側車の外側に車幅燈を備えなければならない。

事務所長は、前照燈の位置が不適當と認めるときは、その位置の変更を命じ、又は車幅燈を備うべきことを命ずることができる。

(警 音 器)

第十六條 自動車には、「被けん引自動車」を除いて、適當な音響を發する警音器を備えなければならない。

(速度計及び走行距離計)

第十七條 自動車には、運轉者の見易い個所に速度計及び走行距離計を備えなければならない。但し、最高時速二十耗未満の自動車及び「被けん引自動車」にあつてはこの限りでない。

(拂 拭 器)

第十八條 自動車の前面ガラスには、「被けん引自動車」を除いて、拂拭器を備えなければならない。

(方向指示器)

第十九條 運轉者室を有する自動車には、方向指示器を備えなければならない。

(緊急自動車)

第二十條 消防自動車、警察自動車、急救自動車その他緊急の用に供する自動車で運輸大臣の指定するもの（以下緊急自動車と總稱する。）には、前面から明瞭に識別できる赤色の警光燈及び容易に判別できる警音器を備えなければならない。

緊急自動車以外の自動車には、前項の警光燈及び警音器と同一又は類似の燈火又は警音器を備えてはならない。

緊急自動車以外の自動車は、赤色、白色又はこれらの色と類似の色を用いて緊急自動車と識別の困難な塗装をしてはならない。

(特別の構造、装置等)

第二十一條 事務所長は、常に危険な地区を運行する自動車又は危険物を運送する自動車については、その構造若しくは装置につき特別の制限を設け若しくは必要な変更を命じ、又は必要な装置を設くべきことを命ずることができる。

第二十二條 事務所長は、必要があるときは、前各條の規定による外、自動車について特別の装置を設くべきことを命ずることができる。

(事業用旅客自動車)

第二十三條 旅客自動車運送事業の用に供する自動車は、前各條の規定による外、左の条件を具備しなければならない。

- 一 採光、換氣及び展望の良好を保持すること。
- 二 空氣入りゴムタイヤを使用すること。
- 三 客室には、適當な室内照明装置を設けること。
- 四 座席は、努めて乗心地のよい構造とすること。

座席の数は、旅客定員の三分の一以上とすること。但し、事務所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

座席は、高さ二百五十糎以上四百五十糎以下、奥行四百糎以上、幅一人につき四百糎以上とすること。

五 立席は、幅員三百糎以上の通路に限りこれを設けること。

立席を設ける場合は、車室の高さは、これを千八百糎以上とすること。

立席の面積は、一人につき〇・一四平方米とすること。

座席が通路に面する場合にあつては、座席の前面二百五十糎の間は、これを通路とみなさないこと。

六 乗車定員八人以上の自動車にあつては、乗降口の幅は、七百五十糎以上とすること。

七 床面の高さ四百糎以上の自動車にあつては踏段を設けること。

踏段の一段の高さは、四百糎以下、奥行三百糎以上とすること。

八 乗降口には乗降用取手を、踏段には滑止を、立席を設ける場合には室内の適當な個所に握り手、吊り革その他體を支えるのに適當な施設を設けること。

九 運轉者の運轉操作を防護するのに適當な施設を設けること。

十 運轉の状況に應じ、適當な物品積載設備を設けること。

第二節 檢 査

(車輛検査の實施)

第二十四條 自動車の車登検査は、使用者の申請に因り、自動車の主たる使用地を管轄する事務所長がこれを行う。

商品として自動車を所持する者は、自動車の所在地を管轄する事務所長に申請して車輛検査を受けることができる。

第二十五條 前條の規定により車輛検査を申請する者は、申請に際し、當該自動車を正當な權原に基いて使用し、又は所持することを證する書面を提出し、且つ、自動車の乗車定員又は最大積載量を申告しなければならない。

事務所長は、前項の場合において、申請者が正當な權原者でないことを認めるときは、車輛検査を拒否しなければならない。

事務所長は、必要があると認めるときは、第一項の申告にかかわらず、乗車定員又は最大積載量を指定することができる。

車輛検査證及び車輛番號標の様式は、夫々第一號様式及び第二號様式に規定するところによる。

第二十六條 商品として車輛検査を受けた自動車には、車輛番號は、これを指定しない。

商品として車輛検査に合格した自動車を使用しようとするときは、使用者は、當該自動車を正當な權原に基いて使用することを證する書面を添え、その主たる使用地を管轄する事務所長に申請して車輛番號の指定を受け、車輛検査證に所定事項の記入を受けなければならない。

(車輛検査證及び車輛番號の指定の有効期間)

第二十七條 車輛検査證及び車輛番號の指定の有効期間は、この省令に別段の定めのある場合を除いて、これを一年とする。

事務所長は、特別の事由ある自動車については、前項の有効期間を短縮することができる。

第三十條第二項の規定により車輛検査證の書換を受けた場合においては、新車輛検査證は、舊車輛検査證の有効期間内に限り、その效力を有する。

(繼續使用)

第二十八條 車輛検査證の有効期間満了後引き続き自動車を使用しようとする者は、有効期間満了前に車輛検査を申請することができる。

事務所長は、検査の結果前項の自動車が使用に支障がないと認めるときは、新に車輛検査證を交付し、且つ、車輛番號を指定しなければならない。

(車輛番號標)

第二十九條 車輛番號標は、自動車の前面及び後面の見易い個所にこれを表示し、後面の車輛番號標は、事務所長の封印を受けなければならない。但し、二輪自動車、三輪自動車及び「被けん引自動車」にあつては、前面の車輛番號標は、これを省略することができる。

(使用者及び使用地の變更)

第三十條 自動車の使用者が變更したときは、後の使用者は、當該自動車を正當な權原に基いて使用することを證する書面を添え、變更後十日以内にその主たる使用地を管轄する事務所長に届け出て、車輛検査證に所定事項の記入を受けなければならない。

自動車の使用者は、主たる使用地を變更したときは、變更後十日以内に後の使用地を管轄する事務所長に届け出て、車輛検査證の書換及び車輛番號の指定を受けなければならない。

(構造、装置等の變更)

第三十一條 自動車の使用者は、左の各號に規定する場合には、遅滞なく車輛検査を受けなければならない。

- 一 原動機の種類を變更したとき。
- 二 車輛の長さを著しく變更したとき。
- 三 乗車定員又は最大積載量を變更したとき。
- 四 燃料の種類を變更するため燃料装置の構造を變更したとき。

前條及び前項に規定する場合を除いて、車輛検査證に記載する事項につきこれを變更したときは、遅滞なく自動車の主たる使用地を管轄する事務所長に届け出て、所定事項の記入を受けなければならない。

(臨時運轉)

第三十二條 車輛検査、試運轉及び廻送のため臨時に自動車を運轉しようとする者は、その所在地を管轄する事務所長の許可を受けなければならない。

ない。

事務所長は、自動車の臨時運轉を許可するときは、臨時運轉許可證を交付し、且つ、臨時車輛番號標を貸與する。

第一項の目的を以て運轉する自動車は、臨時運轉許可證を備え付け、且つ、貸與を受けた臨時車輛番號標を所定の個所に表示しなければ、これを運轉してはならない。

臨時運轉許可證及び臨時車輛番號標の様式は、夫々第三號様式及び第四號様式に規定するところによる。

臨時車輛番號標の貸與期間は、五日を超えてはならない。但し、特に事務所長の許可を受けたときはこの限りでない。

自動車の臨時運轉の許可を受けた者は、その許可期間が満了したときは、遅滞なく當該事務所長に臨時運轉許可證及び臨時車輛番號標を返納しなければならない。

(臨時検査)

第三十三條 事務所長は、必要があると認めるときは、臨時に自動車の検査を行うことができる。

事務所長は、必要があると認めるときは、車輛検査證を交付し、且つ、車輛番號を指定し、又は既に交付した車輛検査證につき、その有効期間を短縮し、又は必要事項の記入をすることができる。

(車輛検査證の再交付及び返納)

第三十四條 自動車の使用者は、車輛検査證を滅失し、又は「き損」したときは、主たる使用地を管轄する事務所長に届け出てその再交付を受けることができる。

自動車の使用者は、左の各號に規定する場合においては、遅滞なく車輛検査證を主たる使用地を管轄する事務所長に返納しなければならない。

- 一 自動車の使用を廢止したとき。
- 二 自動車の使用の停止又は禁止を命ぜられたとき。
- 三 車輛検査證の書換を受けたとき。
- 四 車輛検査證の再交付を受けた者が舊車輛検査證を所持するとき。
- 五 車輛検査證の有効期間が満了したとき。

事務所長は、自動車の使用の停止期間が満了したときは、前項の第二

號の規定により返納させた車輛検査證を自動車の使用者に還付しなければならない。

第三節 整備

(點檢、給油及び清掃)

第三十五條 自動車は、運行開始前その要部を點檢しなければならない。

自動車の軸受その他磨損し易い個所には適切な給油をしなければならない。

自動車は、常に清潔にこれを保持しなければならない。

(七千五百軒整備)

第三十六條 自動車運送事業の用に供する自動車（以下事業用自動車という。は、走行七千五百軒を超えないごと又は期間三箇月を超えないごとにその要部を整備しなければならない。

(三萬軒整備)

第三十七條 事業用自動車は、走行三萬軒を超えないごと又は期間一年六箇月を超えないごとにその要部を解體し、運輸大臣の定める基準により、これを整備しなければならない。但し、新造自動車にあつては、この場合における走行軒又は期間は、これを夫々四萬五千軒又は二箇年まで延長することができる。

事務所長は、使用の状況により必要があると認めるときは、前項の走行軒又は期間を短縮することができる。

(車歴簿)

第三十八條 自動車運送事業者は、前二條の規定により整備をしたときは、その概要、費用、年月日その他必要な事項を車歴簿に記入しなければならない。

前項の規定は、臨時の必要により修理又は改造をした場合にこれを準用する。

車歴簿の様式は、第五號様式に規定するところによる。

(自家用自動車の整備)

第三十九條 自家用自動車を使用する者は、努めて前三條の規定の趣旨に従い、自動車の整備を圖らなければならない。

第四節 登録

(登録の實施)

第四十條 自動車の登録は、その主たる使用地を管轄する事務所長がこれを行う。

自動車の登録を申請しようとする者は、車輛検査證及び当該自動車を正當な權原に基いて所有することを證する書面を提出しなければならない。

自動車の登録簿及び登録證の様式は、夫々第六號様式及び第七號様式に規定するところによる。

臨時運轉の許可を受けて運轉する自動車については、登録は、これを行わない。

(登録事項の變更)

第四十一條 自動車を所有する者は、登録簿に記載する事項につき、これを變更したときは、その變更後十日以内に登録を受けた事務所長に届け出て所定事項の記入を受けなければならない。

前項の場合における變更が自動車の主たる使用地の變更に関するものであるときは、舊使用地を管轄する事務所長に届け出て登録の抹消を受け、その寫を添えて新使用地を管轄する事務所長に届け出なければならない。

(登録證の再交付)

第四十二條 自動車を所有する者は、自動車登録を滅失し、又は「き損」したときは、登録を受けた事務所長に申請してその再交付を受けることができる。

(登録の抹消)

第四十三條 自動車を所有する者は、その使用を廢止したときは、遲滞なくその登録を受けた事務所長に登録の抹消を申請しなければならない。

道路運送法の規定により自動車の使用を禁止したとき又は車輛検査證の有効期間が満了し一箇月を経過しても第二十八條の車輛検査を受けないときは、事務所長は、その登録を抹消しなければならない。

(登録證の返納)

第四十四條 左の各號の一に該当するときは、自動車を所有する者は、遲滞なく自動車登録證をその登録を受けた事務所長に返納しなければならない。

ない。

- 一 自動車の使用を廃止したとき。
- 二 自動車の使用の禁止を命ぜられたとき。
- 三 車輛検査の有効期間満了後一箇月を経過したとき。
- 四 自動車登録證の再交付を受けた場合において舊自動車登録證を所持するとき。

前項第一號乃至第三號の場合において自動車登録證の返納をした者の申請があるときは、事務所長は、その申請者に對し、返納の事實を證する書面を交付しなければならない。

第三章 事業用旅客輕車輛

(構造、装置及び性能)

第四十五條 旅客輕車輛運送事業の用に供する旅客輕車輛（以下事業用旅客輕車輛という。）の構造及び装置は、第五條の規定による外、左の各號によらなければならない。

- 一 車輛の幅は二米、高さは三米を超えないこと。
- 二 適當な制動装置を備えること。但し、人力車及び「そり」を除く。
- 三 雨水の類の車室内に侵入しない構造とすること。

事業用旅客輕車輛には、第十條、第十一條、第十六條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條第一號第四號第五號第七號乃至第十號の規定を準用する。この場合において、第二十一條及び第二十二條中「事務所長」とあるのは、「都の區の長又は市町村長（以下市町村長等という。）」と読み替えるものとする。

(検査)

第四十六條 事業用旅客輕車輛の検査は、使用者の申請に因り、當該車輛の主たる使用地を管轄する市町村長等がこれを行う。

車輛検査を申請する者は、申請に際し車輛の乗車定員又は最大積載量を申告しなければならない。

車輛番號標は、車輛の後面の見易い個所にこれを表示しなければならない。

車輛検査證に記載する事項につきこれを變更したときは遅滞なく車輛の主たる使用地を管轄する市町村長等に届け出て所定事項の記入を受けなければならない。

車輛検査證及び車輛番號標の様式は、夫々第八號様式及び第九號様式に規定するところによる。

事業用旅客輕車輛には、第二十五條第三項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條、第三十三條並びに第三十四條の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「事務所長」とあるのは、「市町村長等」と読み替えるものとする。

(整備)

第四十七條 事業用旅客輕車輛には、第三十五條の規定を準用する。

附 則

この省令は、道路運送法附則第一條第一項の規定施行の日から、これを施行する。

昭和十六年鐵道省令第三號旅客自動車運輸事業設備規程及び同年鐵道省告示第十二號（旅客自動車運輸事業設備規程第三條ノ規定ニ依ル車體規格ニ關スル件）は、これを廢止する。

この省令施行の際現に使用中の自動車で制動燈、車幅燈、速度計、走行距離計拂拭器又は方向指示器の備のないものは、この省令施行後一年間は、これを備え付けなくても使用することができる。

この省令施行の際現に使用中の自動車につき昭和八年内務省令第三十三號自動車取締令により交付した車輛登録又は同令により指示した車輛番號は、夫々この省令による自動車の車輛検査證及び車輛番號とみなす。

この省令施行の際現に自動車取締令により交付した一時運轉許可證及び同令により貸與した一時運轉許可標板は、夫々この省令による自動車の臨時運轉許可證及び臨時車輛番號標とみなす。

事業用旅客輕車輛は、この省令公布の日から六箇月内は、車輛検査を受けなくても、これを使用することができる。

第一號様式 (自動車の車輛検査證)

自動車検査證			
道路運送管理事務所 ㊟			
車輛番號	第 號	登録番號	第 號
事業用、自家用の別		種 類	
乗用、貨物の別		車 名	
特殊用途		型式及び年式	
乗車定員		人 原動機の種類	
最大積載量		㊟ 燃料の種類	
車輛總重量		㊟ 定格出力	馬力 *ロワット
車輛重量		㊟ 行程式	行程式
長 さ	米	氣 筒 數	耗 耗 ×
幅	米		
高 さ	米	總容積	立方糎
車臺番號	第 號	機關番號	第 號
變 更 欄			

十二糎

十六糎
(表)

自動車検査證 交付年月日	年 月 日
有効期間	自 年 月 日至 年 月 日
	自 年 月 日至 年 月 日
使用者 住所氏名	
所有者 住所氏名	
主たる使用地	
格納車庫所在地、 車庫のないときは車輛 の當時所在する場所	
備 考	

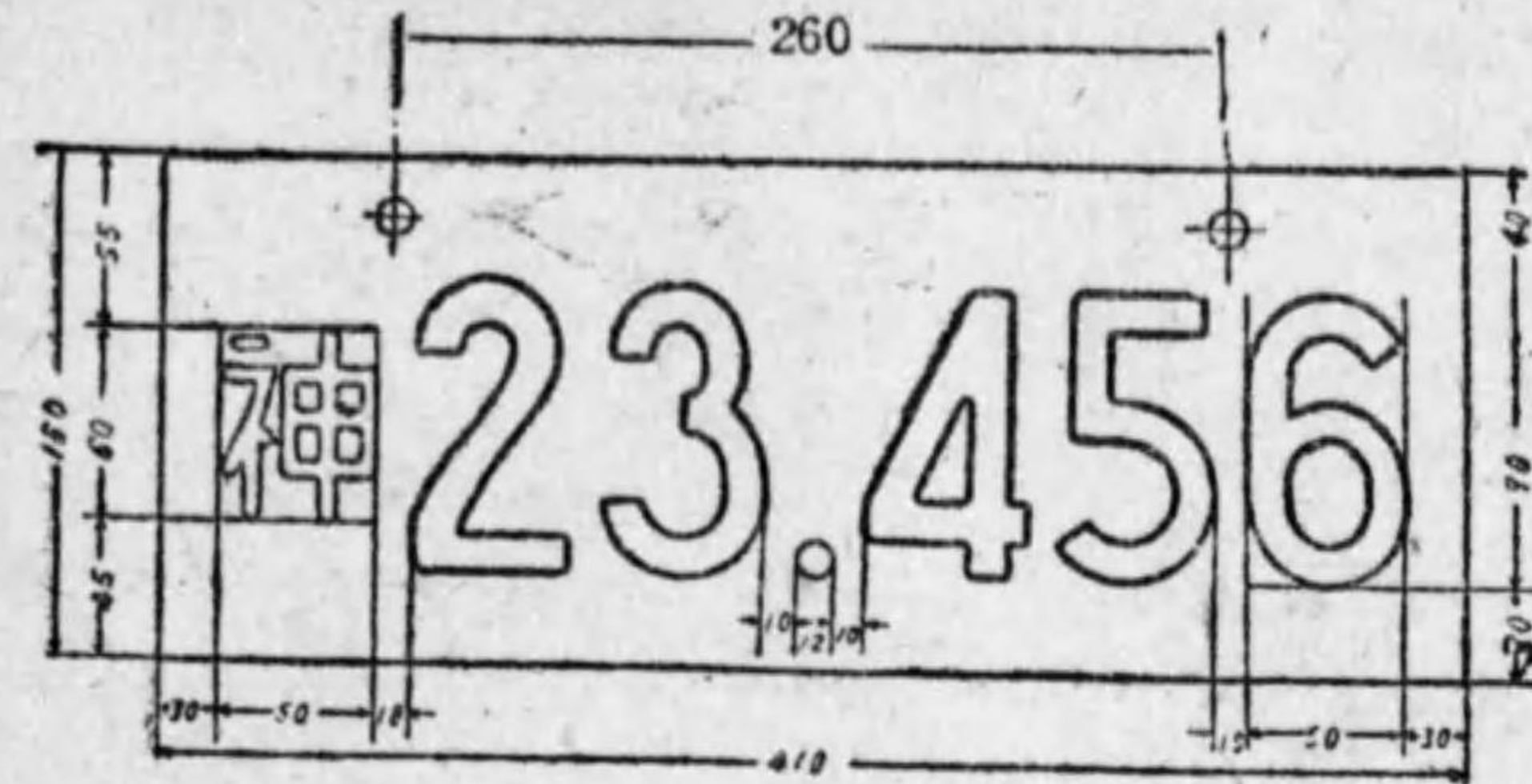
(裏)

備考 (1) 種類欄には次に示す區別に従つて當該自動車の種類別を記入する外、車輪数を記入すること。この場合において車輪は、一輪として取り扱うものとする。

種類	原動機の大きさ			車輛の大きさ			摘要
	發動機		電動機	長さ	幅	高さ	
普通	大型	5,000 立方種以上	3,500 立方種以上	43 米以上	1.6 米以上	2 米以上	特殊自動車にあつては「けん引車」、「無限軌道車」、「八輪車」等の區別を記入すること。
	中型	1,500 立方種以上	1,000 立方種以上				
小型	5,000 立方種未満	3,500 立方種未満	43 米 未満	1.6 米 未満	2 米 未満		
	1,500 立方種未満	1,000 立方種未満					
特殊							

- (2) 車名欄には「フォード」、「シボレー」、「トヨタ」、「ニッサン」、「イズ」等を記入すること。
- (3) 型式及び年式欄には「箱型」、「幌型」、「平型」、「三方開型」等を記入すること。
- (4) 特殊用途欄には靈柩運送、撒水、工作、消防、警察等特殊の用途を記入することともに、特殊構造の車輛にあつてはその構造を略記すること。
- (5) 原動機の種類欄には發動機、電動機及び蒸氣機關の別を記入し、發動機にあつては、なおディーゼル機關及びガソリン機關の別を記入すること。
- (6) この表中記載事項を訂正したときは、擔當官において捺印すること。

第二號様式 (自動車の車輛番號標)



- 備考 (1) 車輛番號標は、金屬製とし、文字は、浮出とすること。
- (2) 車輛番號には東京におけるものを除いて、圖示の例により所管道路運送監理事務所の頭文字を冠すること。但し次に掲げるものにあつては、夫々その示すところによること。
宮崎は宮崎、愛媛は愛媛、大分は大分、山形は山形、山梨は山梨、福島は福島、福井は福井、長崎は長崎
- (3) 車輛番號標は、事業用にあつては黒字に白字とし、自家用にあつては白地に黒字とすること。但し、小型自動車にあつては橙色地に黒字とし、特殊自動車にあつては空色地に黒字とする外、自家用の小型自動車にあつては車輛番號標の外側に幅十耗の赤色の枠を附すること。
- (4) 寸法は、總べて耗とすること。但し、小型自動車における車輛番號標の寸法は、總べてこの圖の五分の四とすること。
- (5) 車輛番號標の封印金具には、上記第(2)による頭文字を刻むこと。

第三號様式 (自動車臨時運轉許可證)

自動車臨時運轉許可證			
年 月 日			
道路運送管理事務所 印			
臨時運轉 許可番號	第 號	臨時車 輛番號	第 號
使用 者 住所氏名			
運轉の 目的			
運轉 經路			
有効 期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
車 名		型 式	
年 式		機 關 番 號	第 號
備考			

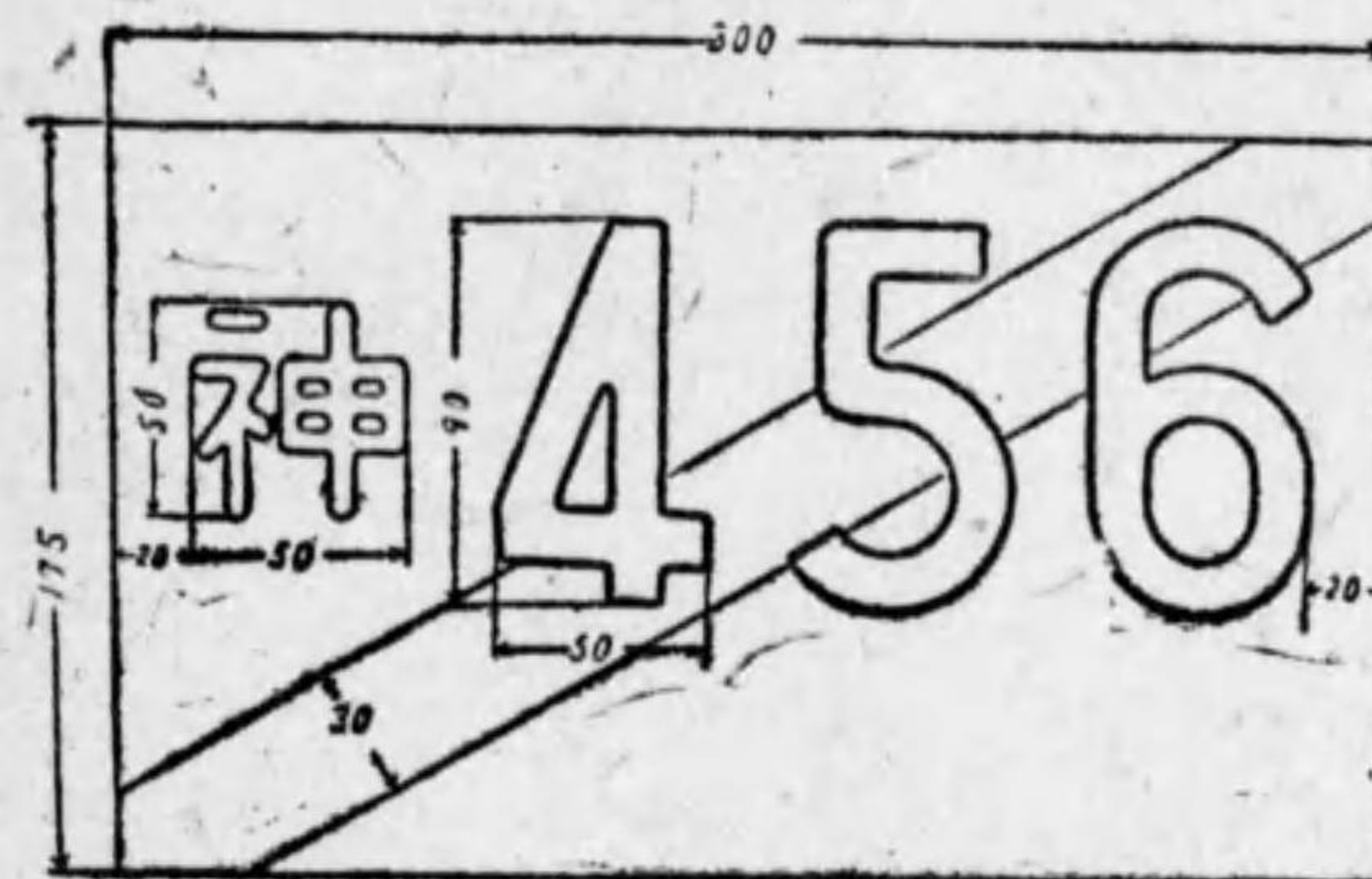
十五種

十二種

備考

- (1) 車名欄には「フォード」、「シボレー」、「トヨタ」、「ニッサン」、「イスズ」等を記入すること。
- (2) 型式欄には「箱型」、「幌型」、「平型」、「三方開型」等を記入すること。

第四號様式 (自動車臨時番號標)



備考

- (1) 臨時車輛番號標は、金屬製とし、文字は、浮出とすること。
- (2) 臨時車輛番號には、圖示の例により、第二號様式備考(2)に準じ關係道路運送監理事務所の頭文字を冠すること。
- (3) 臨時車輛番號標は、白地に黒字とすること。
- (4) 斜線は、赤色とする。
- (5) 寸法は、總べて耗とすること。

車 歴 簿				
車輛番號		使用者名 ()		
總 括 表				
概況	乗用の貨別		特殊用途	
	車名		乗車定員	人
	型式		最大積載量	kg
	年式		長さ	米
	車輛重量	kg	幅	米
	車輛重量	kg	高さ	米
車體	製造所名		型式	
	製造年月日	年 月 日	制動装置の構造の種類	
	番 號	第 號		
原動機	種 類		行程式	行程式
	製造所名		筒 數	
	製造年月日	年 月 日	直徑及び行程	耗×耗
	名 稱		總容積	立方寸
	型 式		其 の 他	
	番 號	第 號		
	定格出力	馬力 キロワット		
最高出力	馬力 キロワット			

← 十四 欄 →

整備箇所	整備年月日	事 由	費 用	修理工場

- 備 考
- (1) 特殊用途欄には靈柩運送、撒水、工作等特殊の用途を記入するとともに、特殊構造の車輛にあつては、その構造を略記すること。
 - (2) 車名欄には「フォード」、「シボレー」、「トヨタ」、「ニッサン」、「イスズ」等を記入すること。
 - (3) 概況型式欄には「箱型」、「幌型」、「平型」、「三方開型」等を記入すること。
 - (4) 事由欄には「七千五百軒整備」、「三萬軒整備」、「衝突」、「轉覆」その他整備の事由及びその時に於ける累計走行を記入すること。

第六號様式 (自動車の登録簿)

自動車登録簿				
道路運送監理事務所				
登録番号	第 號	登録年月日	年 月 日	
車名型式 及び年式 原動機の 種類				
	車輛番号	第 號		
權關番号	第 號	車臺番号	第 號	
取得の事由				
所有者 住所氏名				
原動機 の種類 變更欄	種類	變更事由	變更年月日	登録年月日
			年 月 日	年 月 日
車變 輛更 番 號欄	車輛番号	變更事由	變更年月日	登録年月日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
機變 關更 番 號欄	機關番号	變更事由	變更年月日	登録年月日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日

二十三種
(表)

十四種

(裏)

車變 臺更 番 號欄	車臺番号	變更事由	變更年月日	登録年月日
	第 號		年 月 日	年 月 日
	第 號		年 月 日	年 月 日
所 有 者 住 所 氏 名 變 更 欄	住所氏名	取得の事由 及び年月日	登録年月日	
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
備 考				

備考

- (1) 原動機の種類欄には発動機、電動機及び蒸気機関の別を記入し
発動機にあつては、なおディーゼル機関及びガソリン機関の別を
記入すること。
- (2) 取得の事由欄には、賣買、贈與等の別を記入すること。
- (3) この表中記載事項を訂正したときは、擔當官において捺印する
こと。

(表)

年 年 月 交付 自動車登録證		道路運送監理事務所 印
------------------------	--	-------------

(表)

登録番号第 號		登錄年月日	車變 車輛番號		號	車變 車臺番號		號	機關番號變更欄		機關番號變更事由登錄年月日		所有者住所氏名變更欄		備考	取得の事由及び登錄年月日		
原動機の種類	車名、型式及び年式	年 月 日	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
取得の事由	原動機の種類	年 月 日	車輛番號	車臺番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號
所有者住所氏名	原動機の種類	年 月 日	車臺番號	車臺番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號
車變 車輛番號	車變 車臺番號	年 月 日	車臺番號	車臺番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號	機關番號

備考 (1) 原動機の種類欄には、發動機、電動機及び蒸氣機關の別を記入し、發動機にあつては、なおデイト
 (2) 取得の事由欄には、購入、贈與等の別を記入すること。
 (3) この表中記載事項を訂正したときは、擔當官において捺印すること。
 (4) この表は、三つ折とすること。

第八號様式 (旅客車輛の車輛検査證)

(表)

旅客輕車輛検査證	
當該行政廳印	
車輛番號	第 號
種類	
乘車定員	人
長さ	米
幅	米
高さ	米
變更欄	

九 寸

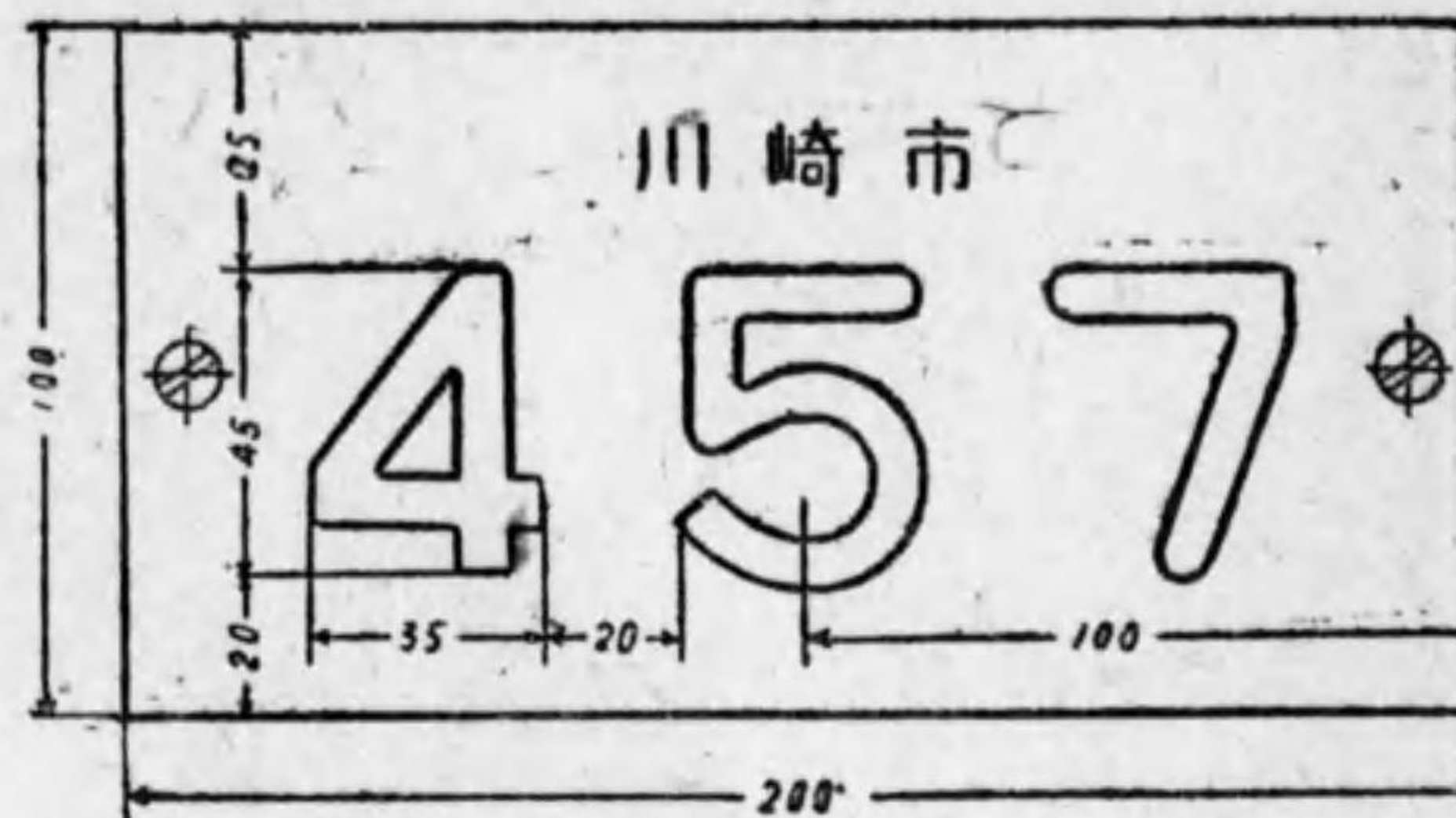
(裏)

検査證交付年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
所有者住所氏名	
使用者住所氏名	
主たる使用地	
備考	

考(1) 種類欄には乗合馬車, 人力車等の別を記入すること。

(2) この表中記載事項を訂正したときは, 擔當官において捺印すること。

第九號業式 (旅客輕車輛の車輛番號標)



備考

(1) 車輛番號標は, 白地に黒字とすること。

(2) 車輛番號標には, 圖示の例により, 車輛検査の所管行政廳の示をすること。

(3) 寸法は, 總べて耗とすること。

16687

昭和23年11月15日印刷

昭和23年11月20日發行

最新自動車技術必携

定價 220圓

荷造送料 30圓

編輯兼
發行者 柴山當夫

東京都千代田區神田旅籠町三ノ六
理工圖書株式會社 代表者

印刷者 下谷修久

東京都千代田區神田司町一ノ一六

印刷所 千修印刷株式會社

東京都千代田區神田司町一ノ一六

東京都千代田區神田旅籠町三ノ六

發行所 理工圖書株式會社

電話 下谷 (83) 808・809番

日本出版協會會員番號 A118001番

539-J48



1200500745928



終